

**改訂版**

**南丹市緑の基本計画**

**南丹市**

# 改訂版 南丹市緑の基本計画 目次

## 序章 南丹市緑の基本計画改訂の考え方

序-1	緑の基本計画とは	1
序-2	南丹市緑の基本計画改訂の主旨	2
序-3	計画の位置づけ	2
序-4	計画の対象範囲	3
序-5	計画の期間	4
序-6	緑地の分類	4
序-7	上位・関連計画	7

## 第1章 現況調査

1-1	自然的条件調査	11
1-2	社会的条件調査	16
1-3	緑地現況・緑化状況調査	29

## 第2章 解析・評価と課題の整理

2-1	4系統別の解析・評価	39
2-2	課題の整理	44

## 第3章 緑地の保全及び緑化の目標

3-1	基本理念	47
3-2	基本方針	48
3-3	緑の将来像	49
3-4	計画のフレーム	53
3-5	計画の目標水準	54
3-6	緑化の目標	56

## 第4章 緑地の配置方針

4-1	4系統別の配置方針	57
-----	-----------	----

## 第5章 緑地の保全及び緑化推進のための施策

5-1	施設緑地の整備目標及び配置方針	61
5-2	地域制緑地の指定目標及び配置方針	65
5-3	都市緑化の目標及び緑化推進のための施策	68

## 第6章 緑化重点地区における緑化の推進に関する事項

6-1	緑化重点地区の設定	79
6-2	緑化重点地区の緑化推進による波及効果（ねらい）	81
6-3	八木町市街地地区	82
6-4	吉富駅西地区	85

## 計画の目標水準に関する個別調書

様式1	緑地の整備目標総括表	様式1
様式2	施設緑地の整備目標個別調書	様式2-1
様式3	地域制緑地の整備目標個別調書	様式3

## 序章 南丹市緑の基本計画改訂の考え方

### 序－1 緑の基本計画とは

『緑の基本計画』とは、都市緑地法第4条に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、市町村がその区域における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として定めることができるとされています。

「緑の基本計画」は、平成6年の都市緑地保全法（現在の都市緑地法）の改正により創設された計画制度であり、緑地の保全から公園緑地の整備、その他の公共公益施設及び民有地の緑化の推進に至るまで、都市の緑全般について、将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を定めた総合的な計画です。

緑の基本計画に関しては、平成23年に都市緑地法運用指針が改正され、計画の内容や策定時の留意事項に、「生物多様性の確保に関する視点」が追加されました。

更に、公園の老朽化、財政制約等を背景とした「ストックの適正管理の重要性」、都市緑地の継続的な減少による「都市農地が発揮する緑地機能の重要性」の高まりを受けて、民間活力を最大限に活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、平成29年に都市緑地法等6つの法律が改正され、緑の基本計画への記載事項の拡充が行われました。

計画の法定記載事項は以下のとおりであり、都市緑地法運用指針では、(1)、(2)については定めることが望ましいとされており、その他の事項についても、地域の実情に応じて積極的に定め、計画の充実を図ることが望ましいとされています。

#### ■計画の法定記載事項（赤字傍線部を改正で追加）【都市緑地法第4条】

- (1) 緑地の保全及び緑化の目標
- (2) 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- (3) 地方公共団体の設置に係る都市公園（都市公園法第2条第1項に規定する都市公園をいう。）の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項
- (4) 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
- (5) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定による生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項
- (6) 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
- (7) 緑化地域における緑化の推進に関する事項
- (8) 緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

## 序－２ 南丹市緑の基本計画改訂の主旨

### ① 中間年次における検証・時点修正

当初計画の検討開始時期から、概ね 20 年後の令和 9 年度を目標年次、概ね 10 年後の平成 29 年度を中間年次としているため、南丹市の緑を取り巻く環境の変化、現行計画における施策の進捗状況を踏まえた中間年次における検証が必要です。

### ② 上位計画の改訂、関連計画の策定を踏まえた改訂

上位計画にあたる「第 2 次南丹市総合振興計画」の策定及び「南丹市都市計画マスタープラン」の改訂をはじめ、現行計画策定以降のその他関連計画の策定・改訂を踏まえた改訂が必要です。

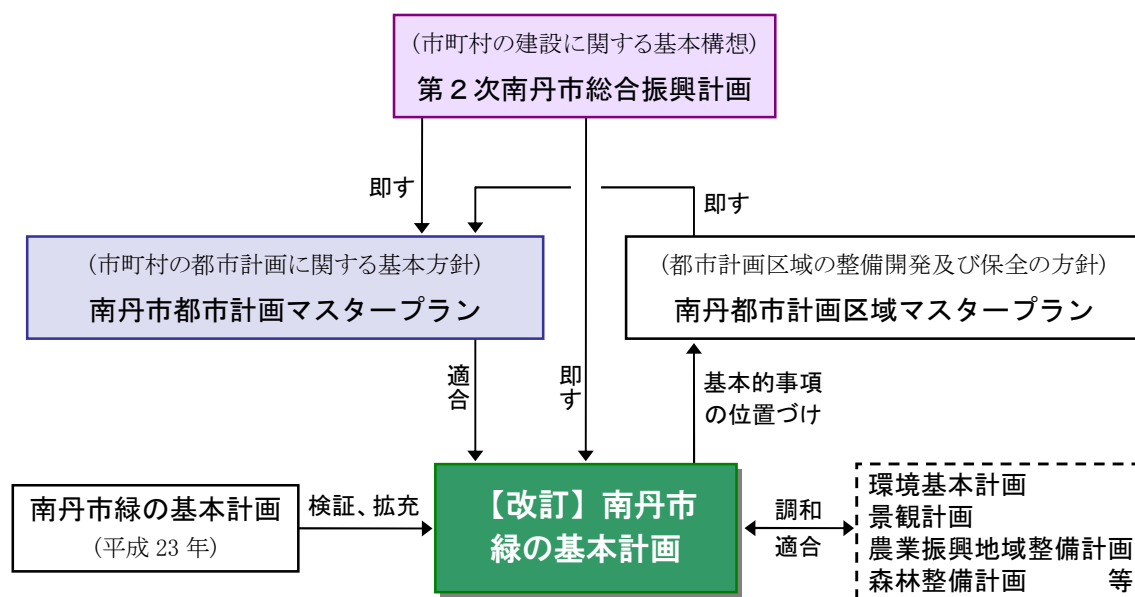
### ③ 都市緑地法などの改正を踏まえた記載内容の拡充

平成 23 年の都市緑地法運用指針の改正、及び平成 29 年の都市緑地法の改正により、記載事項に、「生物多様性の確保」、都市公園の「管理」の方針、「都市農地を計画的に保全するための方針」が追加されたため、記載内容の拡充が必要です。

## 序－３ 計画の位置づけ

『緑の基本計画』は、「市町村の建設に関する基本構想」に即し、「市町村の都市計画に関する基本方針」に適合することが必要であり、この結果、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とも整合が図られることとなります。

また、環境基本法に基づく「環境基本計画」等とも調和を保つこととされています。



■ 緑の基本計画の位置づけ



## 序-4 計画の対象範囲

『南丹市緑の基本計画』は、市全域を対象として、緑地の保全に関する事項を定め、都市計画区域内を対象として、都市公園の配置や都市緑化の推進等に関する事項を定めま

す。

都市緑地法では、緑の基本計画は「都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で、主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するために定めること」とされています。

しかし、本市においては、市域の9割近くを森林が占めており、北部の都市計画区域外に広がる森林が市の緑の骨格を形成する上で重要な役割を果たしているとともに、日吉ダム周辺の施設や日本の原風景の残るかやぶき民家群などは重要な地域資源として位置づけられています。

また、平成28年には、山地や河川がもたらす豊かな自然や景観、それらと相まった伝統文化等が高く評価され、南丹市を含む由良川・桂川の上中流域が、「京都丹波高原国定公園」に指定されています。

このため、南丹市緑の基本計画は、市全域について緑地の保全等に関する措置を総合的に定めるものとし、このうち、都市公園等の施設緑地に関する事項について、都市計画区域内を対象に定めるものとします。



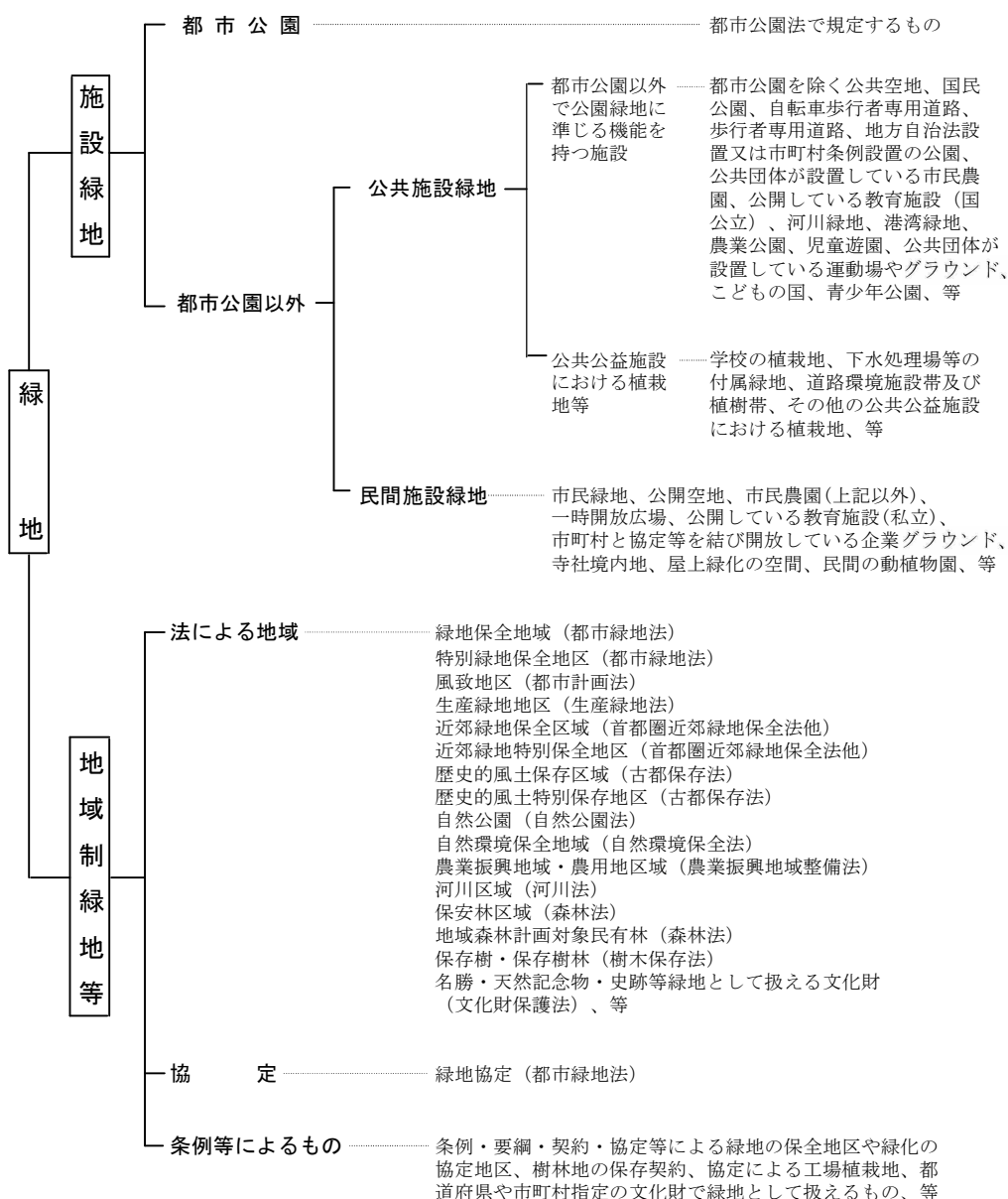
## 序-5 計画の期間

今回の改訂は、上位計画にあたる南丹市都市計画マスタープランの改訂に併せた中間年次での時点修正を基本とするため、平成 30 年を基準年とし、目標年次は現行計画を踏襲し令和 9 年度とします。

## 序-6 緑地の分類

### (1) 緑地の分類

緑の基本計画が対象とする緑地は、「施設緑地」と「地域制緑地」に大別され、それぞれ以下のように分類されます。



### ■緑地の分類

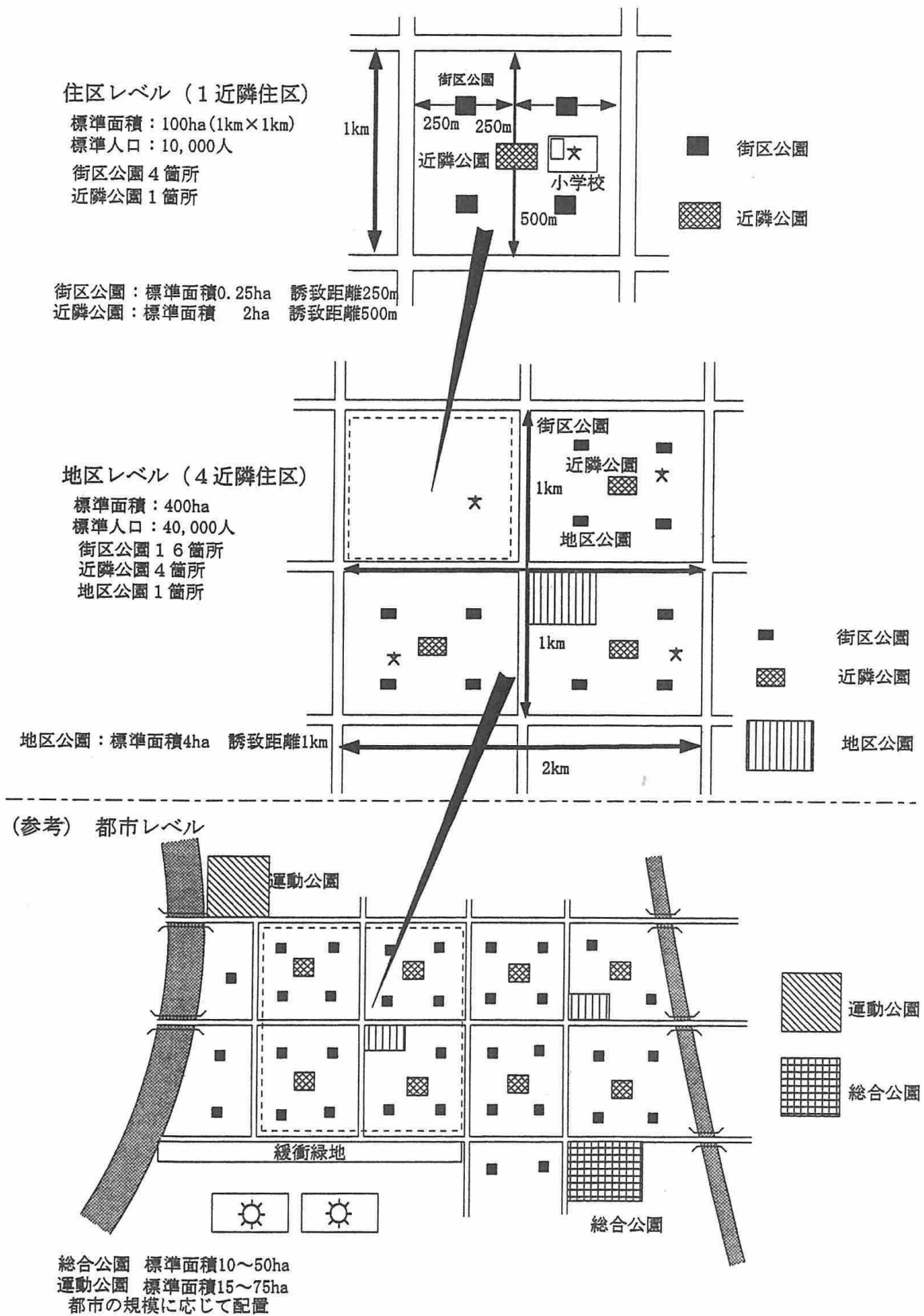
## (2) 都市公園の分類と配置の基本的な考え方

## ■都市公園の種類と内容

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等を分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注) 近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位

出典：国土交通省ホームページ



■都市公園等の基本的な配置の考え方 (配置パターン図)

出典：緑の基本計画ハンドブック 2001版 (国土交通省資料)

序-7 上位・関連計画

(1) 南丹都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (H28. 5)

■「自然環境の整備又は保全に関する方針」の概要

<p>基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こころとからだをはぐくむみどりの保全と創出</li> <li>・やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出</li> <li>・いきものを守り育てるみどりの保全と創出</li> <li>・くらしを守るみどりの保全と創出</li> <li>・京都らしさを感じるみどりの保全と創出</li> </ul>												
<p>実現のための 具体の都市計画 制度の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園や水辺の整備を促進する</li> <li>・自然環境、自然景観を保全する</li> <li>・都市の緑化を推進する</li> <li>・水と緑のネットワークを形成する</li> </ul>												
<p>主要な緑地の確保 目標 (おおむね 10 年以内 (南丹市関 連))</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>名 称 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設緑地</td> <td>住区基幹公園</td> <td>八木西1号公園、吉富1号公園 等</td> </tr> <tr> <td>地域制緑地</td> <td>緑地保全配慮地区</td> <td>天神山緑地保全配慮地区 等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他公園・緑地</td> <td>吉富駅西地区 等</td> </tr> </tbody> </table>	種 別		名 称 等	施設緑地	住区基幹公園	八木西1号公園、吉富1号公園 等	地域制緑地	緑地保全配慮地区	天神山緑地保全配慮地区 等	その他公園・緑地		吉富駅西地区 等
種 別		名 称 等											
施設緑地	住区基幹公園	八木西1号公園、吉富1号公園 等											
地域制緑地	緑地保全配慮地区	天神山緑地保全配慮地区 等											
その他公園・緑地		吉富駅西地区 等											
	<p>凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村界</li> <li>都市計画区域</li> <li>商業地</li> <li>業務地</li> <li>工業地</li> <li>住宅地</li> <li>自動車専用道路</li> <li>幹線道路</li> <li>鉄道</li> <li>河川</li> <li>下水処理場</li> <li>公園・緑地</li> </ul>												

(2) 第2次南丹市総合振興計画 (H30. 3)

<p>めざすべき まちの将来像</p>	<p>森・里・街・ひとがきらめく ふるさと 南丹市</p>
<p>まちづくりの 基本方針</p>	<p>(1) つながりのあるまちづくり【人権・コミュニティ・協働】                  (2) 健やかで幸せに暮らせるまちづくり【保健・子育て・医療・福祉】                  (3) 学び楽しむまちづくり【教育・文化・スポーツ】                  (4) 自然と共生したまちづくり【環境】                  (5) 活力とにぎわいのあるまちづくり【産業振興】                  (6) 安全・安心なまちづくり【危機管理】                  (7) 美しく快適なまちづくり【都市基盤】                  (8) 効率的・効果的な行財政によるまちづくり</p>
<p>将来のまちの すがた</p>	<p>【ふれあいの森・国定公園ゾーン】                  地域資源を保全し生かしながら、地域おこしを推進し、グリーン・ツーリズムや都市からの移住促進を図るほか、市民が主体となった農林水産物加工販売などを進め、自然とのふれあい豊かな地域整備を進めます。</p> <p>【やすらぎの田園ゾーン】                  地域特性を生かした農・畜産ブランド化の推進などの産業振興、スポーツ・健康づくりイベントの推進、学習セミナー活動や文化芸術活動の場づくり、余暇施設の充実などの地域整備を進めます。</p> <p>【癒しの里山ゾーン】                  四季を通じて楽しめる自然と温泉を生かした、観光とレクリエーションを中心とした地域整備を進めます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【将来のまちのすがた構想図】</b></p>


## (3) 第2次南丹市環境基本計画 (R3. 3)

基本理念	<p>【意欲のある人】環境をよくするために自ら考え、行動する、意欲のある人を目指す</p> <p>【きずなを結ぶ】環境を慈しむ心をとおして「人と人」を結び、きずなの強いまちを目指す</p> <p>【資源を活かす】限りある資源を活かし、持続的に発展するまちを目指す</p> <p>【自然と共生】豊かな自然を守り、将来に残すため、人と自然が共に生きるまちを目指す</p>
目指す環境像	<p>豊かな自然と人を守り育むまち 南丹</p> <p>～住み続けたい・住みたいまちづくりを目指して～</p>

基本目標	基本方針	環境保全施策
人づくり	環境に優しい地域づくり・人づくりの推進	<p>環境学習の推進</p> <p>地域の環境保全活動の取組支援</p> <p>様々な主体間の連携・協働体制の強化</p>
	環境情報の共有	環境情報の収集・発信
生活環境	安心安全に暮らせる生活環境の保全	<p>環境リスクの管理</p> <p>有害化学物質への対策強化</p>
	ごみのポイ捨て・不法投棄のない美しいまちづくりの推進	ごみのポイ捨て・不法投棄対策の強化
	心が安らぐまちなかの緑の保全・創出	まちなかの緑の整備・維持管理の推進
地域環境資源	自然環境の保全・活用	<p>森林の保全・活用</p> <p>農地の保全・活用</p> <p>河川・ダム湖の保全・活用</p>
	生物多様性の保全	<p>貴重な動植物の保全</p> <p>有害鳥獣・外来生物への対策強化</p>
	歴史文化・景観の保全・活用	伝統ある歴史・文化や美しい景観の保全・活用
	地域資源を活用したまちづくりの推進	地域循環共生圏の構築に向けた仕組みづくり
資源循環	3Rの推進	<p>3Rの取組強化</p> <p>適正なごみ処理体制の整備</p> <p>プラスチックごみ削減対策強化</p> <p>食品ロス削減対策強化</p>
地球環境	地球温暖化対策の推進	<p>地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進</p> <p>地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）の推進</p>



(4) 南丹市景観計画 (H26. 3)

<p>景観計画区域</p>	<p>先進的に景観政策を展開してきた美山町地域とし、今後、啓発を行い景観保全に対する気運が高まった地域から順次拡大を目指す</p>
<p>基本理念</p>	<p>「市民も来訪者も みんな“ほっ”とできる癒しのまち 南丹市」</p>
<p>基本目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人々が安心していきいきと暮らし、景観に癒されるまちづくり</li> <li>・自然と歴史と文化が織り成す景観に自信と誇りをもてるまちづくり</li> <li>・農林水産業などの地域産業と景観資源をともに生かしたまちづくり</li> </ul>
<p>景観特性 「エリア」の設定</p>	 <p>【エリア別の範囲】</p> <p>①山里自然エリア</p> <p>②伝統的景観重点エリア</p> <p>伝統的景観重点エリア (重要伝統的建造物群保存地区の範囲)</p>
<p>景観形成の方針</p>	<p><b>【山里自然エリア】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○居住者の利便性を確保しつつ、訪れる人に癒しを与える山里の景観形成を図ります。</li> <li>○美山町地域の特徴的な風景である美しい山・川や田畑・家屋が一体となった田園風景の保全を図ります。</li> <li>○森林においては、針広葉樹林がおりなす緑豊かな自然景観の保全を図ります。</li> <li>○河川においては、生態系や環境にも配慮した自然景観の保全を図ります。</li> <li>○田畑においては、農業があつての山里自然エリアであるので、荒廃させることなく生産的な観点も含めて景観に配慮した保全に取り組みます。</li> <li>○かやぶき民家など地域の昔ながらの建物の保全に取り組みます。</li> <li>○日本風景街道に登録された「美山かやぶき由良里街道」や「西の鯖街道」の沿道を中心に町並みの保全に努めます。</li> </ul> <p><b>【伝統的景観重点エリア】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○南丹市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、かやぶき民家の建ち並ぶ伝統的建造物群の優れた町並みの保全に取り組みます。</li> <li>○かやぶき民家を中心とした伝統的建造物群の歴史と伝統ある集落の美しい景観を活用した地域振興・観光振興を図ります。</li> <li>○居住者の快適な生活環境と観光地としての魅力の両立を図ります。</li> <li>○背景となる山や景観の一部である田についても、荒廃させることなく保全に取り組みます。</li> <li>○河川においても、伝統的建造物群の良好な景観の一部であるので周辺景観と調和した保全を図るとともに生態系や環境にも配慮します。</li> </ul>



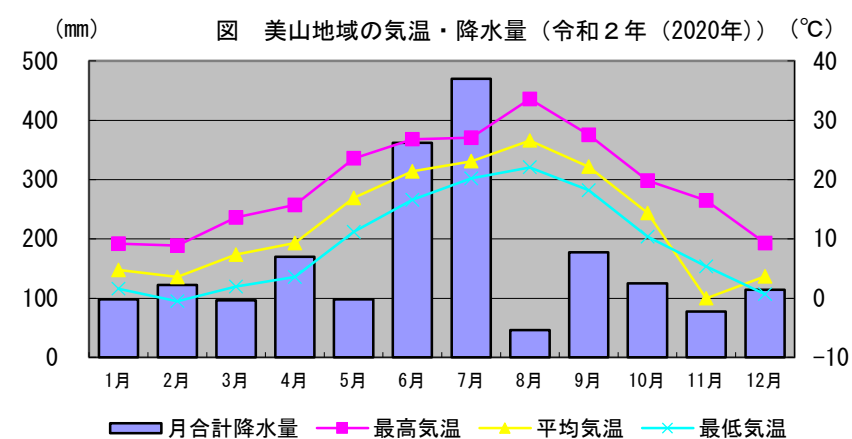
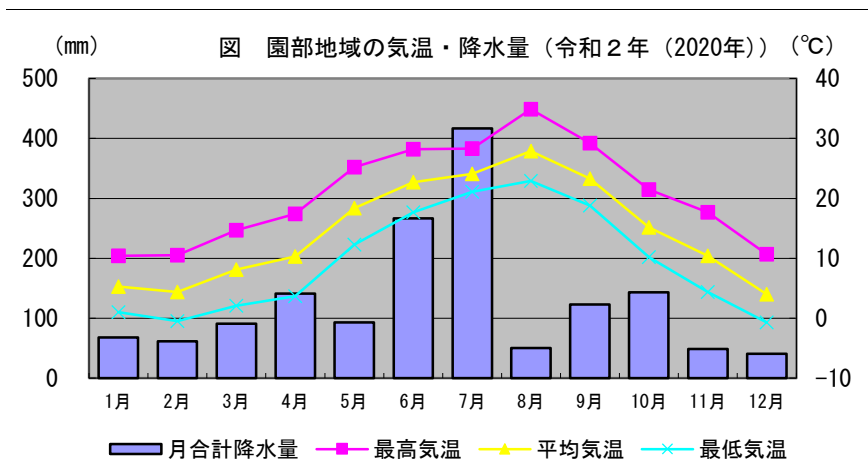
# 第1章 現況調査

## 1-1 自然的条件調査

### (1) 気候

夏は京都市などの盆地に比べ比較的涼しい高原的気象を現し、昼夜の寒暖の差が大きくなっています。冬は冷え込みが厳しいという内陸性気候を示す反面、日本海式気候の影響を受け、季節風が吹き、しぐれやすく、降雪や積雪がみられますが、丹波高原の南麓に位置するため、丹波地方の北部に比べ比較的温暖で降霜・降雪量も少なくなっています。

令和2年の最高月平均気温は園部地域で 34.9℃、美山地域で 33.6℃、最低は園部地域で -0.7℃、美山地域で -0.5℃と寒暖の差が激しく、雨量は園部地域、美山地域とも7月に最も多くみられました。



（出典：京都地方気象台）

(2) 地形・水系

南丹市の地形は、大部分が若丹山地、南部の一部が摂丹山地に含まれ、三国岳（標高 959 m）をはじめ標高 400m～900m前後の山地が連なっており、その中に園部盆地、神吉盆地など、数多くの小盆地や谷が存在しています。

貴重な地形としては、京都府レッドデータブック 2015 に「由良川及び胡麻川の分水界」、「瑠璃溪」など6箇所が掲載されています。

日吉町の大部分と園部町、八木町の地域は桂川の流域、美山町の全域と日吉町の一部は由良川の流域を構成しています。

桂川流域では、北側の田原川や胡麻川、志和賀川などでは平野部は河川沿いに限定され、山地が卓越した地形となっています。南部では、山地に囲まれた扇状性低地として園部盆地が形成され、平野部は桂川に沿って亀岡盆地へと広がっています。

由良川流域では、平野部は由良川及び支流の河川沿いなどに限定され、山地が卓越し平野部の非常に少ない地域となっています。

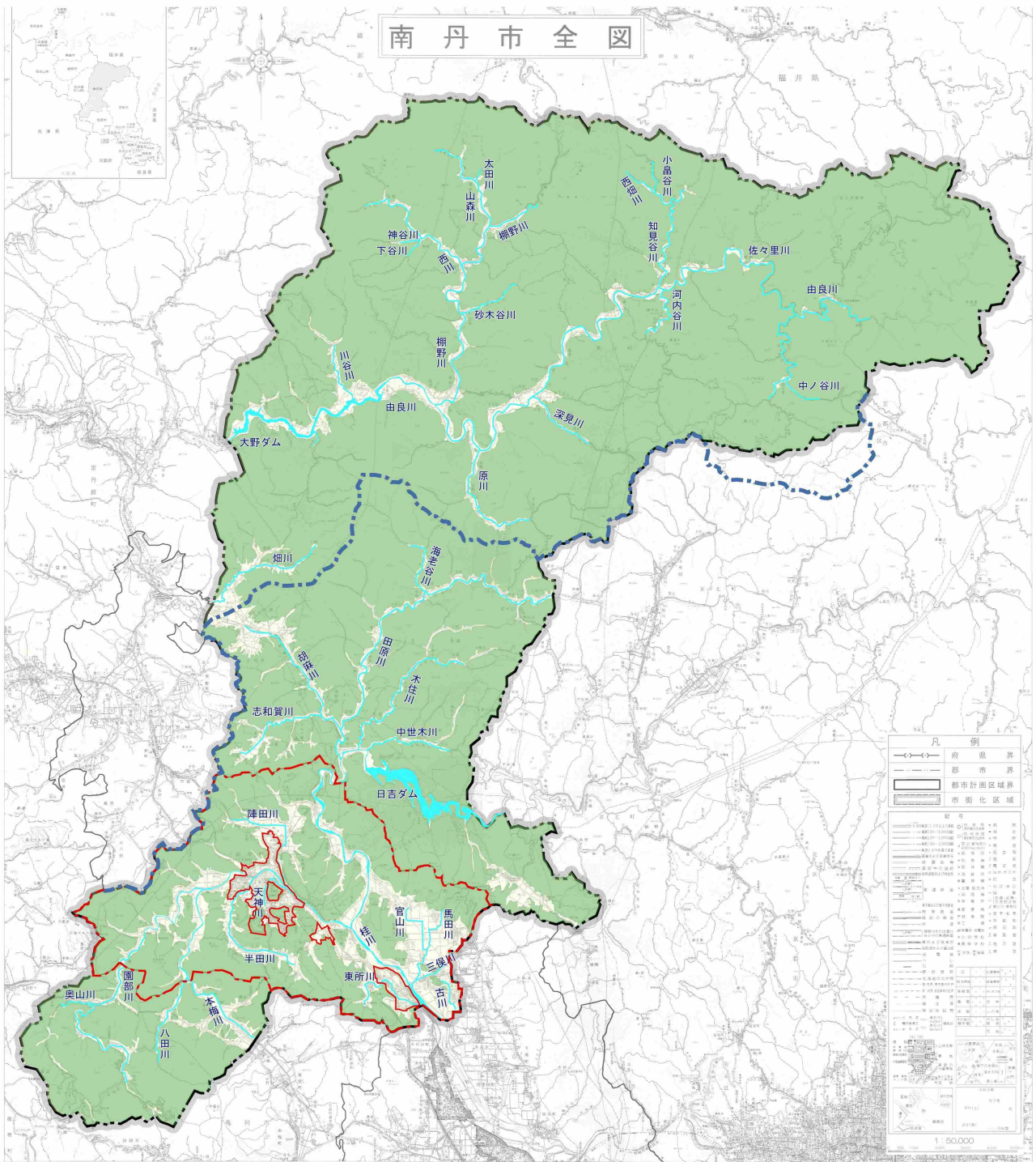
■一級河川の現況

水系	河川名	流路延長 (m)	流域面積 (ha)
淀川	東所川	3,500	4.0
〃	三俣川	3,164	15.7
〃	官山川	3,490	13.0
〃	馬田川	2,775	3.4
〃	園部川	19,459	129.3
〃	天神川	2,700	4.0
〃	陣田川	4,476	11.4
〃	半田川	5,960	9.1
〃	本梅川	21,057	57.5
〃	八田川	3,050	9.7
〃	奥山川	1,200	5.0
〃	胡麻川	7,050	27.0
〃	志和賀川	4,000	8.8
〃	海老谷川	3,200	10.0
〃	室谷川	2,460	2.5
〃	木住川	9,400	11.0
〃	中世木川	3,830	10.7
〃	桂川		
由良川	由良川	115,964	
〃	川谷川	2,600	13.4
〃	棚野川	11,923	86.0
〃	砂木谷川	2,500	7.7
〃	西川	6,355	23.4
〃	神谷川	900	3.5
〃	下谷川	900	2.8
〃	山森川	4,090	17.6
〃	太田川	1,200	5.0
〃	原川	7,300	21.8
〃	深見川	3,600	7.5
〃	知見谷川	4,800	23.8
〃	西畑川	2,300	8.0
〃	小島川	1,200	3.8
〃	河内谷川	3,000	17.7
〃	佐々里川	6,390	35.0
〃	中ノ谷川	1,800	4.7

(出典：南丹市地域防災計画)

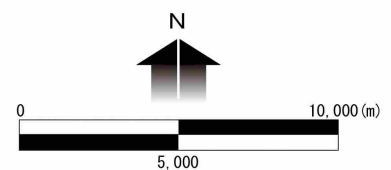
■ 地形・水系図 ■

南丹市全図

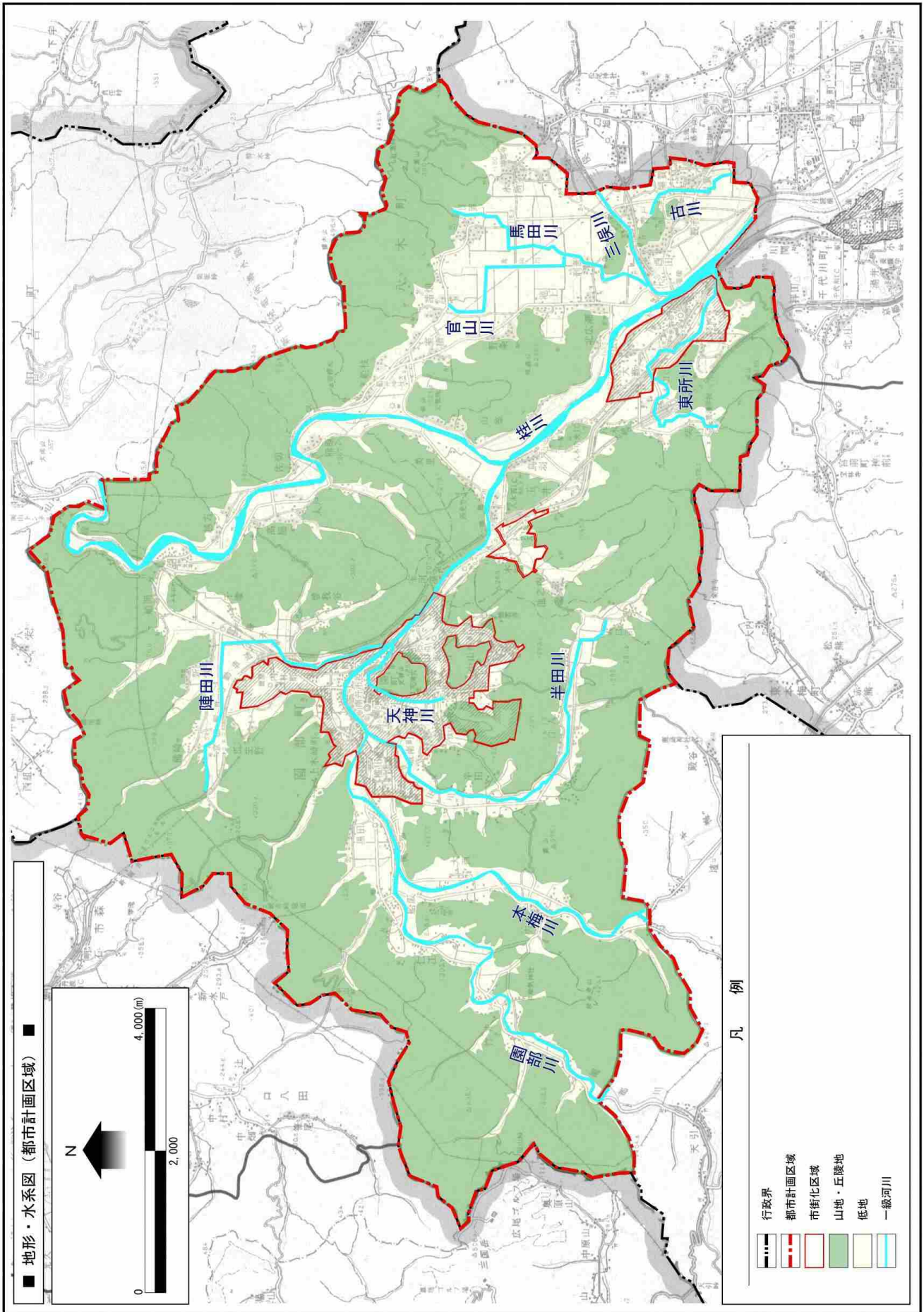


凡 例

- 行政界
- 都市計画区域
- 市街化区域
- 山地・丘陵地
- 低地
- 一級河川
- 分水界







### (3) 地質

南丹市の地質は、丹波地帯の古生層が広く分布しており、泥質岩・砂岩・チャート互層を主体として、チャート、輝緑凝灰岩が東西方向に帯状に分布しています。

南部の半国山山地では有馬層群の一部をなす流紋岩質岩積が分布しています。

桂川や由良川、その支流沿いは、礫、砂、泥による堆積物により構成されています。

貴重な地質としては、京都府レッドデータブック 2015 に7箇所が掲載されています。

### (4) 植生

市内の植生自然度としては、コナラ群落、アカマツ群落などの二次林が占める割合が高く(50%)、次いでスギ・ヒノキなどの植林地(32%)となっています。

市の北東部、由良川の源流部には、2,000haの広大な芦生原生林があり、山中には幾年月を経て育ったカツラやトチノキなど、巨木も多く残されています。氷河期の残存と推測されるニッコウキスゲも見つかっていますが、数は少なく絶滅の危機に瀕しています。現在は京都大学の研究保護地区(京都大学フィールド科学教育研究センター森林ステーション芦生研究林)として管理されています。

芦生原生林とその周辺は、太平洋型の気候と日本海型気候のせめぎ合う位置にあることから植層も複雑な様相を示しており、海拔の高い場所は日本海型のブナ林、低い地域はウラジロガシを代表とする常緑広葉樹林となっています。

市南部に位置する国の名勝に指定されている「るり溪」は、モミジ・ナラ・シデなどの紅葉やクマザサの高原が見所として著名であるとともに、一部にサギソウ・トキソウ・大文字草が生息していたことも確認されており、良好な植物群落が分布する地域でもあります。

国が実施した自然環境保全基礎調査では、特定植物群落として、地域の代表的群落など11箇所、巨樹・巨木林として68件が選定されています。

### (5) 動物相

北部の山中にはツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、タヌキ、キツネ、アナグマ、ノウサギ、イタチ、テンなどの哺乳類をはじめ、コノハヅク、ヤマセミ、アカショウビン、オオルリ、ウグイス、ヤマセミなどの野鳥が数多く生息しています。

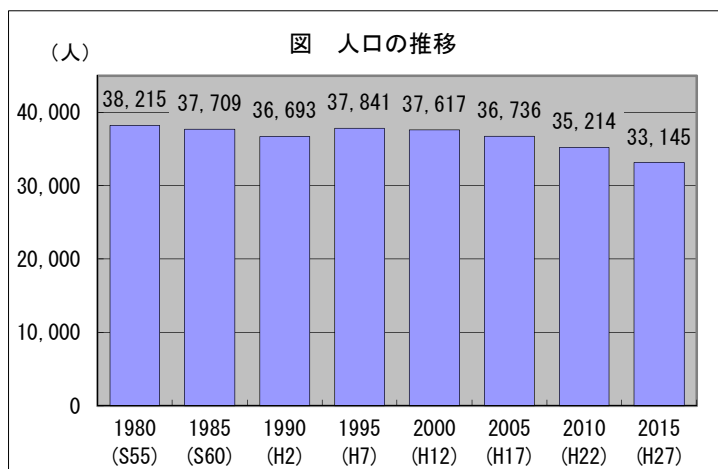
桂川本流の周辺では、アユ、コイ、フナなどの淡水魚が生息しています。また、かつては日本固有種であるカジカガエルや貴重種に指定されているモリアオガエル、シロマダラ、国の天然記念物であるオオサンショウウオやアユモドキの生息も確認されていましたが、近年では生息数の減少が懸念されている種もみられます。

## 1-2 社会的条件調査

### (1) 人口・世帯数

#### ①人口

人口は、平成7年に一旦増加したものの、平成12年から再び減少傾向にあり、平成27年は33,145人となっています。

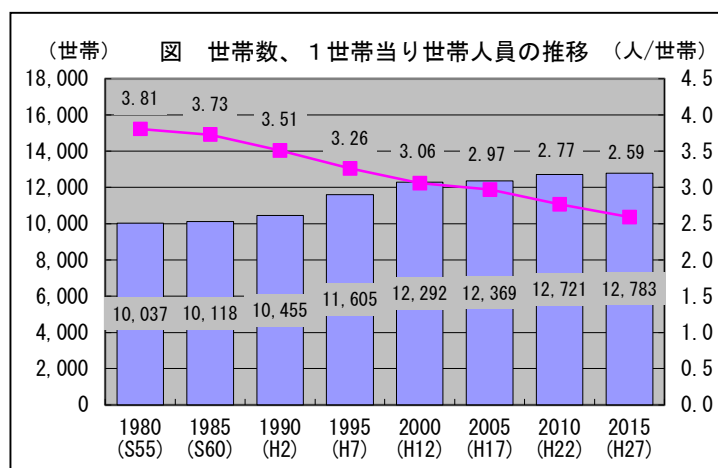


(出典：国勢調査)

#### ②世帯数

世帯数は、平成12年以降鈍化しているものの増加傾向が続いており、平成27年には12,783世帯となっています。

1世帯当りの人員は、年々低下する傾向にあり、平成17年には3人を下回り、平成27年には2.59人/世帯まで少なくなっています。



(出典：国勢調査)

## (2) 年齢別人口

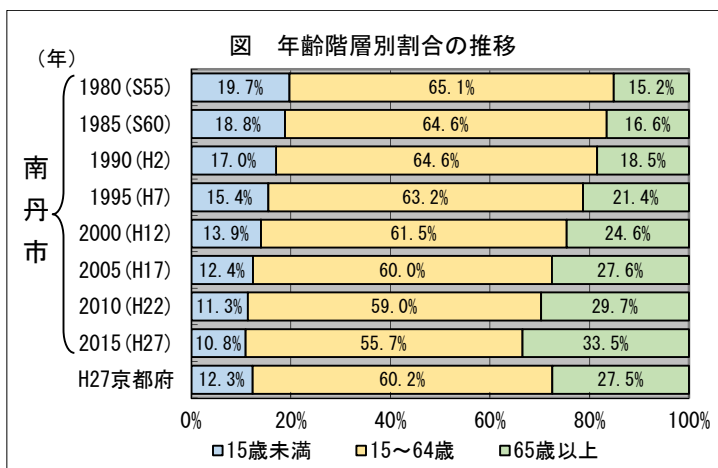
年齢階層別人口の推移をみると、15歳未満人口割合の減少、65歳以上人口割合の増加といった少子高齢化の進行が著しく、平成27年には65歳以上の割合が33.5%に達しています。

京都府全体の平均と比較しても、10年程度少子高齢化が進行している状況にあります。(平成27年時点)

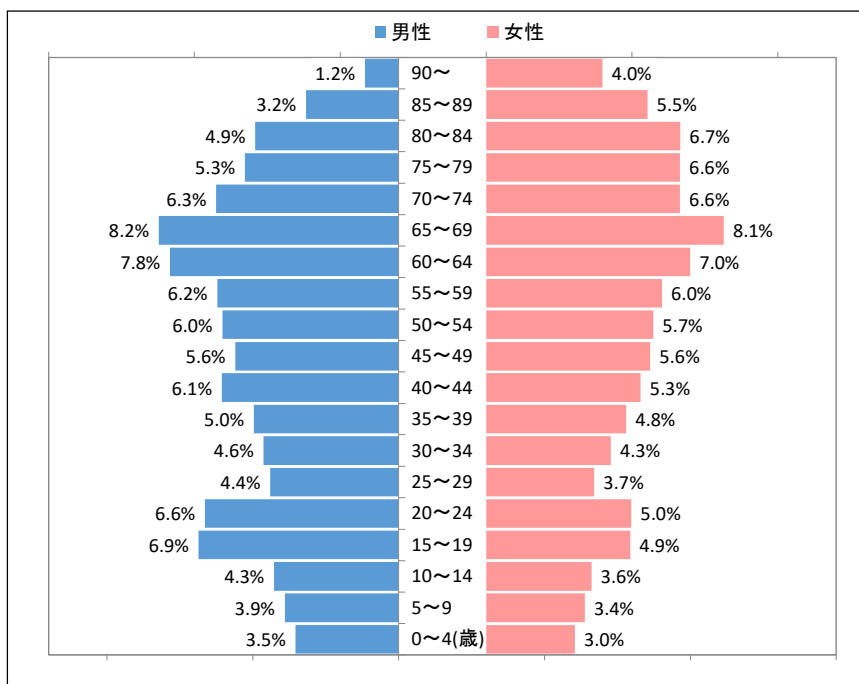
人口構造は、市内に京都医療科学大学、京都建築大学校などが立地していることから、10代後半から20代前半の人口が多くなっています。

また、50代前半から70代の人口が多く、全国的な傾向と同様に、今後は更に高齢化が進展することが予測されます。

周辺都市と比較すると、15歳未満の年少人口の比率は低く、また65歳以上の老年人口の比率は高い水準にあります。



(出典：国勢調査)



■ 年齢別人口 (出典：国勢調査 (H27))

■ 年齢別人口の比較 (%)

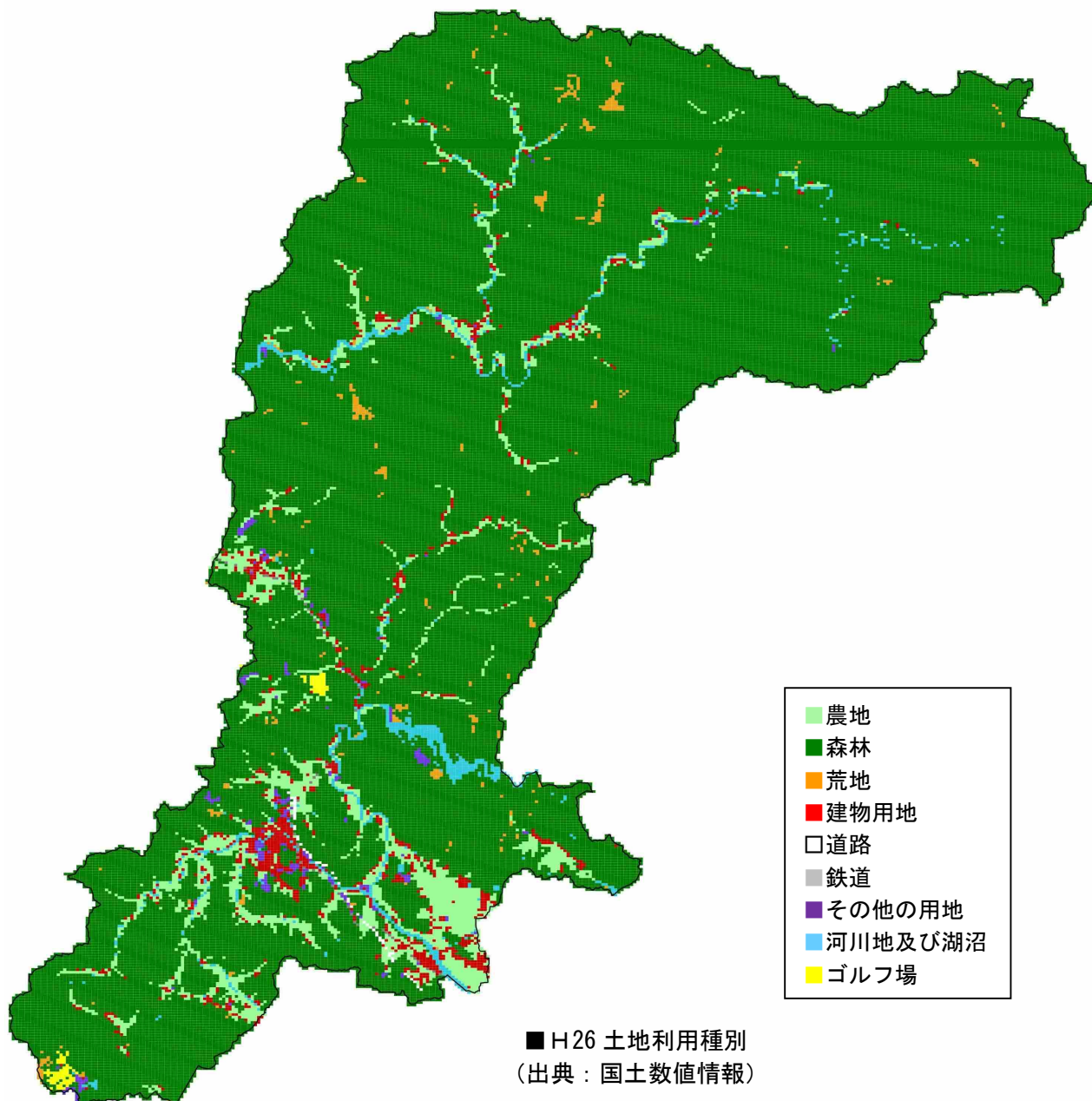
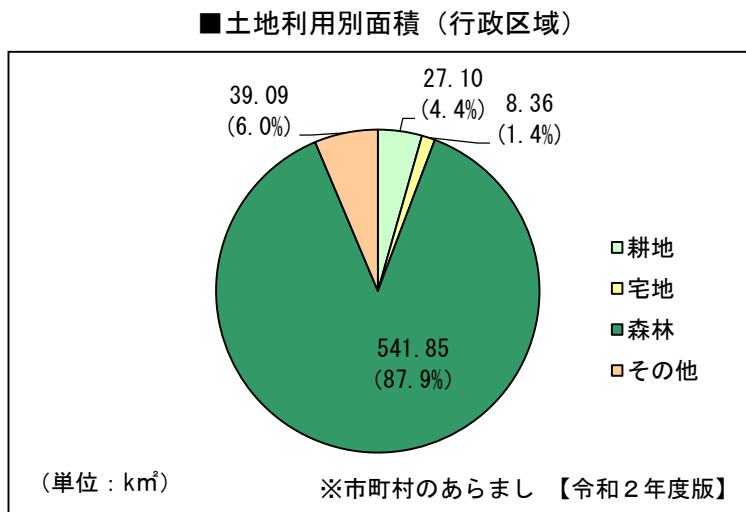
	南丹市	京都市	亀岡市	福知山市	綾部市	京丹波町	府全体
15歳未満	10.8	11.3	13.4	13.9	11.6	9.6	12.3
15~64歳	55.7	62.0	60.1	57.0	51.5	50.4	60.2
65歳以上	33.5	26.7	26.5	29.1	36.9	40.0	27.5

(出典：国勢調査 (H27))



(3) 土地利用現況

本市の土地利用は、市域の 87.9% (541.85 km<sup>2</sup>) を森林が占めており、次いで耕地が 4.4%、宅地が 1.4%の順となっています。





都市計画区域に限っても、山林が 65.4%を占めており、自然的土地利用の合計では 87.0%となっています。

市街化区域内については、都市的土地利用が 71.2%となっていますが、農地も 18.2%残されています。

■ 土地利用別面積（都市計画区域） ■

<集計表> 区域単位 (南丹市調査(基準日:令和2年3月末現在)) 上段は面積(ha) 下段は構成比(%)

区域区分	自然的土地利用							都市的土地利用													合計	可住地	非可住地		
	農地		山林	水面	その他自然地	小計	宅地				農林漁業施設用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他公的施設用地	その他の空地①	その他の空地②	その他の空地③	その他の空地④				小計	
	田	畑					住宅用地	商業用地	工業用地	小計															
都市計画区域	1,446	176	1,622	6,161	167	245	8,195	378	39	101	518	12	164	387	16	44	-	-	9	13	58	1,220	9,415	8,336	1,079
	15.4	1.9	17.2	65.4	1.8	2.6	87.0	4.0	0.4	1.1	5.5	0.1	1.7	4.1	0.2	0.5	-	-	0.1	0.1	0.6	13.0	100.0	88.5	11.5
市街化区域	82	21	103	21	13	27	163	140	21	22	183	0	86	83	7	16	-	-	1	10	17	403	566	327	239
	14.6	3.7	18.2	3.6	2.3	4.7	28.8	24.7	3.7	3.8	32.3	0.0	15.2	14.7	1.3	2.8	-	-	0.1	1.7	3.0	71.2	100.0	57.8	42.2
市街化調整区域	1,364	155	1,519	6,140	154	219	8,032	238	18	79	335	12	78	304	8	28	-	-	8	3	41	817	8,849	8,009	840
	15.4	1.8	17.2	69.4	1.7	2.5	90.8	2.7	0.2	0.9	3.8	0.1	0.9	3.4	0.1	0.3	-	-	0.1	0.0	0.5	9.2	100.0	90.5	9.5
居住誘導区域	35	11	46	1	4	12	64	81	13	7	100	0	21	46	6	6	-	-	0	7	4	190	254	156	98
	13.8	4.3	18.1	0.5	1.7	4.7	25.0	31.8	4.9	2.6	39.3	0.0	8.4	18.1	2.3	2.2	-	-	0.1	2.8	1.5	75.0	100.0	61.3	38.7
都市機能誘導区域	10	5	15	0	3	10	27	40	11	5	56	0	16	23	5	1	-	-	0	6	2	109	136	76	60
	7.3	3.4	10.7	0.1	2.1	7.1	19.9	29.6	8.1	3.8	41.5	0.0	11.5	17.0	3.7	0.5	-	-	0.2	4.3	1.5	80.1	100.0	56.1	43.9

※ その他の空地は以下のとおりとする。

①:ゴルフ場、②:太陽光発電のシステムを直接整備している土地、③:平面駐車場、④:①~③以外の都市的土地利用

※ 非可住地は以下のとおりとする。

「水面」、「その他の自然地」、「商業用地」、「工業用地」、「公益施設用地」、「道路用地」、「交通施設用地」、「公共空地」、「その他公的施設用地」

出典：令和元年度 南丹市都市計画基礎調査

(4) 市街地整備状況

本市では、土地区画整理事業として園部町横田地区、園部町小山東町地区、園部町本町地区、園部町内林町地区が完了し、八木町八木駅西地区が事業中です。地区面積の合計は96.8haであり、市街化区域の17.1%にあたります。

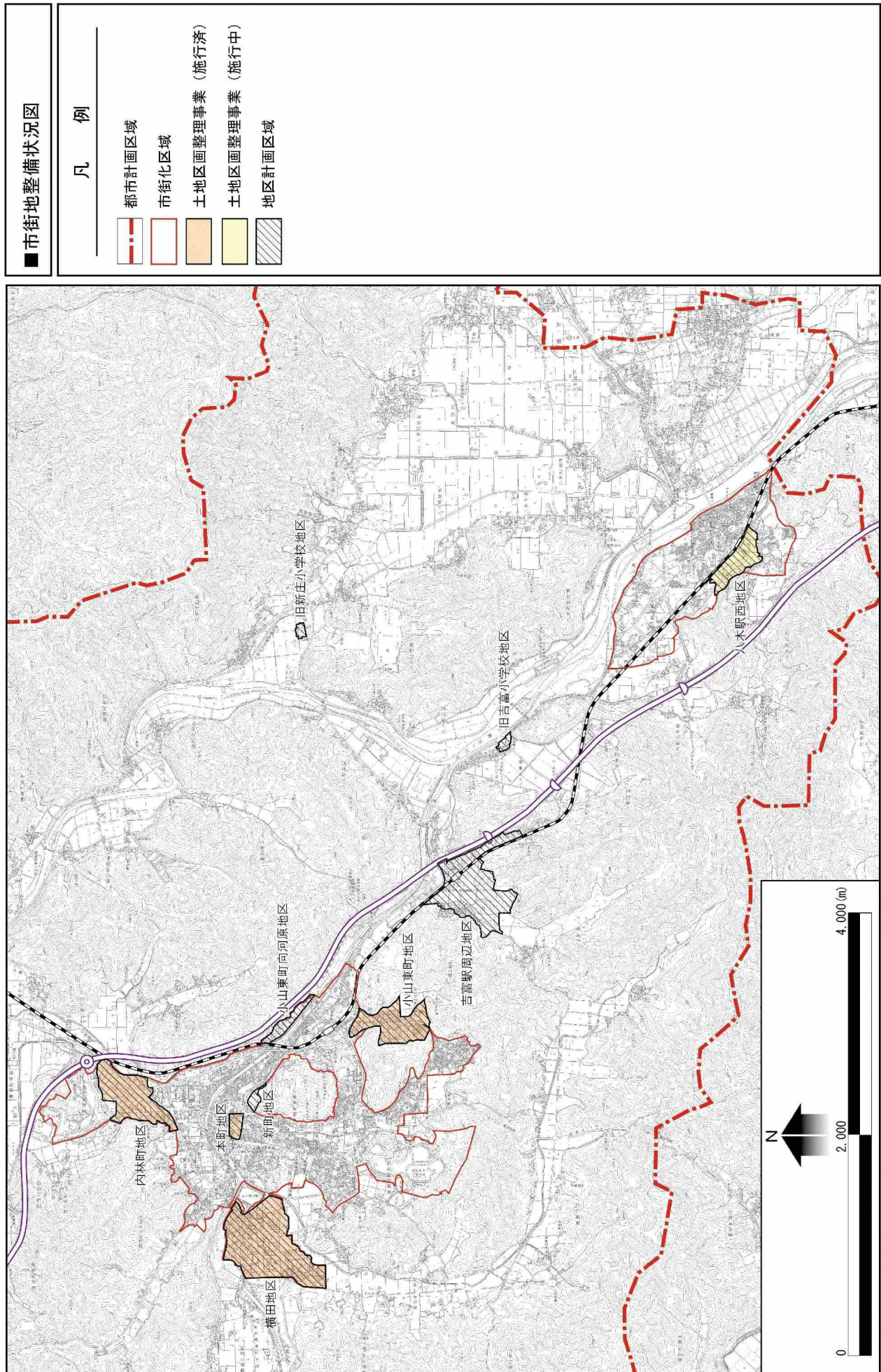
また、全ての土地区画整理事業施行地区を含む11地区で地区計画が指定されており、建築物などに関する規制・誘導が行われています。

■ 土地区画整理事業実施状況 ■

地区名	地区面積 (ha)	施行状況
園部町横田地区	43.5	完了
園部町小山東町地区	17.3	完了
園部町内林町地区	23.0	完了
園部町本町地区	2.5	完了
八木町八木駅西地区	10.5	事業中

■ 地区計画の指定状況

	地区名	面積	地区計画のねらい	最終決定年月日
園部地区	横田地区	45.4ha	住居系と工業系の調和	H 5. 9/24
	小山東町向河原地区	5.1ha	住宅地、業務地として良好で合理的な市街地の形成	H12. 6/ 9
	小山東町地区	17.2ha	周辺自然環境と調和のとれた居住環境の規制・誘導	H12.12/22
	新町地区	1.6ha	幹線道路沿道にふさわしい土地利用の誘導	H12. 6/ 9
	内林町地区	21.7ha	良好な住環境の維持・増進	H28. 7/26
	本町地区	2.0ha	地域の核となる個性豊かで魅力ある商業業務空間・ゆとりある生活空間の形成	H19. 4/10
	旧川辺小学校地区	0.9ha	小学校跡地施設利活用による地域の活力維持・増進	H28. 7/26
八木地区	吉富駅周辺地区	35.2ha	健全でにぎわいのある市街地の形成	H19.11/13
	旧新庄小学校地区	0.9ha	小学校跡地施設利活用による地域の活力維持・増進	H28. 7/26
	旧吉富小学校地区	0.9ha	小学校跡地施設利活用による地域の活力維持・増進	H28. 7/26
	八木駅西地区	10.5ha	駅周辺の街づくりと併せた健全で賑わいのある市街地の形成	H29. 1/12





(5) 文化財

本市は、丹波国の政治・文化の中心地として栄えてきたため、古代の遺跡や神社、寺院、民俗文化財等、多数の文化財、文化遺産があります。特に、かやぶきの里は、伝統的な技法とともに継承された歴史景観が評価され、国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されています。

■ 南丹市文化財一覧（国・府） ■

（資料：南丹市ホームページ（令和元年10月1日現在））

指定区分(件数)	種別(件数)	図番号	文化財の名称	所在地
国指定文化財 (9)	建造物 (6)	1	九品寺大門 附 棟札1枚、扁額1面	園部町船阪
		2	普濟寺仏殿	園部町若森
		3	春日神社本殿	園部町高屋
		4	大山祇神社本殿 附 型板12枚	園部町大河内
		5	石田家住宅 附 祈禱札	美山町檜原
		6	小林家住宅主屋・小屋・土蔵 附露地門、高塀他	美山町下平屋
	美術 工艺品 (2)		京都府垣内古墳出土品	園部町小桜町
			木造阿弥陀如来及び両脇侍坐像	美山町下平屋
	無形民俗 文化財 (1)		田原の御田	日吉町田原
国指定史跡名勝天然記念物(1)		7	瑠璃溪	園部町大河内
重要伝統的建造物群保存地区 (1)		8	南丹市美山町北伝統的建造物群保存地区	美山町北
記録作成等の措置を講ずべき 無形の民俗文化財(1)			田原のカッコスリ	日吉町田原
国登録文化財 (11)	建造物 (11)	9	ザイラー家住宅主屋	日吉町上胡麻
		10	ザイラー家住宅音楽堂	日吉町上胡麻
		11	竹澤家住宅主屋	美山町島
		12	西尾家住宅主屋	美山町島
		13	旧小山家住宅(田村屋螢庵)主屋	美山町三埜
		14	旧小山家住宅(田村屋螢庵)土蔵	美山町三埜
		15	旧小山家住宅(田村屋螢庵)庭門及び塀	美山町三埜
		16	蓮乗寺本堂	美山町大野
		17	蓮乗寺番神堂	美山町大野
		18	蓮乗寺鐘楼	美山町大野
19	蓮乗寺山門	美山町大野		
府指定文化財 (19)	建造物 (7)	20	摩気神社本殿附覆屋1棟・東撰社附覆屋1棟・西撰社附覆屋1棟	園部町竹井
		21	鹿島神社本殿 附 棟札2枚	園部町殿谷
		22	生身天満宮本殿 附 棟札3枚、廻廊	園部町美園町
		23	帝釋天堂	八木町船枝
		24	春日神社本殿	八木町八木嶋
		25	八幡神社本殿 附 棟札7枚	美山町北
		26	教傳寺観音堂	園部町河原町

## ■ 南丹市文化財一覧（府） ■

（資料：南丹市ホームページ（令和元年10月1日現在））

指定区分(件数)	種別 (件数)	図番号	文化財の名称	所在地	
府指定文化財 (19)	美術 工芸品 (6)		黒田古墳出土品	園部町小桜町	
			制札	園部町美園町(生身天満宮)	
			鱧口	園部町若森(普濟寺)	
			木造毘沙門天立像	日吉町中世木(普門院)	
			木造金剛力士立像 附 紙本墨書願文4通	美山町静原(歓楽寺)	
			絹本着色等榮信倫禪尼像	美山町野添(深見寺)	
	無形民俗 文化財(2)			田原のカッコスリ	日吉町田原
				西光寺六斎念仏	八木町美里
	史跡 (3)		27	坊田古墳群	八木町柴山
			28	黒田古墳	園部町黒田・船阪
			29	園部藩主小出家墓所	園部町栄町ほか
天然記念 物(1)		30	朝倉神社のスギ	園部町千妻	
府登録文化財 (21)	建造物 (8)		31	摩気神社絵馬舎、神門、鳥居	園部町竹井
			32	武尾神社本殿	園部町高屋
			33	生身天満宮 拝殿・秋葉社	園部町美園町
			34	住吉神社本殿	八木町西田
			35	荒井神社本殿 附 覆屋1棟	八木町美里
			36	多治神社本殿 附 棟札5枚	日吉町田原
			37	道相神社本殿・拝殿	美山町宮脇
			38	宝泉寺大師堂	美山町小湊
	美術 工芸品 (3)			木造懸仏	園部町南大谷(浄光寺)
				懸仏 附 懸仏残欠37個	日吉町中世木(普門院)
				立花図巻	日吉町生畑(如意寺)
	無形民俗 文化財 (10)			檜原の田楽	美山町檜原
				牧山の松明行事	日吉町中世木
				盛郷の上げ松	美山町盛郷
				殿の上げ松	美山町鶴ヶ岡
				川合の上げ松	美山町鶴ヶ岡
				芦生の上げ松	美山町芦生
				田歌の神楽	美山町田歌
				諏訪神社の祭礼芸能	美山町鶴ヶ岡
		道相神楽	美山町宮脇		
		大送神社の綱引き	八木町日置		
府文化財環境保全地区 (7)		39	摩気神社文化財環境保全地区	園部町竹井	
		40	八幡神社文化財環境保全地区	美山町北	
		41	多治神社文化財環境保全地区	日吉町田原	
		42	住吉神社文化財環境保全地区	八木町西田	
		43	荒井神社文化財環境保全地区	八木町美里	
		44	道相神社文化財環境保全地区	美山町宮脇	
		45	生身天満宮文化財環境保全地区	園部町美園町	

■ 南丹市文化財一覧（府） ■

（資料：南丹市ホームページ（令和元年10月1日現在））

指定区分(件数)	種別 (件数)	図番号	文化財の名称	所在地
府暫定登録文化財 (30)	建造物 (13)		園部高等学校 巽櫓(旧園部城巽櫓)	園部町小桜町
			園部高等学校 校門(旧園部城櫓門)	園部町小桜町
			園部高等学校 茶所(旧園部城番所)	園部町小桜町
			志波加神社 本殿	日吉町志和賀
			志波加神社 拝殿	日吉町志和賀
			志波加神社 境内天満宮	日吉町志和賀
			岡安神社 本殿	日吉町四ツ谷
			岡安神社 末社三条神社	日吉町四ツ谷
			日吉神社 本殿	日吉町殿田
			八幡神社 本殿	園部町天引
			八幡神社 拝殿	園部町天引
			武部家住宅主屋	園部町美園町
			武部家住宅表門	園部町美園町
	美術 工芸品 (9)		紙本金地著色吉野山図六曲屏風	園部町埴生
			大般若経	美山町三埜
			小畠文書	園部町竹井
			木造伝千種姫坐像	園部町若森
			木造千手観音立像	園部町若森
			木造地藏菩薩立像	園部町若森
			木造菩薩形立像	八木町美里
			蛇行剣 城谷口2号墳出土	園部町小桜町
	史跡 (2)		鉄鐸 城谷口2号墳出土	園部町小桜町
			摩気神社 境内	園部町竹井
	有形民俗 文化財 (6)		生身天満宮 境内	園部町美園町
			大堰川上流域の漁撈用具	園部町小桜町
			生身天満宮祭礼絵巻	園部町美園町
			生身天満宮おみくじ版木及び関連用具	園部町美園町
			丹波日吉の山樵及び筏関連用具	園部町小桜町
			丹波八木の引札	園部町小桜町
		宮町の祭礼道具	園部町宮町	

※国・府の文化財のうち建造物と史跡、天然記念物を図に記載。

## ■ 南丹市文化財一覧（市） ■

（資料：南丹市ホームページ（令和元年10月1日現在））

指定区分(件数)	種別 (件数)	図番号	文化財の名称	所在地	
市指定文化財 (88)	建造物 (17)		宝篋印塔	日吉町中世木(普門院)	
			五輪塔		
			海老坂宝篋印塔	日吉町四ツ谷(玉岩地藏堂)	
			玉岩地藏堂及び庫裡		
			宝篋印塔	日吉町四ツ谷(威音寺)	
			安楽寺太鼓櫓	八木町北屋賀	
			龍興寺鐘楼	八木町八木	
			住吉神社本殿	八木町西田	
			荒井神社本殿	八木町美里	
			宝篋印塔	日吉町四ツ谷(海老谷)	
			西光寺本堂	八木町美里	
			宝篋印塔	日吉町志和賀(清水寺)	
			旧湯浅治氏民家	南丹市日吉町郷土資料館	
			東家住宅主屋・小屋	美山町野添	
			村田家住宅主屋	美山町島	
			諏訪神社本殿・表門	美山町鶴ヶ岡	
			宝泉寺大師堂	美山町小淵	
		美術 工芸品 (56)		十六善神像	日吉町四ツ谷(岡安神社)
			当麻曼荼羅図	日吉町中世木(念佛寺)	
			木造千種姫像	園部町若森(普濟寺)	
			木造仁王像	園部町船阪(九品寺)	
			木造十一面観音菩薩立像	園部町半田(奥西観音堂)	
			木造聖観音菩薩立像	園部町横田(浄香寺観音堂)	
			木造毘沙門天立像	日吉町殿田(成就院)	
			木造薬師如来坐像		
			聖観世音菩薩立像	日吉町中世木(普門院)	
			木造懸仏		
			銅鏡	日吉町殿田	
			観音像		
			石造薬師如来坐像	日吉町四ツ谷(威音寺)	
			木造懸仏(十一面観音・如来坐像)		
			銅製懸仏(大日如来像)		
			木造多聞天立像及び木造広目天立像	日吉町中世木 (宝勝寺・念佛寺)	
			木造十一面観世音菩薩立像		
			鰐口	日吉町四ツ谷(玉岩地藏堂)	
			石造玉岩地藏尊		
			鰐口	日吉町生畑(如意寺)	
			木造地藏菩薩坐像		
			木造毘沙門天立像		
			木造不動明王立像		
			木造女神坐像		
			鰐口		
			木造懸仏		
			銅鏡		
			大般若経		
			版本五部大乘経		

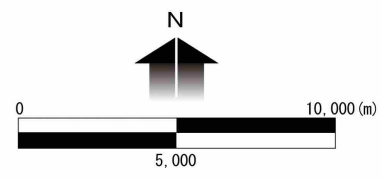
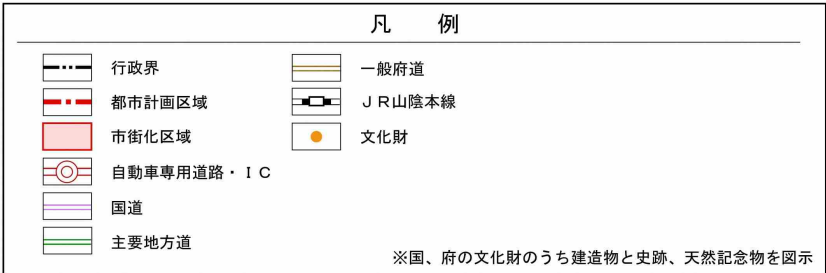
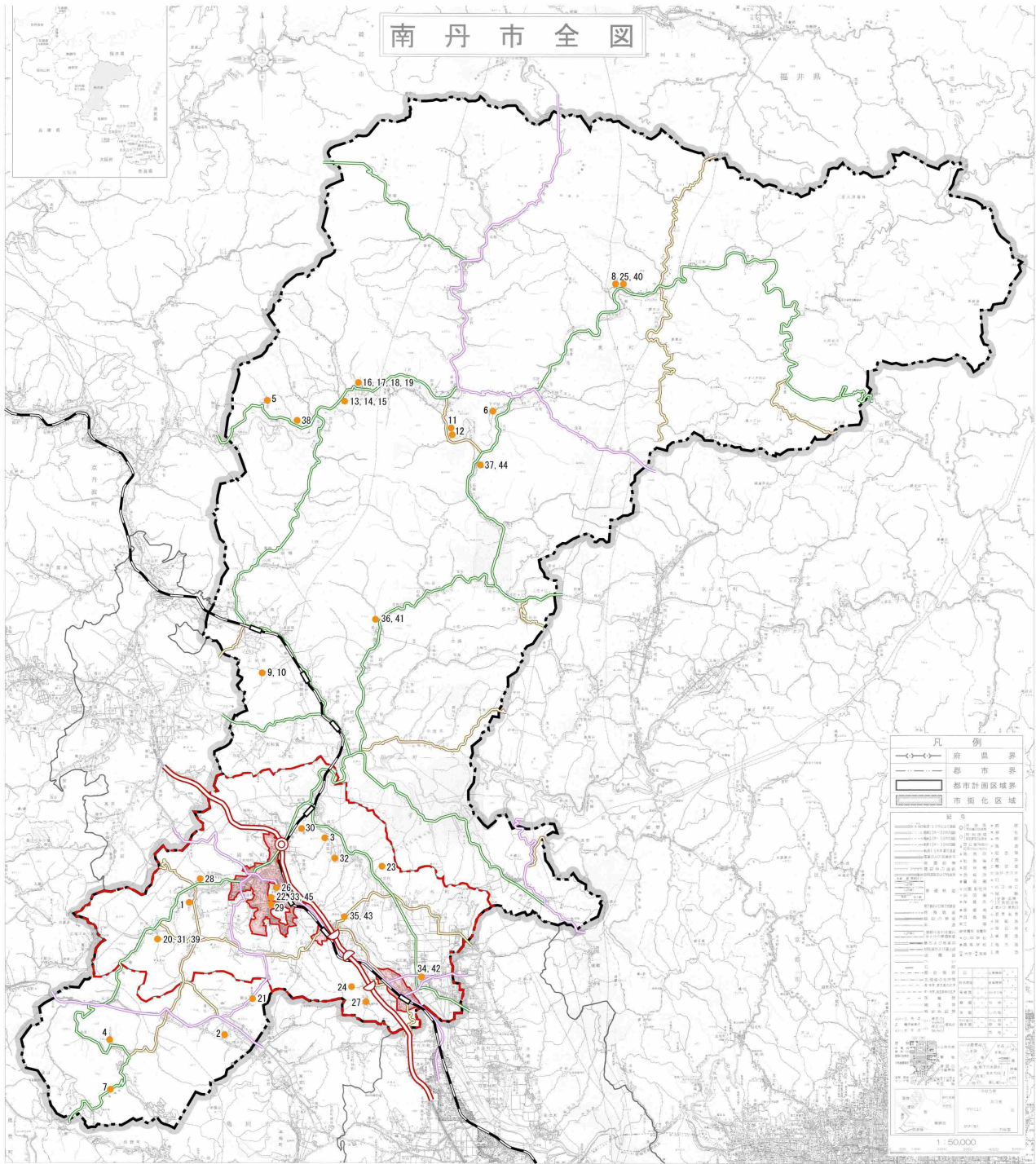
■ 南丹市文化財一覧（市） ■

（資料：南丹市ホームページ（令和元年10月1日現在））

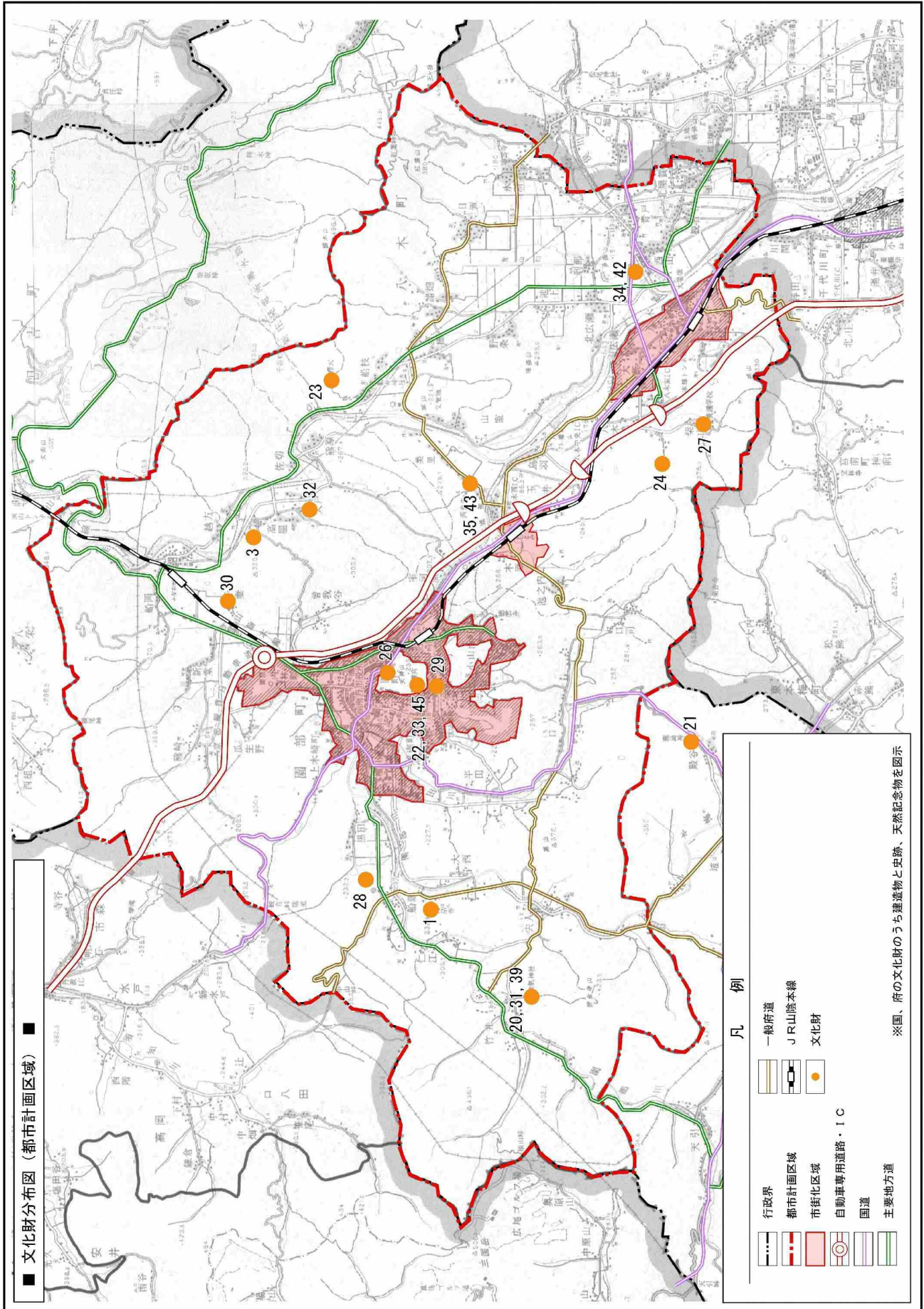
指定区分(件数)	種別(件数)	図番号	文化財の名称	所在地	
市指定文化財 (88)	美術 工芸品 (56)		木造薬師如来坐像	日吉町佐々江(安楽寺)	
			木造四天王立像		
			木造毘沙門天立像	日吉町佐々江	
			木造地藏菩薩立像		
			木造増長天立像	八木町船枝(福寿寺)	
			木造多聞天立像		
			木造大日如来坐像	八木町諸畑(政徳寺)	
			木造釈迦如来坐像	八木町神吉(神留寺)	
			木造木喰仏像	八木町諸畑(清源寺)	
			木造木喰仏像	八木町諸畑(蔭涼寺)	
			木造十一面観音菩薩立像	八木町池上(池上院)	
			木造聖観音菩薩立像		
			木造薬師如来坐像	美山町上司(本妙寺)	
			木造釈迦如来坐像	美山町鶴ヶ岡(法明寺)	
			木造地藏菩薩立像		
			木造薬師如来坐像	美山町盛郷	
			木造月光菩薩立像		
			木造大日如来坐像	美山町三埜(行福寺)	
			木造阿弥陀如来像	美山町内久保(光瑞寺)	
			木造阿弥陀如来像	美山町長谷(泉龍寺)	
			木造地藏菩薩半跏像	美山町和泉(栄久院)	
			木造川勝光照像	美山町静原(光照寺)	
			木造阿弥陀如来座像	園部町高屋(禅福寺)	
			梵鐘	日吉町四ツ谷(寶林寺)	
			鰐口	美山町北(八幡神社)	
			小出文庫	園部町小桜町	
		園部藩小出家歴代藩主及夫人肖像画	園部町小桜町		
		有形民俗 文化財 (1)		多治神社の御輿	日吉町田原
		無形民俗 文化財 (2)		牧山の松明行事	日吉町中世木
				胡麻日吉神社の馬馳け	日吉町胡麻
		史跡(1)		塩貝城跡	日吉町上胡麻
		天然 記念物 (11)		知見正法寺のイチョウ	美山町知見
				北八幡神社のスギ	美山町北
				北稻荷神社のトチ	美山町北
				宮脇道相神社のカヤ	美山町宮脇
				諏訪神社のスギ	美山町鶴ヶ岡
			松尾鈴波神社のスギ	美山町豊郷	
			三埜菅原神社のスギ	美山町三埜	
			小笹尾大川神社のスギ	美山町三埜	
			南陽寺のカヤ	園部町美園町	
			摩気神社の口の天狗杉	園部町竹井	
			天引八幡神社のムクノキ	園部町天引	



■ 文化財分布図（南丹市全域） ■







## 1-3 緑地現況・緑化状況調査

## (1) 施設緑地

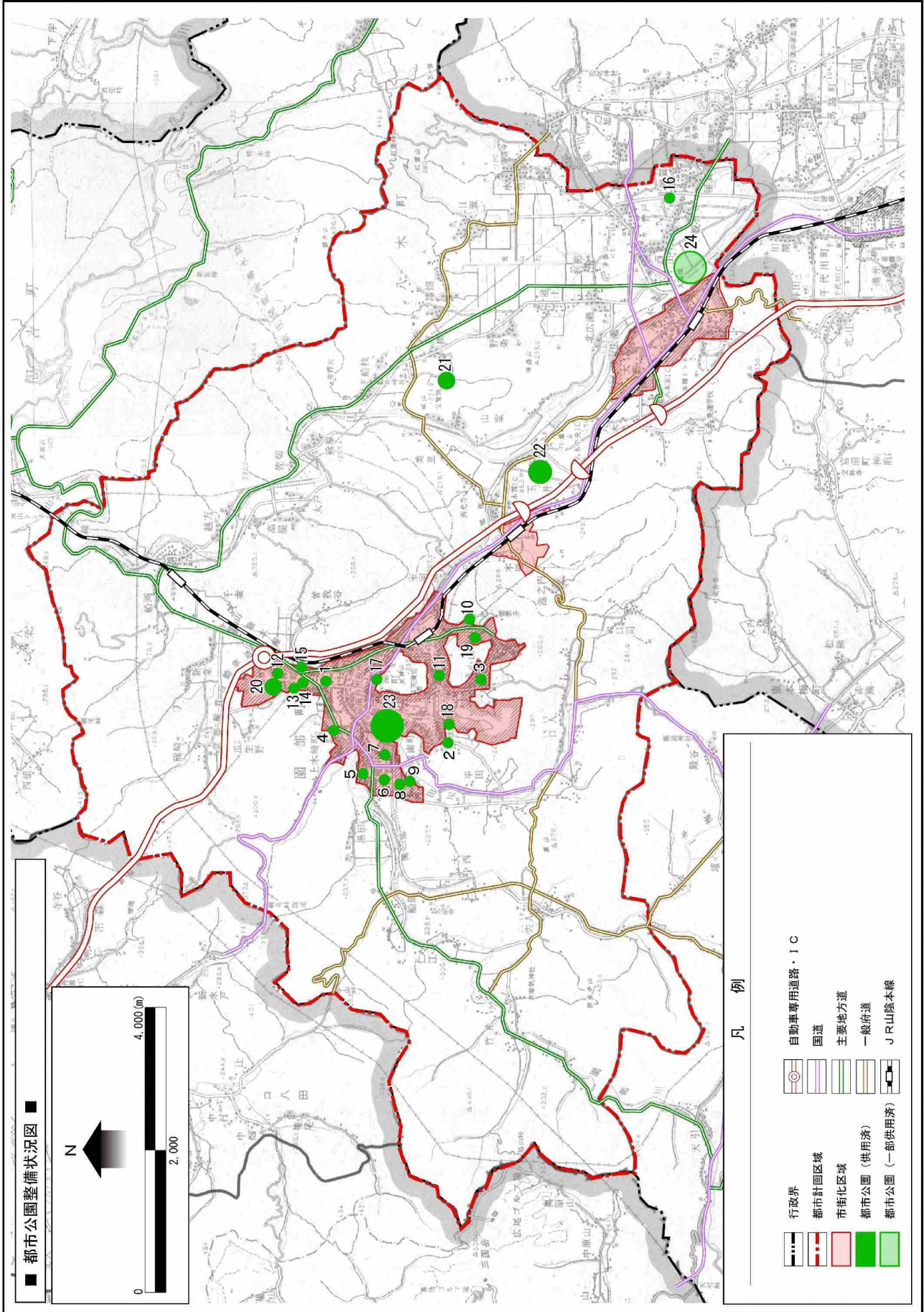
## ① 都市公園

南丹市の都市公園は、街区公園が19箇所(6.62ha)、近隣公園が2箇所(4.66ha)、地区公園が1箇所(1.81ha)、総合公園が1箇所(19.00ha)、緑地が1箇所(5.24ha)、合計で24箇所(37.33ha)供用されており、その供用率は81.9%となっています。

■ 都市公園の整備状況一覧

図面番号	都市計画決定番号	公園種別	公園名称	計画面積(ha)	供用済面積(ha)	供用率(%)	区域
1	2.2.101	街区	きざきまち 木崎町公園	0.69	0.69	100.0	市街化区域
2	2.2.102	街区	じょうなんまち 城南町公園	0.27	0.27	100.0	市街化調整区域
3	2.2.103	街区	おやまにしまち 小山西町公園	0.30	0.30	100.0	市街化区域
4	2.2.105	街区	かみきざきまち 上木崎町公園	0.20	0.20	100.0	市街化区域
5	2.2.106	街区	よこた 横田1号公園	0.20	0.20	100.0	市街化区域
6	2.2.107	街区	よこた 横田2号公園	0.20	0.20	100.0	市街化区域
7	2.2.108	街区	よこた 横田3号公園	0.15	0.15	100.0	市街化区域
8	2.2.109	街区	よこた 横田4号公園	0.62	0.62	100.0	市街化区域
9	2.2.110	街区	よこた 横田5号公園	0.20	0.20	100.0	市街化区域
10	2.2.111	街区	おやまひがしまち 小山東町1号公園	0.89	0.89	100.0	市街化区域
11	2.2.112	街区	にほんまつ 二本松公園	0.29	0.29	100.0	市街化区域
12	2.2.113	街区	うちばやしまち 内林町1号公園	0.27	0.27	100.0	市街化区域
13	2.2.114	街区	うちばやしまち 内林町2号公園	0.10	0.10	100.0	市街化区域
14	2.2.115	街区	うちばやしまち 内林町3号公園	0.22	0.22	100.0	市街化区域
15	2.2.116	街区	うちばやしまち 内林町4号公園	0.10	0.10	100.0	市街化区域
16	2.2.201	街区	やぎひがし 八木東公園	0.36	0.36	100.0	市街化調整区域
17		街区	しんまち 新町公園	0.80	0.80	100.0	市街化区域
18		街区	じょうなんまち 城南町防災公園	0.53	0.53	100.0	市街化調整区域
19		街区	おやまひがしまち 小山東町2号公園	0.23	0.23	100.0	市街化区域
20	3.3.101	近隣	たのしそ 健康憩の園	2.30	2.30	100.0	市街化区域
21		近隣	もんがく 文覚ふれあい公園	2.36	2.36	100.0	市街化調整区域
22		地区	にしちく 西地区コミュニティ公園	1.81	1.81	100.0	市街化調整区域
23	5.5.1	総合	そのべ 園部公園	19.00	19.00	100.0	市街化区域/ 市街化調整区域
24		緑地	おおいがわ 第1号大堰川緑地	13.50	5.24	38.8	市街化調整区域





## ②公共施設緑地

## i) 地域の公園・広場

都市公園以外の地域の公園・広場としては、開発行為などにあわせて整備が行われたものや、地区のグラウンドなどがあり、合計 68 箇所、7.48ha が整備されています。

開発行為などにあわせて整備された公園・広場は、比較的小規模なものが多くなっています。

## ■地域の公園・広場の現況（園部地域（都市計画区域内））

番号	名称	面積 (ha)
1	美園町 公園	0.02
2	木崎町 公園	0.04
3	上木崎町 ゲートボール場	0.04
4	上木崎町 公園	0.01
5	上木崎町 B公園	0.01
6	若松町 こども遊園地	0.05
7	新町 公園	0.01
8	小桜町 蓮池公園	0.06
9	小桜町 A公園	0.01
10	小桜町 B公園	0.01
11	小桜町 C公園	0.01
12	栄町 公園	0.01
13	栄町 児童公園	0.01
14	栄町 チビッコ広場	0.01
15	小山西町 A公園	0.01
16	小山西町 B公園	0.03
17	小山西町 C公園	0.01
18	小山西町 春日団地公園A	0.16
19	小山西町 春日団地公園B	0.03
20	小山西町 春日団地公園C	0.03
21	横田 公園	0.02
22	上本町 上本町公園	0.07

番号	名称	面積 (ha)
23	城南町 城南町公園	0.02
24	小桜町 城南町テニスコート	0.20
25	半田 広場	0.44
26	口人 広場	0.16
27	口司 広場	0.17
28	黒田 広場	0.07
29	大西 広場	0.10
30	宍人 広場	0.22
31	船阪 広場	0.15
32	船阪 親水広場	1.40
33	仁江 広場	0.09
34	竹井 広場	0.54
35	熊崎 広場	0.06
36	新堂 広場	0.14
37	千妻 広場	0.18
38	曾我谷 広場	0.22
39	船岡 広場	0.04
40	高屋 広場	0.03
41	大戸 広場	0.08
42	熊原 広場	0.18
43	越方 広場	0.10
44	佐切 広場	0.07

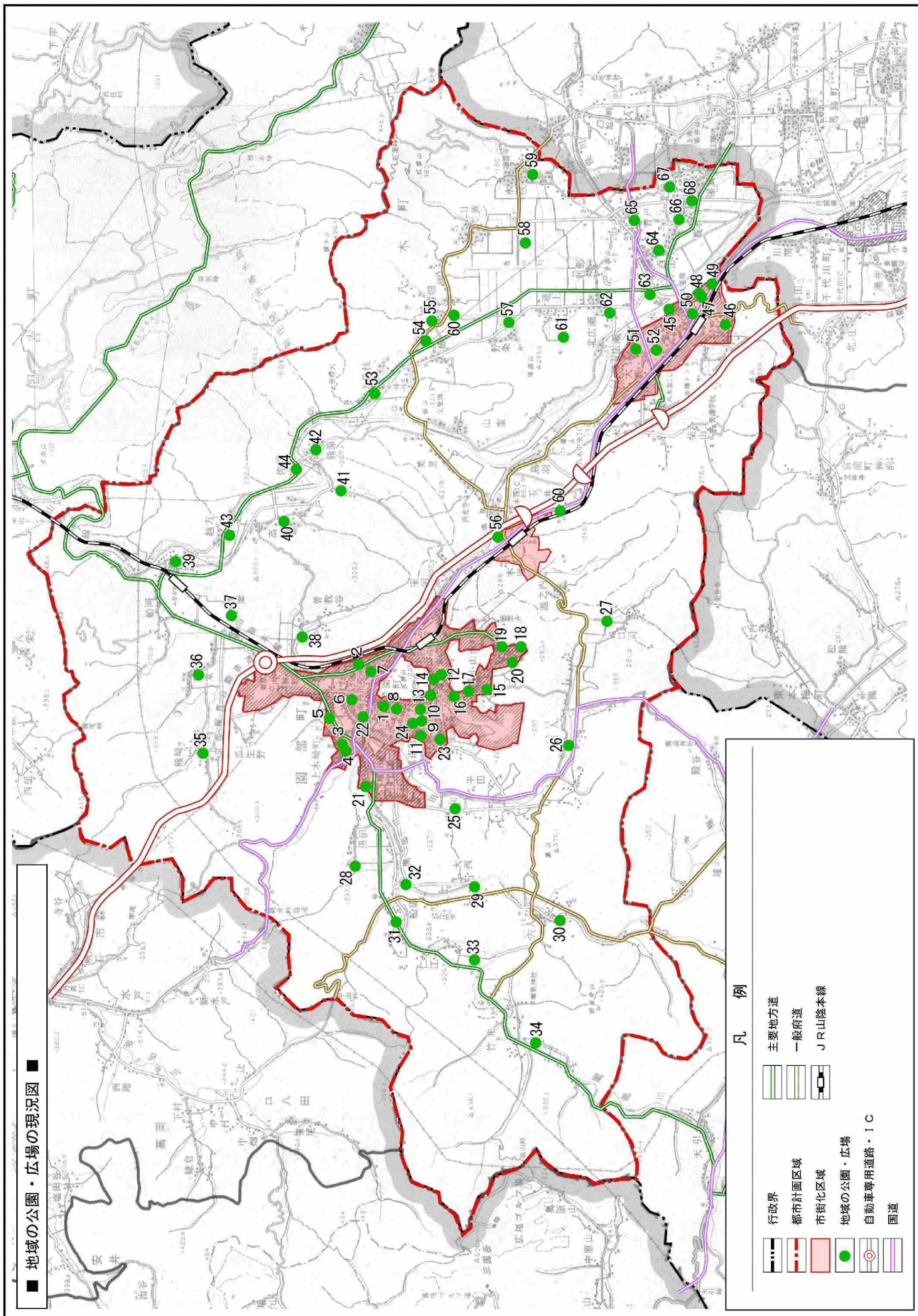
## ■地域の公園・広場の現況（八木地域（都市計画区域内））

番号	名称	面積 (ha)
45	八木広場 鹿草	0.01
46	八木広場 東所	0.02
47	八木広場 西町裏	0.06
48	八木広場 本町5丁目	0.04
49	八木広場 河原	0.01
50	八木広場 東久保	0.03
51	南広瀬 広場	0.03
52	大藪 広場	0.02
53	船枝 広場	0.21
54	室橋 広場	0.09
55	諸畑 広場	0.08
56	室河原 広場	0.11

番号	名称	面積 (ha)
57	野条 広場	0.06
58	氷室の郷 広場	0.32
59	氷所 広場	0.26
60	玉ノ井 広場	0.03
61	池上 広場	0.15
62	北広瀬 広場	0.13
63	西田井尻 広場	0.02
64	西田 広場	0.10
65	青戸 広場	0.07
66	観音寺 広場	0.10
67	北屋賀 広場	0.15
68	屋賀 広場	0.06

(庁内資料)





## ii) 公共公益施設

公園に準じる機能を持つ公共公益施設として学校教育施設などのグラウンドがあります。

## ■公共公益施設の現況（都市計画区域内）

番号	名称	グラウンド等 面積 (ha)	区域
1	園部小学校	0.94	市街化区域
2	園部第二小学校	0.64	市街化区域
3	八木西小学校	0.48	市街化区域
4	八木東小学校	0.94	市街化調整区域
5	園部中学校	0.36	市街化区域
6	八木中学校	0.96	市街化区域
7	桜が丘中学校	0.58	市街化区域
8	園部高等学校・ 園部高等学校附属中学校	1.28	市街化区域
9	京都聖カタリナ高等学校	0.58	市街化区域
10	京都医療科学大学	0.34	市街化区域
11	京都建築大学校・ 京都伝統工芸大学校	1.34	市街化区域
12	佛教大学園部キャンパス	7.00	市街化区域
13	旧川辺小学校	0.32	市街化調整区域
14	旧摩気小学校	0.44	市街化調整区域
15	旧新庄小学校	0.59	市街化調整区域
16	旧吉富小学校	0.59	市街化調整区域
<b>公共公益施設合計（16箇所）</b>		<b>17.38</b>	

※グラウンド等面積は図上計測

## iii) 運動場等

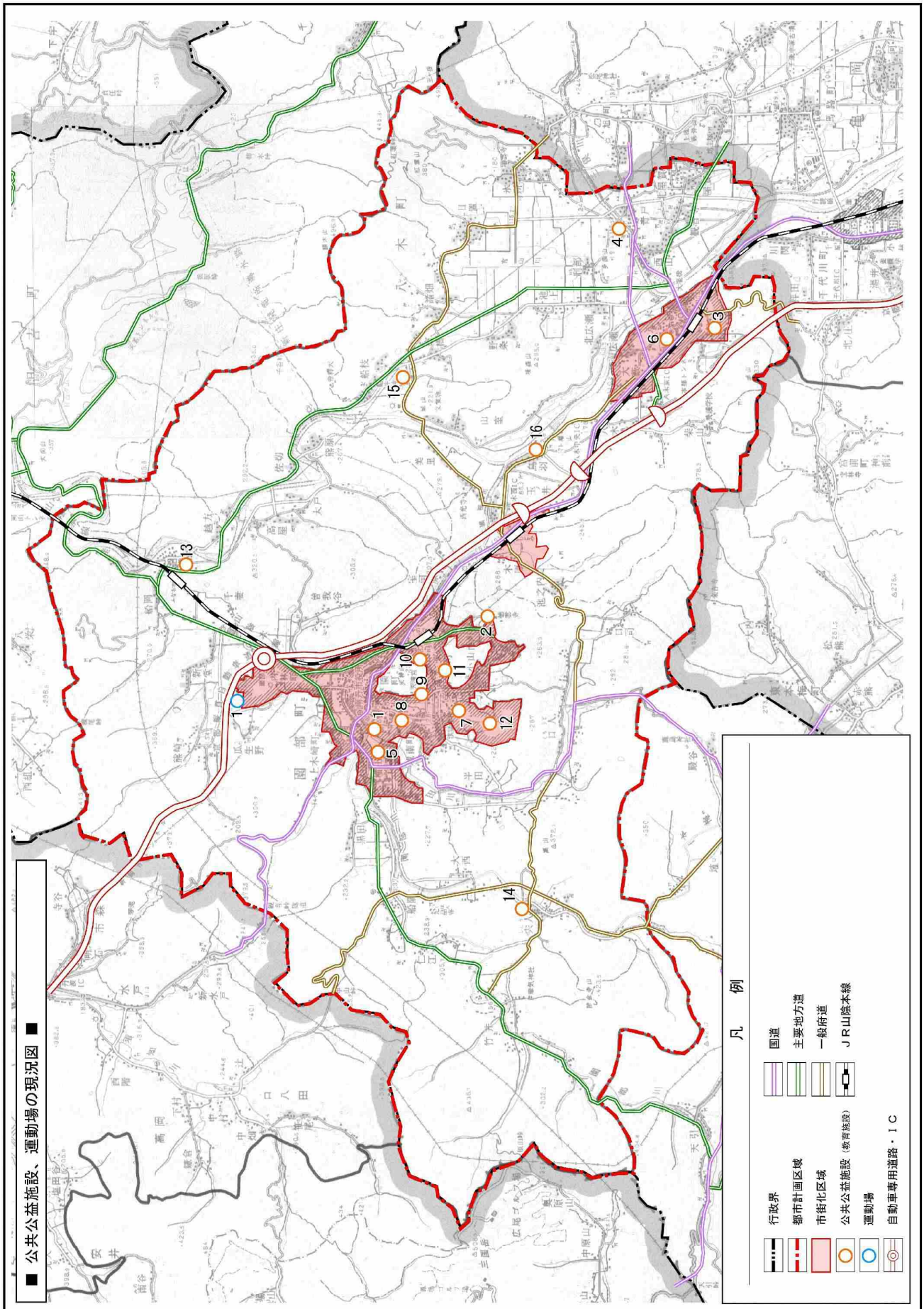
運動場に位置づけられる施設には、園部町瓜生野に整備されているKPCスポーツセンターがあげられます。

## ■運動場等の現況（都市計画区域内）

番号	名称	敷地面積 (ha)	区域
1	KPCスポーツセンター	1.60	市街化調整区域
<b>運動場合計（1箇所）</b>		<b>1.60</b>	

※敷地面積は図上計測（都市計画区域内のみ）







## ③民間施設緑地

## i) 寺社・境内地

本市には、ほぼ全域にわたって神社や寺院が数多くみられ、中にはシンボリックな大木を有し、周辺の緑環境と調和した良好な緑地を形成しているものがみられます。

## ■寺社・境内地の現況（園部地域（都市計画区域内））

番号	名 称	面積 (ha)
1	福泉寺	0.15
2	妙楽寺	0.04
3	摩気神社	0.25
4	蛭子神社	0.06
5	龍穩寺	0.33
6	安養寺	0.10
7	興禅寺	0.15
8	九品寺	0.30
9	八幡宮	0.07
10	菅原神社	0.18
11	昌林寺	0.24
12	八幡宮	0.23
13	八幡宮	0.10
14	熊野神社	0.02
15	観景寺	0.20
16	法積寺	0.18
17	大森神社	0.11
18	都々古和気神社	0.07
19	医昌寺	0.10
20	普賢寺	0.05
21	日向神社	0.08
22	旭照寺	0.10
23	大乘寺	0.07
24	春日神社	0.11
25	香林寺	0.18

番号	名 称	面積 (ha)
26	城崎神社	0.20
27	若宮神社	0.08
28	西福寺	0.09
29	三輪神社	0.06
30	青松寺	0.11
31	本福寺	0.16
32	加茂神社	0.06
33	元興寺	0.15
34	龍眼院	0.12
35	吉備神社	0.11
36	清源寺	0.30
37	長徳寺	0.11
38	春日神社	0.16
39	日吉神社	0.04
40	正福寺	0.15
41	西林寺	0.05
42	常昌寺	0.03
43	八幡神社	0.02
44	宝福寺	0.09
45	淨教寺	0.13
46	教泉寺	0.17
47	妙光寺	0.16
48	教伝寺	0.18
49	南陽寺	0.25
50	生身天満宮	0.69

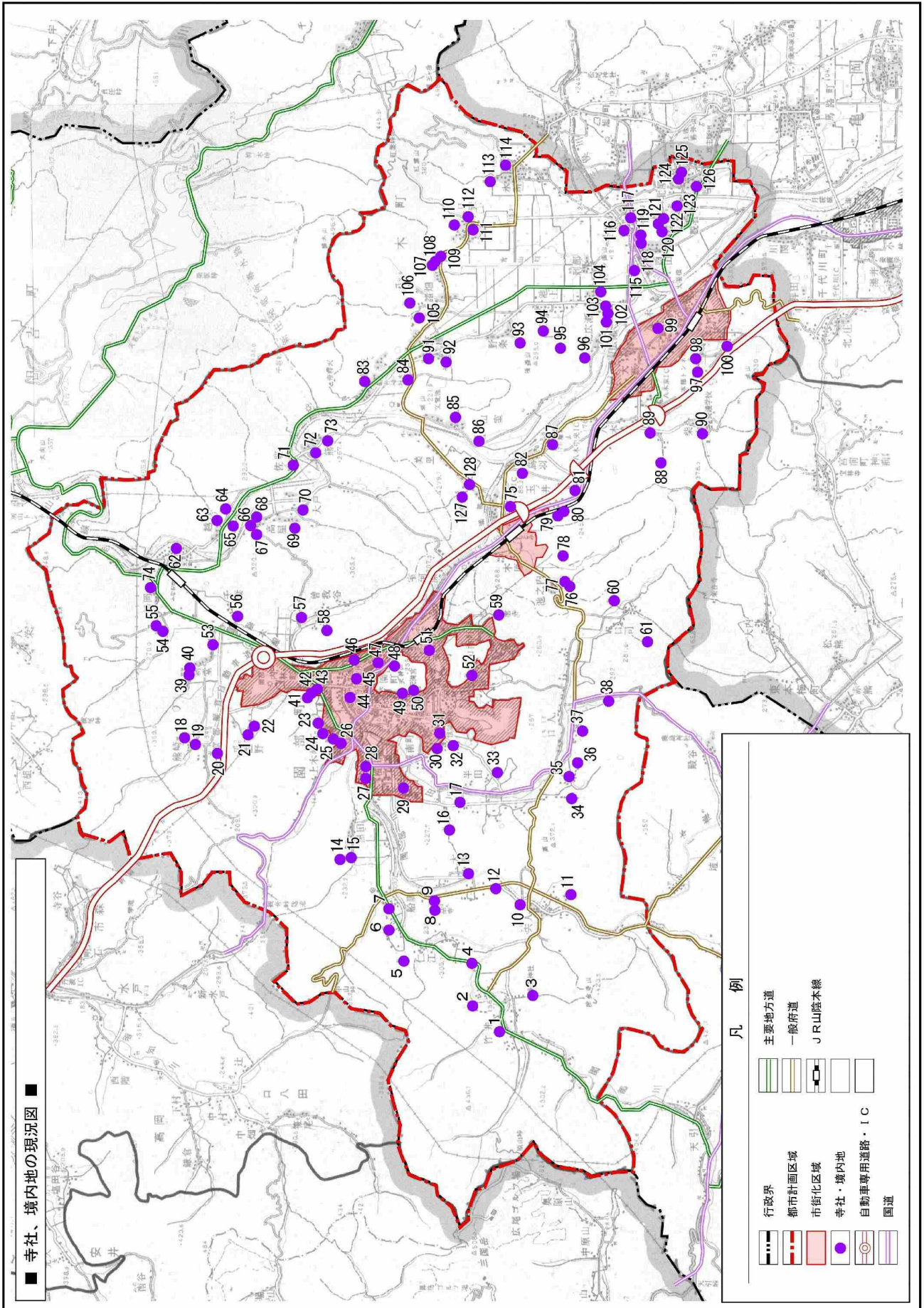
番号	名 称	面積 (ha)
51	春日神社	0.01
52	願正寺	0.09
53	大国玉神社	0.08
54	林松寺	0.15
55	治宮神社	0.07
56	朝倉神社	0.10
57	一原神社	0.28
58	大蔵寺	0.13
59	徳雲寺	0.25
60	佛名寺	0.12
61	鏡神社	0.05
62	月読神社	0.21
63	地藏院	0.05
64	平伝寺	0.05
65	若宮神社	0.12
66	春日神社	0.11
67	蟠根寺	0.08
68	住頭神社	0.02
69	禅福寺	0.09
70	武尾神社	0.13
71	玉泉寺	0.05
72	太神宮社	0.13
73	永昌寺	0.08
74	慈久神社	0.08

## ■寺社・境内地の現況（八木地域（都市計画区域内））

番号	名 称	面積 (ha)
75	康安寺	0.06
76	八幡宮	0.05
77	天桂寺	0.05
78	春日神社	0.05
79	八幡宮	0.04
80	延命寺	0.07
81	鳥羽田神社	0.02
82	福田寺	0.12
83	福寿寺	0.09
84	船井神社	0.21
85	長安寺	0.07
86	野家守神社	0.25
87	八幡神社	0.03
88	春日神社	0.04
89	久昌寺	0.14
90	三輪神社	0.02
91	山神神社	0.05
92	如城寺	0.11

番号	名 称	面積 (ha)
93	林泉寺	0.07
94	八幡神社	0.10
95	池上院	0.28
96	巖島神社	0.01
97	龍興寺	0.24
98	東雲寺	0.07
99	本能寺妙徳教会	0.04
100	春日神社	0.35
101	阿弥陀寺	0.12
102	岡神社	0.32
103	八幡神社	0.09
104	久留守神社	0.15
105	政徳寺	0.10
106	清源寺	0.13
107	泉谷寺	0.03
108	蔭涼寺	0.13
109	稲荷神社	0.05
110	護国寺	0.18

番号	名 称	面積 (ha)
111	水上院	0.04
112	大送神社	0.36
113	幡日佐神社	0.23
114	瑞雲寺	0.17
115	住吉神社	0.12
116	智恵寺	0.12
117	大辻神社	0.20
118	大日寺	0.21
119	金乃比羅神社	0.02
120	西来寺	0.07
121	住吉神社	0.07
122	興禅寺	0.07
123	道永寺	0.04
124	八幡神社	0.05
125	安楽寺	0.09
126	宗神社	0.07
127	西光寺	0.06
128	荒井神社	0.06
合計（128箇所）		15.65



## (2) 地域制緑地等

## ①法による地域

本市には、南丹都市計画区域が指定されており、土地利用の適正な誘導が行われています。また、平坦部の大半は農業振興地域に指定され、計画的な農業投資が進められています。市域の大部分を占める森林のほとんどは、地域森林計画対象民有林となっています。これらの他、災害防止等のため各種の法制度が適用されています。

## ■ 法適用状況 ■

名称等	根拠法	適用状況	
南丹都市計画区域	都市計画法	9,415ha	市街化区域：566ha 市街化調整区域：8,849ha
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律	7,451ha	農用地区域：2,293ha
地域森林計画対象民有林	森林法	53,720ha	
保安林	森林法	20,939ha	
砂防指定地	砂防法	168箇所 (2,165.90ha)	

(令和3年9月時点)

## ■ 急傾斜地崩壊危険区域 ■

危険区域名	所在地	指定年次	面積 (ha)
熊崎	園部町熊崎	昭和56年	0.19
栄町	園部町栄町	平成9年	0.37
殿田Ⅰ	日吉町殿田	昭和48年	1.36
天引	園部町天引	平成30年	0.43
田原	日吉町田原	昭和51年	0.60
殿田東	日吉町殿田	昭和51年	1.01
栃	日吉町田原	昭和54年	1.20
殿田Ⅱ	日吉町殿田	昭和56年	0.90
殿田駅前	日吉町保野田	昭和62年	4.00
片野北	日吉町田原	昭和63年	0.88
殿田Ⅲ	日吉町殿田	平成10年	0.08
中佐々江	日吉町佐々江	平成12年	0.24
下佐々江	日吉町佐々江	平成16年	0.79
急傾斜地崩壊危険区域合計 (13箇所)			12.05

(令和3年9月時点)



## 第2章 解析・評価と課題の整理

### 2-1 4系統別の解析・評価

都市において緑が果たす役割は、『環境保全』、『レクリエーション』、『防災』、『景観構成』の大きく4つの機能に分けられ、それぞれ次のような視点から南丹市の緑を解析・評価します。

#### ◇ 解析・評価の視点及び指標 ◇

	評価の視点	指標
環境保全	都市の骨格を形成する緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山地・丘陵地</li> <li>・農地</li> <li>・河川</li> </ul>
	地域の個性を形成する緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地、集落に近接する独立丘陵地</li> <li>・芦生原生林</li> <li>・寺社林、史跡等</li> </ul>
	地域環境の向上に資する緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな公園・緑地</li> <li>・街路樹</li> <li>・水路、ため池</li> <li>・生産緑地地区</li> </ul>
レクリエーション	日常的レクリエーションの場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園等（住区基幹公園）</li> <li>・地域の公園・広場、寺社境内地等</li> <li>・教育施設のグラウンド</li> </ul>
	広域的レクリエーションの場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都丹波高原国定公園</li> <li>・園部公園</li> <li>・大堰川緑地</li> <li>・府立るり溪自然公園</li> <li>・府民の森ひよし</li> <li>・その他の非日常的レクリエーションの場</li> </ul>
	緑地のネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街路樹</li> <li>・河川</li> </ul>
防 災	自然災害防止のための緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山地・丘陵地</li> <li>・ダム</li> <li>・河川</li> <li>・農地</li> </ul>
	人為的災害防止等のための緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街路樹</li> <li>・大規模工場緑化</li> </ul>
	災害に強い都市整備のための緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難地</li> <li>・避難路</li> </ul>
景観構成	一団の緑地、オープンスペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林景観</li> <li>・田園景観</li> <li>・河川景観</li> </ul>
	眺望の良い場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視点場</li> </ul>
	地域のランドマーク、シンボルとなる緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地、集落に近接する独立丘陵地</li> <li>・寺社林、史跡等</li> </ul>
	市街地内の修景に寄与する緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要駅周辺</li> <li>・園部市街地</li> <li>・八木市街地</li> <li>・沿道景観</li> <li>・生産緑地地区</li> </ul>

(1) 環境保全系統の解析・評価

評価の視点	指 標	具 体 的 な 指 標 物
都市の骨格を形成する緑地	山地・丘陵地	<ul style="list-style-type: none"> <li>南丹市の総面積の約 88%を占める森林は、大気の浄化や気候の緩和、水源涵養などの重要な機能を有しています。</li> </ul> <p>(主要な緑地資源)</p> 市域北・中部：三国岳、八ヶ峰、頭巾山、長老ヶ岳 等 市域南部：深山、三頭山、千歳山 等
	農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地の周辺に分布する農地では美しい田園風景が広がっており、これらの農地は雨水貯水や資源循環などの環境保全機能も有しています。</li> </ul>
	河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>桂川と由良川の2つの水系があり、これらの大規模な河川は、都市の骨格となる水辺軸を形成しています。</li> <li>また、これらの清流はホタルなどの貴重な動植物の生息・生育域にもなっています。</li> <li>この他、中小の河川が数多く流れ、まちに潤いを与えています。</li> </ul> <p>(主要な緑地資源)</p> 桂川水系：園部川、三俣川、東所川、田原川、木住川、中世木川 等 由良川水系：原川、河内谷川、川谷川、知見谷川 等
地域の個性を形成する緑地	市街地、集落に近接する独立丘陵地	<ul style="list-style-type: none"> <li>天神山、小向山、筏森山などの平地部の独立丘陵地や山地の平野部にせり出した尾根部は、市街地や集落における緑のシンボルであり、良好な環境を形成する上でも重要な緑地となっています。</li> <li>小向山一帯は園部公園として整備されています。</li> </ul> <p>(主要な緑地資源)</p> 天神山、小向山、筏森山、城山、多国山、八幡山 等
	芦生原生林	<ul style="list-style-type: none"> <li>由良川の源流部、市の北東部にある 2,000ha の広大な原生林であり、海拔の高い場所は、日本海型のブナ林、低い場所はウラジロガシを代表とする常緑広葉樹林から構成されています。</li> <li>山中にはツキノワグマ、ニホンカモシカなどの哺乳類や野鳥が数多く生息しています。</li> </ul>
	寺社林、史跡等	<ul style="list-style-type: none"> <li>南丹市の歴史を物語る神社や寺院等が市内の随所で見られるとともに、歴史資源と一体となって育まれてきた寺社林、屋敷林等が本市の歴史的風土を形成しており、優れた自然や歴史的風土の保全を図る上で重要な緑地となっています。</li> </ul> <p>(主要な緑地資源)</p> 史跡：坊田古墳群、黒田古墳、塩貝城跡 天然記念物：朝倉神社のスギ、北稻荷神社のトチ 等 文化財環境保全地区：摩気神社、八幡神社、多治神社、住吉神社 等 その他の神社・寺院
地域環境の向上に資する緑地	緑豊かな公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>園部公園、大堰川緑地、健楽憩の園など、周囲の自然を取り込んだ緑豊かな公園・緑地があります。</li> </ul>
	街路樹	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路空間の緑化は、沿道景観の向上に資するだけでなく、山地と田園、市街地を緑で結び、動物や昆虫の移動経路にもなります。</li> <li>主要な幹線道路を中心に街路樹の整備が進められています。</li> </ul>
	水路・ため池	<ul style="list-style-type: none"> <li>谷の出口一帯に多く分布するため池は、農地の維持管理に欠かせないものであるとともに、野生の動植物などの生息環境としても重要です。</li> </ul>
	生産緑地地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域内にある一定の要件を満たす農地などを、農業生産活動などを通して緑地として計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るため、約 9.64ha を生産緑地地区に指定しています。</li> </ul>



## (2) レクリエーションシステムの解析・評価

評価の視点	指標	具体的な指標物
日常的レクリエーションの場	都市公園等 (住区基幹公園)	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園は、市街地を中心に 24 箇所 (37.33ha) が供用されており、このうち、住区基幹公園 (街区公園、近隣公園、地区公園) は 22 箇所 (13.09ha) となっています。</li> <li>平成 30 年現在の住区基幹公園の供用面積は 13.09ha で、すべての公園の整備が完了しています。</li> </ul>
	地域の公園・広場、寺社境内地等	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園のほか、民間の住宅地開発に伴う公園・広場等が多く点在しており、地域住民の身近な遊び場や憩いの場として利用されていますが、公園・広場等は面積が小さいものが多く、十分に機能していないものも見られます。</li> </ul>
	教育施設のグラウンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校は市内に 7 校あります。(市街化区域：3 校、市街化調整区域：1 校、都市計画区域外：3 校)</li> <li>中学校は市内に 5 校あります。(市街化区域：3 校、都市計画区域外：2 校)</li> <li>高校は市内に 4 校あります。(市街化区域：2 校、都市計画区域外：2 校)</li> <li>このほか、市内には京都医療科学大学、京都建築大学校、京都伝統工芸大学校、京都美術工芸大学、佛教学園部キャンパス、公立南丹看護専門学校、明治国際医療大学があります。</li> </ul>
広域的レクリエーションの場	京都丹波高原 国定公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>芦生原生林やかやぶきの里をはじめとした地域資源や豊かな自然・景観とのふれあいの場を来訪者に提供しています。</li> </ul>
	園部公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合公園である園部公園には、陸上競技場、多目的グラウンド、体育館、屋内ゲートボール場などの体育施設が整備されており、隣接する文化施設等と一体となって、南丹市の文化・スポーツ活動の拠点となっています。</li> </ul>
	大堰川緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市緑地としての整備が進められており、野外ステージ、テニスコート、多目的グラウンド、グラウンドゴルフ場などを兼ね備えています。</li> </ul>
	府立るり溪自然公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>るり溪は、園部川が半国山の急斜面を浸食してできた溪谷であり、その清流と兩岸の自然林が作り出す繊細な景観は、国の名勝地にも指定されています。最上流部には人造湖「通天湖」をはじめ観光レクリエーション施設が整備されています。</li> </ul>
	府民の森ひよし	<ul style="list-style-type: none"> <li>日吉ダムのすぐ上流に位置し、総面積 128ha の広大な敷地に「散策の森」、「観察の森」、「森の広場」、「体験の森」の 4 つのゾーンがあり、自然・歴史・文化とふれあえる施設が充実しています。</li> </ul>
	その他の非日常レクリエーションの場	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他、南丹市を取り囲む緑豊かな自然を活かした公園、レクリエーション拠点として、大野ダム公園、スプリングスひよし整備されています。</li> </ul>
緑地のネットワーク	街路樹	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な幹線道路や区画道路の一部では、街路樹の整備が進められています。</li> </ul>
	河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地や田園を流れる河川が潤いの水辺空間を形成しています。 (主要な緑地資源) 桂川、由良川、園部川、三俣川、田原川、原川、河内谷川 等</li> </ul>

(3) 防災システムの解析・評価

評価の視点	指標	具体的な指標物
自然災害防止のための緑地	山地・丘陵地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南丹市の山地・丘陵地には、山麓部を中心として、洪水や濁水の緩和や土砂の流出による災害の発生を防ぐことを目的とした保安林が指定されています。</li> <li>・また、熊崎、栄町、殿田など、13箇所 12.05ha（資料：京都府地域防災計画）が急傾斜地崩壊危険区域に指定されています。</li> </ul>
	ダム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水調節と発電を目的とする大野ダムと、洪水調節と流水の正常な機能の維持を目的とする日吉ダムが整備されています。</li> </ul>
	河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南丹市には、流域面積が小さく急勾配な河川が多く、梅雨期や台風期の豪雨により急激に増水し、水害が生じやすい状況になっています。</li> <li>・特に、桂川や園部川、本梅川などは重要水防区域、河川重点警戒箇所に指定されています。</li> </ul>
	農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地には、雨水を貯水し、用水や河川への雨水の流入を抑制する機能があります。</li> </ul>
人為的災害防止のための緑地	街路樹	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な幹線道路、土地区画整理事業による区画道路などの一部では街路樹の整備が行われていますが、全市的なネットワーク性に欠け、特に中心市街地では、街路樹の整備が困難な状況にあります。</li> </ul>
	大規模工場緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に点在する大規模な工場などは、敷地の周囲を中心として緑化が行われている施設も見られます。</li> </ul>
災害に強い都市整備のための緑地	避難地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時における広域避難地として、園部町では園部公園一帯が指定されています。</li> <li>・一時避難地として、園部町では城南町防災公園、新町公園など6か所、八木町では大堰橋下流河川敷（右岸）、八木運動公園など4か所が指定されています。</li> </ul> <p>※広域避難地：大地震などで発生する市街地の大火に対して、広域避難の最終目的地となる都市防災施設 一時避難地：地震や火災が発生したときに、一時的に避難が出来る公園やグラウンドなどの野外施設 (資料：南丹市総合防災ハザードマップ)</p>
	避難路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都縦貫自動車道や国道をはじめとした幹線道路などが災害時の緊急輸送道路として指定されていますが、街路樹整備が行われている路線は少なく、また円滑な避難の確保や延焼防止に効果のある緑量も少なくなっています。</li> <li>・市街地内の都市計画道路については、街路樹による延焼防止効果も認められていますが、整備の遅れている路線も見られます。</li> </ul>

## (4) 景観構成システムの解析・評価

評価の視点	指標	具体的な指標物
一団の緑地 オープンスペース	森林景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三国岳、八ヶ峰、頭巾山、長老ヶ岳、深山、三頭山、千歳山等の山並みは、本市を取り囲むように連なり、まちの背景として四季折々の景観を演出しています。</li> <li>・由良川の源流部、市の北東部にある芦生原生林は、幾年月を経て育ったカツラやトチノキなどの巨木も多く、優れた森林景観を有しています。</li> </ul>
	田園景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地を取り囲む田園は都市の郊外化等により年々減少傾向にありますが、ふるさとの原風景となる自然景観を形成しています。</li> </ul>
	河川景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桂川や由良川などの主要な河川は、植生豊かな河川敷と一体となって、都市に潤いを与え、開放感のある自然景観を形成しています。特に由良川の源流である美山川は、原始的河川の面影を残す清流として高い透明度を持っており、国土交通省が認定する水の郷百選に選ばれています。</li> <li>・桂川は、春は桜、夏はアユ釣りや花火大会など、四季折々の表情を楽しめます。また、ゲルバー式吊り橋の大堰橋は、地域のシンボルとして親しまれています。</li> <li>・るり溪は、園部川が半国山の急斜面を浸食してできた溪谷であり、その清流と兩岸の自然林がつくり出す繊細な景観は、国の名勝地にも指定されています。</li> <li>・一方、市街地内では、緑に乏しくコンクリート擁壁に囲まれた人工的な景観となっている河川も見られます。</li> </ul>
眺望の良い場所	視点場 (ビューポイント)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲を山々に囲まれる本市では、市内の至る所から美しい山並みの自然景観を眺望することができます。</li> <li>・市街地を俯瞰できる優れた眺望点として、城山や紅葉峠の展望台などがあげられます。</li> </ul>
地域のランドマーク、シンボルとなる緑地	市街地、集落に近接する独立丘陵地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天神山、小向山、筏森山、城山などの平地部の独立丘陵地や山地の平野部にせり出した尾根部は、市街地や集落における緑のランドマーク、シンボルであり、良好な景観を形成する上でも重要な緑地となっています。</li> </ul>
	寺社林、史跡等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市には、数多くの神社・寺院があり、歴史とともに育まれてきた大木や鎮守の森が数多く見られ、史跡も分布しています。</li> </ul>
市街地内の修景に寄与する緑地	主要駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園部、八木、吉富、日吉などの主要駅周辺は訪れる人が最初に本市をイメージする場所として重要ですが、駅前広場やその周辺のまちなみには、あまり緑が見られない状況です。</li> </ul>
	園部市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧国道沿いには商店街が形成され、密集市街地が形成されていますが、都市公園や街路樹等の緑は少ない状況にあります。</li> </ul>
	八木市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活関連施設が集中する市街地付近は、道路幅員が狭く、住居や店舗系の建築物が密集しており、にぎわいやうるおいを与える緑が少ないのが現状です。</li> </ul>
	沿道景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道9号などの主要な幹線道路においては、緑量のある街路樹はほとんどなく、画一的な沿道景観が形成されています。</li> </ul>
	生産緑地地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地内に残存する身近な緑地として貴重な景観要素となっています。</li> </ul>

## 2-2 課題の整理

4系統別の解析・評価結果から、南丹市の緑に関する課題を整理します。

### ① 質の高い公園・緑地を身近に確保することが必要です

- ・園部公園や、府立るり溪自然公園、府民の森ひよしなどは、周辺の自然環境や歴史資源を取り込んだ緑豊かでテーマ性をもった個性的な公園であり、多くの市民に利用されています。
- ・都市計画区域人口一人当たりの都市公園面積は、国の目標水準 20 m<sup>2</sup>/人を下回っており、中心市街地や基盤未整備地区などでは、都市公園の配置が不十分な状況です。
- ・公園や緑地は、地震や火災等の災害発生時における避難路・避難場所の確保、延焼防止などの機能も有することから、公園に限らず総合的な緑・オープンスペースの確保が重要です。
- ・既存の公園の中には、施設が老朽化したものも見られるため、誰もが安全で安心して利用できる公園づくりが必要です。

### ② 市域の88%を占める緑豊かな森林の保全・適正管理が必要で

- ・南丹市の森林面積は約 54,200ha で、市域の約 88%を占めており、北東部の芦生原生林などは、水源の森としてだけでなく優れた景観要素としても重要な役割を果たしています。
- ・これらの森林は、哺乳類や野鳥をはじめ多種多様な動植物の生息・生育域となっており、水河期の残存と推測されるニッコウキスゲも見つかっていますが、数は少なく絶滅の危機に瀕しています。また、森林の約4割は人工林が占めていますが、間伐の遅れや手入れ不足などにより、適切に管理されていない森林も目立ってきています。
- ・環境負荷の少ないまちづくりの実践、環境保全や自然災害の防止、心やすらぐ景観形成の視点から、緑豊かな森林の保全・適正管理が必要です。

### ③ 身近なランドマークとなる里山・独立丘陵地や水辺の保全と活用が必要で

- ・市街地には、天神山、小向山、筏森山などの里山・独立丘陵地が隣接しており、身近な動植物の生息・生育地として重要であるとともに、景観的なランドマークとしても重要です。
- ・南丹市固有の自然資源として適切な保全を図るとともに、計画的な活用により、その価値を高めていくことが必要です。

### ④ 市街地を取り囲む農地の保全が必要で

- ・市域の約4% (2,700ha) が水田などの農地に覆われており、農業生産の基盤となる緑であるとともに、ふるさとの原風景として安らぎを与える要素となっています。
- ・田園には、雨水を貯水し、用水や河川への雨水の流入などを抑制する機能があり、自然災害防止の面からも保全が必要です。
- ・また、農地及び用水やため地は、メダカやホタル等の小動物の生息地としても重要な場であり、宅地開発を市街地内に誘導しながら適切に保全することが必要です。

**⑤ まちの「顔」となる場所では特に良好な緑の創出が重要です**

- ・主要駅周辺の駅前広場やその周辺のまちなみにはあまり緑が見られず、園部市街地、八木市街地でも道路の幅員が狭く密集市街地となっていることから、潤いや安らぎの感じられないまちなみとなっています。
- ・これらは、誇りをもって住み続けられる定住の場であるとともに、貴重な歴史・文化資源等を活かしたまちなか観光の場でもあるため、まちの「顔」となる場所として積極的・重点的な緑化施策の取り組みが必要です。

**⑥ 都市緑化の先導役として公共空間の緑化推進が重要です**

- ・多くの人が行き交う道路などの公共空間や、多くの人が集まり、交流の場となる公共施設は、市民が主体となった緑化を推進していく上での先導役として重要な役割を果たすことから、積極的な緑化推進が必要です。
- ・小中学校等の教育施設における緑化は、学習や自然を愛する教育の一環としてだけでなく、地域住民の交流やふれあいの場としても重要であることから、積極的に推進していく必要があります。

**⑦ 市民とともに緑の保全・創出に取り組むことが重要です**

- ・まち全体が花や緑に彩られた美しい南丹市を創造するためには、都市公園や街路樹などの公共空間の緑地・緑化も重要ですが、市民や事業者が主体となって身近な緑化をきめ細かく推進していくことが必要です。

**⑧ 既存の公園・緑地の適正管理に取り組むことが重要です**

- ・一層の厳しさが予想される社会情勢・財政事情にあって、緑を適切に保全・維持管理し、質を高めていくためには、既存の公園・緑地を有効活用していくことが必要です。
- ・それぞれの公園・緑地の現況特性を踏まえた適正管理のあり方を検討し、再整備、老朽化対策などを計画的に推進していくことが重要です。

**⑨ 都市農地の計画的な保全に取り組むことが重要です**

- ・市街地内に残存するまとまった農地は、防災、良好な景観の形成のほか、ヒートアイランド現象の緩和や地下水の涵養、生物多様性の保全などの環境形成機能を有するため、生産緑地地区の指定などにより計画的に保全に取り組むことが重要です。

**⑩ 生態系や生物多様性の保全による持続可能なまちづくりに取り組むことが重要です**

- ・市民生活を豊かにする生態系サービス（様々な自然の恵み）を将来に渡り持続的に享受するため、多様な主体が連携・協働し、生態系や生物多様性の保全に取り組むことが重要です。





## 第3章 緑地の保全及び緑化の目標

### 3-1 基本理念

#### 南丹市の緑を特徴づける要素

「南丹市らしさ」を「緑」の視点から捉えると、主に次のような特徴が見られます。

#### ◆自然の緑

- ・まちを取り囲む三国岳や八ヶ峰、頭巾山、長老ヶ岳、深山、三頭山、千歳山等の山並み
- ・複雑な植層を呈し、哺乳類や野鳥などの多様な生物の貴重な生息地ともなっている芦生原生林
- ・清流と兩岸の自然林がつくり出す繊細な景観を持ち、国の名勝地、府立自然公園に指定されているるり溪
- ・平地に点在する天神山、小向山、筏森山、城山、多国山、八幡山等の独立丘陵地
- ・平地に広がる田園、貴重な動植物の生息域でもある水路・ため池
- ・骨格となる水辺軸を形成し、まちに潤いを与えている桂川や由良川、園部川などの河川

#### ◆歴史・文化の緑

- ・国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されている、日本の原風景が残るかやぶきの里
- ・かつて丹波国の政治・文化の中心地として栄えたことを示す、古代の遺跡や神社・寺院の境内林

#### ◆都市の緑、身近な緑

- ・園部公園、健楽憩の園、大堰川緑地等の自然を取り込んだ緑豊かな公園
- ・府民の森ひよし、大野ダム公園、スプリングスひよしなどの自然を活かした緑の拠点
- ・佛教大学園部キャンパス、明治国際医療大学、京都医療科学大学などの高等教育機関や義務教育施設などのグラウンド
- ・道路や河川の並木道、市民の手による花壇づくりやガーデニング等

私たちの住む南丹市には、ふるさとの原風景となっている多様で美しい自然があり、先人たちは自然と共存しながら、地域固有の歴史・文化を育んできました。すわなち、これが「南丹市らしさ」であり、現代を生きる私たちの暮らしは、すべてこの「南丹市らしさ」の上に成り立っていることを忘れてはいけません。

市民一人ひとりが恵まれた水と緑の資源の大切さを理解し、生物多様性にも配慮した緑を持続的に守り育てるとともに、市民と行政が互いに協力し合いながら、多様な緑と共生することによって、心がやすらぎ、ほっとするようなまちづくりに取り組むことを本計画の基本理念として定めます。

多様な緑とやさしい人が共生する『やすらぎのふるさと』

## 3-2 基本方針

基本理念として定めた『多様な緑とやさしい人が共生する“やすらぎのふるさと”』の実現に向けて、緑地の整備及び保全、都市緑化などに関する以下の4つの基本方針を定めます。

### 基本方針1 まちの骨格となる緑をまもり、活かす

- ①環境保全や景観形成などの多様な機能を有し、まちの骨格となる山並みの緑を保全します。
- ②まちの骨格となる水辺軸を形成し、まちに潤いを与える主要な河川を保全します。
- ③市街地を取り囲む田園、平地に点在する独立丘陵地などの緑を保全します。
- ④生物多様性に配慮しつつ、良好な自然環境を活かした、個性豊かな水と緑の拠点づくりを進めます。

### 基本方針2 市民とともに緑を育てる

- ①市民が主体となった緑豊かなまちづくりを進めるため、緑に対する知識の普及や意識啓発を図るとともに、様々な面から支援に努めます。
- ②公園の草刈や樹木の剪定、落ち葉の清掃など、市民との協働により緑を美しく維持管理します。
- ③市街地及び集落内に点在する社寺林や史跡などは、優れた自然や歴史的風土を保全する上で重要であるため、地域のランドマークとなる緑として保全・育成を図ります。
- ④生産緑地地区については、市街化区域内の身近な緑地としての機能が維持され、農業と調和した良好な都市環境が形成されるように適正な保全を図ります。

### 基本方針3 身近な緑の空間を整え、適正に管理する

- ①利用圏域等を考慮しながら、レクリエーションの場、防災拠点、さらには感染症の流行する中においても健康づくりや交流を行える場となる身近な公園・緑地の適正な配置と、既存の公園・緑地においても先述の機能の向上と適正管理に取り組みます。
- ②多くの人が集まる公共的施設では、生物多様性に配慮しつつ、都市緑化の先導役として積極的に緑化を推進します。
- ③住宅地や商業地・工業地の特性に応じた緑化を推進します。

### 基本方針4 広がりのある緑をつなぐ

- ①道路や歩行者空間、貴重な動植物の生息・生育域でもある河川や水路・ため池などの水辺空間を活用し、公園・緑地や公共的施設等を相互に結びつける全市的な水と緑のネットワークづくりを進めます。
- ②地域の自然的・社会的状況を踏まえつつ、優れた自然条件や生態系を有する場所を生物多様性の拠点として位置づけ、野生生物の移動・分散を可能とするため、拠点間を相互に連結させる生態系ネットワークの形成を推進します。

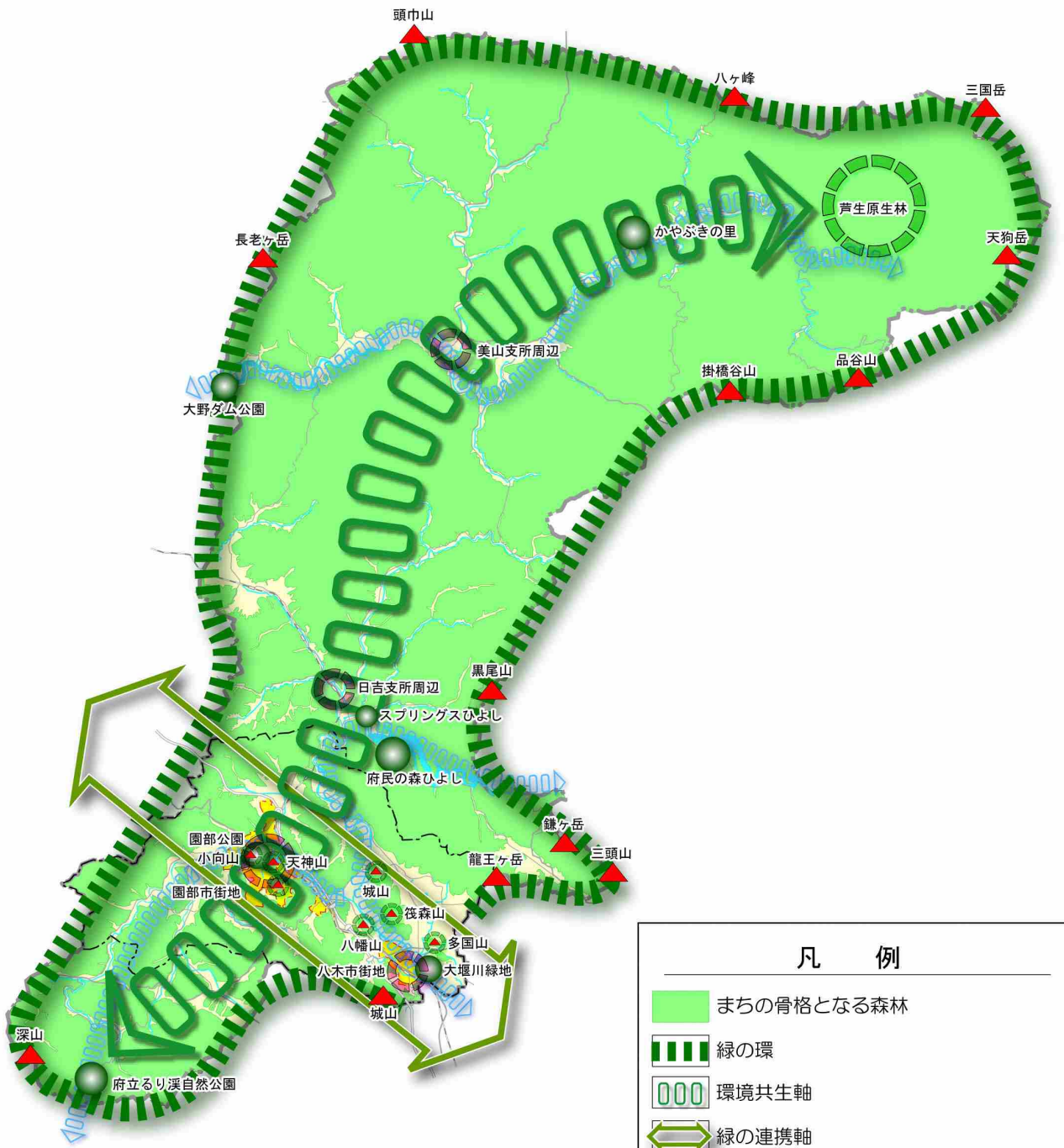
### 3-3 緑の将来像

#### (1) 緑の将来像

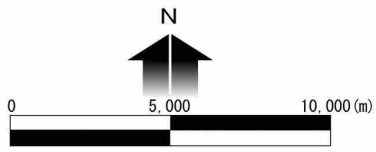
基本理念や基本方針を実現するため、南丹市の緑に関する将来イメージ（＝緑の将来像）を定め、緑の良好な保全と特徴のある整備・活用を図ります。

まちの骨格となる森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>南丹市域の88%を占める山々は、南丹市の緑の骨格を形成し、地球温暖化の抑制や水源涵養、土砂災害の防止、動植物の生態系の保全、四季折々の自然景観の演出などの機能を有する緑地として、森林組合や山林保有者などと連携して、適切な維持管理・保全に努めます。</li> </ul>
緑の環	<ul style="list-style-type: none"> <li>三頭山～三国岳～八ヶ峰～頭巾山～長老ヶ岳～深山～城山にかけて連なり、市域を取り囲む山々の稜線は、まちの骨格を構成し、背景となる緑として位置づけ、適切に保全します。</li> </ul>
環境共生軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>芦生原生林から府立るり溪自然公園までの拠点を結ぶ軸を環境共生軸として位置づけ、市街地地域と田園、森林地域の連携・循環を支える骨格軸として、自然環境と調和した緑の環境づくりを進めます。</li> </ul>
緑の連携軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>南丹市内の点在する市街地を結び、広域的には京都市街地方面と舞鶴方面を連絡する緑の連携軸を位置づけ、市街地間の緑のネットワークの形成、広域的な幹線軸としての修景を進めます。</li> </ul>
水辺の連携軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>桂川～日吉ダム、由良川、及び園部川などの市街地を流れる主な河川を水辺の連携軸として位置づけ、骨格となる水辺景観軸、まちに清新さを与える環境軸として、河川環境の保全・改善に努めるとともに、市民の憩いやレクリエーション活動の場として積極的な活用を図ります。</li> </ul>
ふるさとの原風景となる田園	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地を取り囲む田園は、計画的な土地利用に基づいて宅地開発を極力抑制し、農業生産の場として、また良好な景観要素として保全します。</li> <li>既存集落に点在する神社・寺院の境内林や民家の屋敷内の樹木などを身近な緑として保全するとともに、周辺環境との調和に配慮し、積極的な緑の創出を誘導します。</li> </ul>
緑豊かな市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近な憩いの場や災害時の避難地ともなる公園緑地を適正に配置するとともに、河川や用水路を活用した親水空間の整備、生産緑地地区や神社・寺院の境内林の保全、住宅地や商業地・工業地の緑化などを総合的に推進し、花や緑で彩られた美しい市街地を形成します。</li> </ul>
まちの個性となる水と緑の拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑豊かなまちを印象づけるとともに、市民や訪れる人のレクリエーション活動、癒しや憩いの場として主要な公園・緑地を位置づけ、生物多様性に配慮しながら、整備・充実を図ります。</li> </ul>
まちのシンボルとなる緑のランドマーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地に隣接する天神山、小向山、筏森山、城山などの独立丘陵地は、人と自然の共存の場、緑のランドマークとして適切に保全するとともに、身近に自然とふれあえる貴重な緑地空間としての活用を図ります。</li> </ul>
地域の顔となる緑の拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の「顔」となる主要駅周辺や園部、八木の市街地の中心部では、まちかどや空き地などを利用した緑の小空間の創出、道路空間や公共・民間施設などの緑化を推進します。</li> </ul>

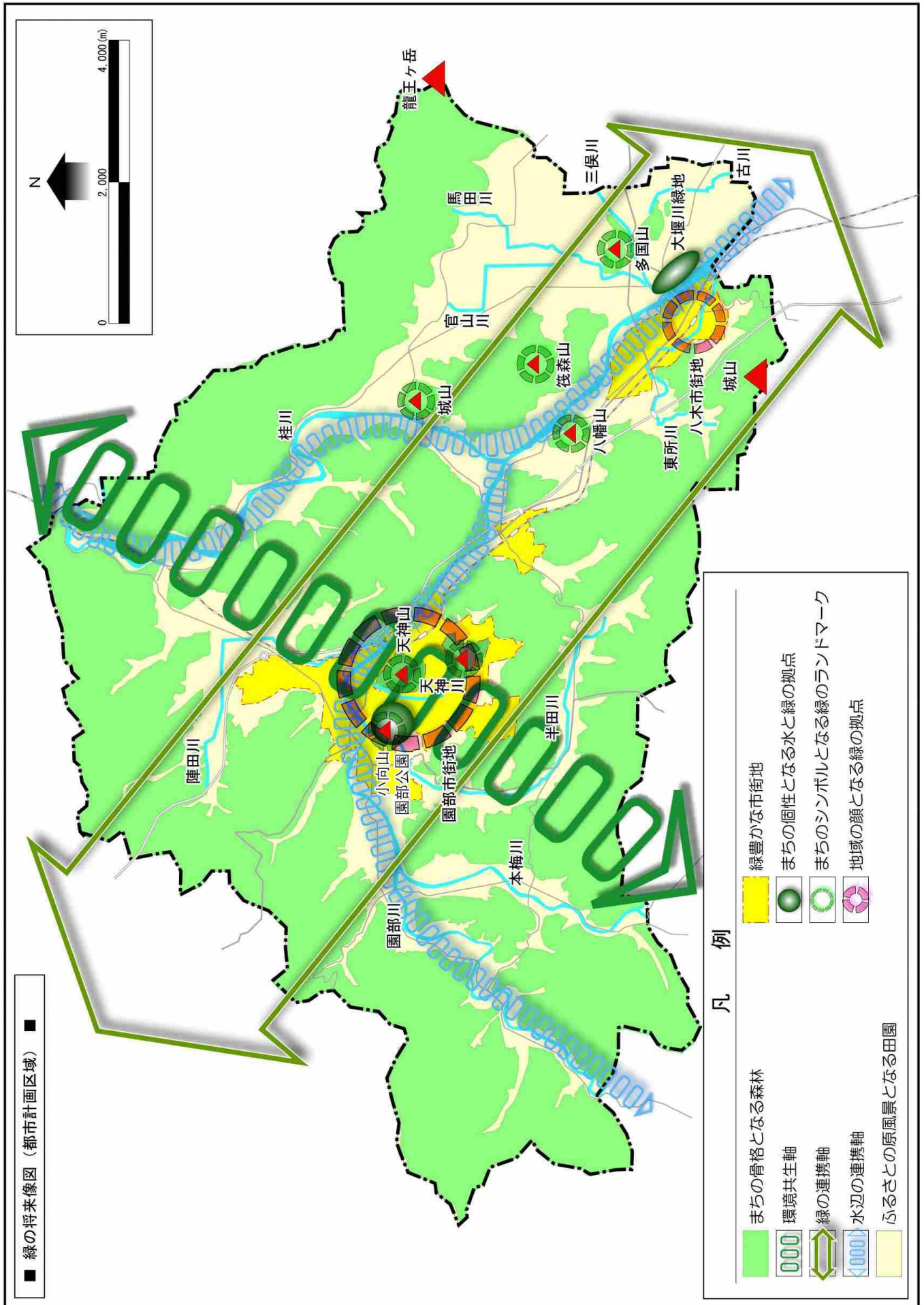
■ 緑の将来像図（南丹市全域） ■



凡 例	
	まちの骨格となる森林
	緑の環
	環境共生軸
	緑の連携軸
	水辺の連携軸
	ふるさとの原風景となる田園
	緑豊かな市街地
	まちの個性となる水と緑の拠点
	まちのシンボルとなる緑のランドマーク
	地域の顔となる緑の拠点

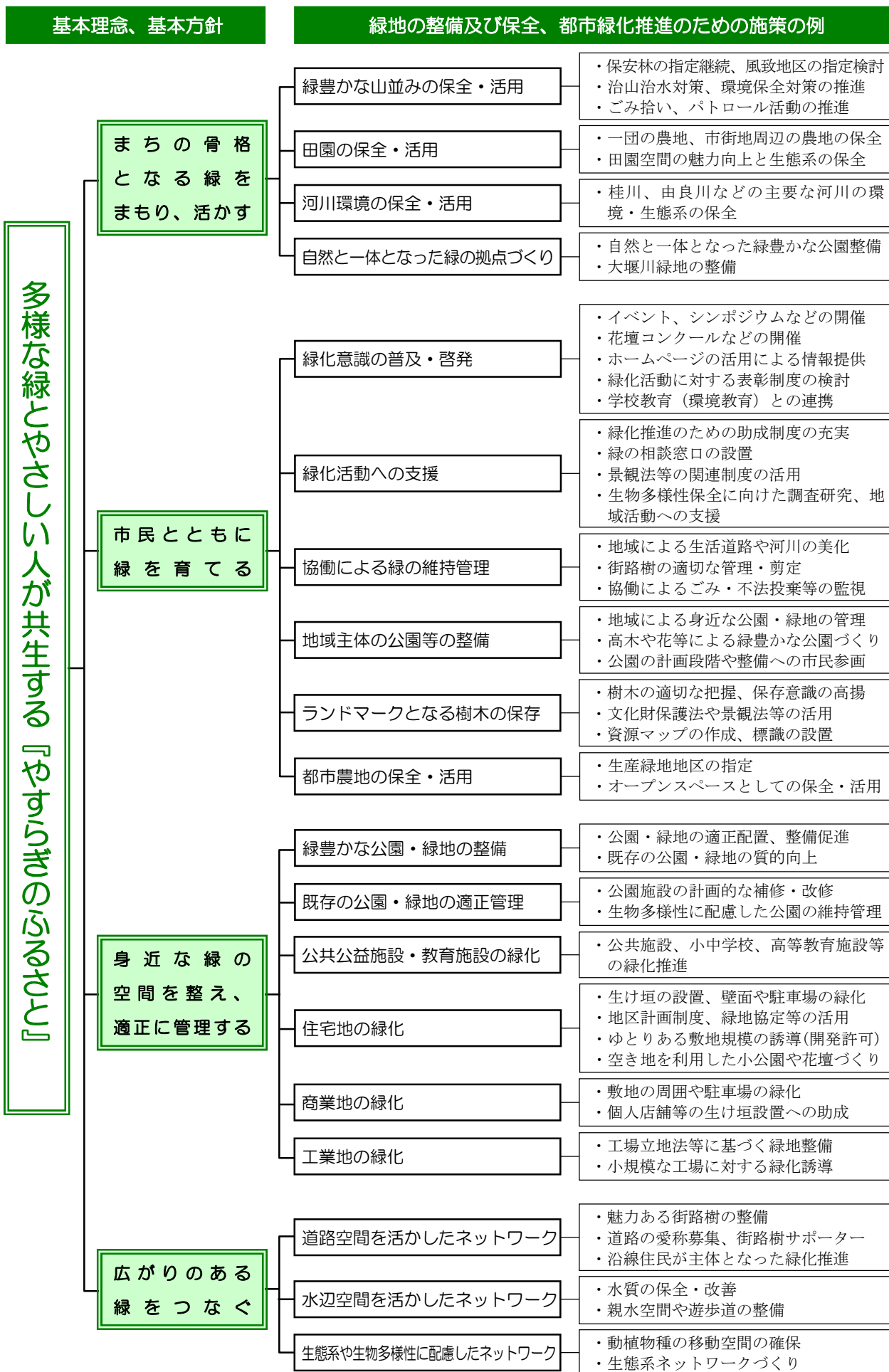








(2) 施策の体系



### 3-4 計画のフレーム

#### (1) 対象区域

市全体の骨格となる緑地の配置方針、都市緑化の推進については、南丹市全体で検討しますが、都市公園等の具体的な配置計画については、都市計画区域内を対象とします。

##### ■計画の対象区域

都市名	対象区域面積	
	行政区域	都市計画区域
南丹市	61,640ha	9,415ha (南丹都市計画区域)

#### (2) 人口フレーム

基準年次は平成30年とし、目標年次は、現行緑の基本計画を踏襲し令和9年と定めます。(同時期に改訂する南丹市都市計画マスタープランの目標年次と整合)

目標年次(令和9年)における計画人口は、都市計画マスタープランで設定された30,000人とします。

##### ■人口フレーム

	基準年※ (平成30年(2018年))	目標年次 (令和9年(2027年))
行政区域	32,064人	30,000人
都市計画区域	21,900人	20,360人
市街化区域	14,900人	14,130人
市街化調整区域	7,000人	6,230人
都市計画区域外	10,164人	9,640人

※平成30年3月31日現在

#### (3) 市街地の規模

目標年次(令和9年)における将来市街地の規模は、都市計画マスタープランで検討されている市街地規模とします。(計画的開発検討ゾーンは対象外)

##### ■将来の市街地規模と市街地人口

	基準年 (平成30年(2018年))	目標年次 (令和9年(2027年))
市街地の規模	566ha	566ha
市街地の人口	14,900人	14,130人
人口密度	26.3人/ha	25.0人/ha

## 3-5 計画の目標水準

### (1) 緑地の確保目標水準

施設緑地や地域制緑地などの「緑地」として確保すべき目標水準として、一般的には、市街地面積の30%以上とすることが望ましいとされています。

南丹市においては、市街地内を中心とした施設緑地に加え、大堰川緑地や天神山などの市街地に近接する自然の緑を、市街地の環境改善に寄与するものとして一体的に捉え、将来市街地に対して約24%を確保します。

#### ■緑地の確保目標量

		緑地の確保目標量		
		将来市街地に 対する割合(A)	都市計画区域に 対する割合(B)	将来市街地に 対する割合(C)
南丹市	基準年 (平成30年(2018年))	10.5%	28.7%	/
	目標年 (令和9年(2027年))	11.3%	28.3%	23.2%
(参考) 国の目標		/	/	30%以上

**《参考》**  
**緑地の確保目標水準の考え方**  
**(新編 緑の基本計画ハンドブック)**

A = 
$$\frac{\text{将来市街地内の緑地確保目標量}}{\text{将来市街地面積}}$$

B = 
$$\frac{\text{緑地の確保目標量}}{\text{都市計画区域面積}}$$

C = 
$$\frac{\text{将来市街地内の緑地確保目標量} + \text{将来市街地に接した周辺地域の緑地面積}}{\text{将来市街地面積} + \text{将来市街地に接した周辺地域の緑地面積}}$$

市街化区域面積  
(線引き都市計画区域)  
用途地域の指定されている面積  
(未線引き都市計画区域)  
市街化調整区域における  
大規模開発許可に開発地区面積 } 必要に応じて加える

- 3通りの目標水準は、いずれも従来の緑のマスタープランの目標水準と算定方法が異なるので注意を要する。
- 各目標水準は次のような指標である。
  - A: 市街地の中の緑地配置の目標水準を示す指標である。
  - B: 当該都市の全域(都市計画区域)での緑地配置の目標水準を示す指標である。
  - C: 例えば市街化区域にかこまれて島状、線状に存在する市街化調整区域に配置される緑地(河川緑地など)や住区基幹公園等でたまたま当該住区に隣接する市街化調整区域に整備される場合、市街化区域縁辺部に存在する丘陵地で市街化調整区域まで一体的に指定される地域制緑地等、ほとんど市街化区域の住民に供する緑地がAの指標では、除かれてしまう場合が考えられる。これらを補い、実質的な市街地の緑地の目標水準を示すための指標である。なお、分母に将来市街地に接した周辺地域の緑地面積を加えてあるのは、100%を越える数値がでることをさけるためである。
- 将来市街地に接した周辺地域の緑地取り込み基準については、当該市町村で適宜判断する。
- 緑地の確保目標量として算定する緑地の定義は、6頁に示した緑地の分類を参考として、各市町村の実情に応じ適宜定める。

## (2) 都市公園等の施設として確保すべき緑地の目標水準

「都市計画中央審議会」平成7年7月答申において、都市公園等の施設緑地に関する長期的な整備目標水準として、都市計画区域人口一人当たり20㎡が示されています。

本計画においては、市民の豊かな生活環境の向上を図るため住区基幹公園の整備推進を図るとともに、シンボルとなる拠点的な緑地の整備、公共公益施設や道路空間の緑化推進、水と緑のネットワークづくりなど、市民や企業、行政が連携して取り組めるため、目標年次における目標水準を以下のように設定します。

## ■都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

	基準年 (平成30年(2018年))	目標年次 (令和9年(2027年))
都市公園(*1)	24ヶ所 37.33ha 17.05㎡/人	28ヶ所 46.55ha 22.86㎡/人
都市公園等(*2)	109ヶ所 63.79ha 29.13㎡/人	113ヶ所 73.01ha 35.86㎡/人

## ■都市公園の種別ごとの整備目標水準

			国の目標水準(*1)	南丹市	
				基準年 平成30年 (2018年)	目標年次 令和9年 (2027年)
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	1.0㎡/人	3.02㎡/人	3.72㎡/人
		近隣公園	2.0	2.13	2.29
		地区公園	1.0	0.83	0.89
	都市基幹公園	総合公園	3.0	8.68	9.33
		運動公園	1.5	—	—
特殊公園(風致公園、歴史公園等)		8.5	—	—	
緑地(緑地、緑道等)			2.39	6.63	
大規模公園(広域公園)		3.0	—	—	
都市公園(*2)合計		20.0㎡/人	17.05㎡/人	22.86㎡/人	
都市公園等(*3)合計			29.13㎡/人	35.86㎡/人	

## (3) 確保する緑地の総量

## ■確保する緑地の総量

	基準年 (平成30年(2018年))	目標年次 (令和9年(2027年))
施設緑地(*4)	79.44ha	88.66ha
地域制緑地	2,513.39ha	2,576.98ha
施設緑地－地域制緑地の重複	—	—
緑地面積合計	2,592.83ha	2,665.64ha

(\*1) 国の目標水準：「都市計画中央審議会」平成7年7月答申における長期的な整備目標水準

(\*2) 都市公園：都市公園法で規定する公園緑地(基幹公園、特殊公園、緑地、大規模公園)の計

(\*3) 都市公園等：都市公園＋公共施設緑地(広場、公共公益施設、運動場、公共空地)の計

(\*4) 施設緑地：都市公園等＋民間施設緑地(寺社境内地)の合計

## 3-6 緑化の目標

基本理念、緑の将来像並びに基本方針を実現するため、都市公園等の施設緑地として整備するもののほか、緑豊かなまちづくりを総合的に推進するため、都市の緑化に関する目標を定め、その達成に向けた取り組みを進めます。

緑化の区分		緑化の目標	緑化推進の方針
都市公園		○緑化率の目標 ・街区公園：30%以上 ・近隣公園以上：50%以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性を取り入れた樹木やデザインの導入など、公園の整備、改修にあわせて緑化を推進します。</li> <li>・身近な公園については、地域の憩いの場として、日陰ができる高木樹種の植樹、地域住民による花壇づくりなどに取り組みます。</li> <li>・災害時の避難場所となる比較的大規模な公園等においては、可能な限り防火能力の高い樹種により積極的に緑化を推進します。</li> </ul>
道路		○既存路線は可能な限り街路樹等の整備に努める ○新たな道路整備に際しては積極的に整備する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観の向上、うるおいのある沿道環境の創造、道路交通の安全性・快適性の確保などを目的とした緑化推進に取り組みます。</li> <li>・幹線道路や地域の顔となる道路は、連続した緑量感のある街路樹の整備に取り組みます。</li> </ul>
河川		○可能な限り緑化に努める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治水機能の維持・向上とともに、河川の持つ自然環境を保全、創出するとともにうるおいと親しみのある水辺環境を形成するために、自然環境に配慮しながら河川敷や河川堤防法面等の緑化、親水空間の整備を図ります。</li> </ul>
公共公益施設		○可能な限り緑化に努める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの人が集まる交流の場として、また、市民の緑化意識を高める先導役として、可能な限り敷地や建物自体の緑化を図ります。</li> </ul>
学校教育施設		○可能な限り緑化に努める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然を大切にする豊かな人間性や郷土への愛着を育むとともに、環境教育の場となるよう、シンボルとなる樹木の植樹や芝生化などに取り組みます。</li> <li>・地域住民との連携による花壇や菜園の整備、維持管理に取り組みます。</li> </ul>
民間施設	個人住宅	○可能な限り緑地を設ける	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽や生け垣づくり、敷際や窓辺を花で飾るなど、市民の主体的な取り組みによる住宅地の緑化を推進します。</li> </ul>
	住宅団地	○開発行為によるものは、基準に応じた緑地を確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発行為によるものは、開発基準に応じた緑地を確保するとともに、可能な限り多くの緑地が確保されるよう努めます。</li> </ul>
	商業施設	○可能な限り緑地を設ける	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街や通りでは、訪れる人をもてなすため花や緑による演出を誘導します。</li> <li>・大規模な施設では、敷地外周や駐車場など道路等との境界部の緑化を誘導します。</li> </ul>
	工業施設	○工場立地法等に基づくものは、各々に定められた緑地率を確保する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地外周や駐車場など道路等との境界部の緑化、敷地の芝生化等を誘導します。</li> <li>・工場立地法等に該当しない工場でも、可能な限り緑被率の向上を誘導します。</li> </ul>



## 第4章 緑地の配置方針

### 4-1 4系統別の配置方針

#### (1) 環境保全系統の緑地の配置方針

山地や独立丘陵地、田園や里地里山、河川等の優れた自然環境を守り、市街地における緑を積極的かつ計画的に配置し、緑豊かで心やすらぐ、住みよい都市環境の創出を図ります。

##### ①地域の骨格を形成する緑地

- ・大気の浄化、気候の緩和、水源涵養等の機能を有する三国岳や八ヶ峰、深山、三頭山等の山地を骨格的な緑地として位置づけ、適切に維持管理しながら保全します。
- ・市街地周辺に広がる農地は、雨水貯水や資源循環等の環境保全機能を有していることから、田園部における無秩序な宅地開発を抑制し、適切に保全します。
- ・桂川、由良川をはじめ、平地部や山あいを流れる数多くの河川は、環境負荷の軽減に資するだけでなくホタルなどの貴重な動植物の生息・生育域でもあるため、水害対策等の防災性の向上との調和を図りながら、現在の河川環境の保全に努めます。

##### ②地域の個性を形成する緑地

- ・平野部に点在する天神山、小向山、筏森山などの独立丘陵地や平野部にせり出した尾根部は、風致地区等の指定を検討しながら、良好に保全します。
- ・由良川の源流部に位置し、哺乳類や野鳥が数多く生息する芦生原生林は、南丹市の良好な自然環境を象徴する緑地資源として、適切に維持管理しながら保全します。
- ・坊田古墳群や黒田古墳、文化財環境保全地区に指定されている摩気神社などの歴史資源と一体となった良好な樹林や境内地、朝倉神社のスギなどの地域のランドマークとなる樹木、集落内の民家の屋敷林や大木などは、所有者に対する意識高揚を図りながら今後とも適切に保全します。

##### ③地域環境の向上に資する緑地

- ・園部公園、大堰川緑地、健楽憩の園など、市街地に隣接する基幹公園は、市街地環境や生活環境の向上に資する緑地として、周辺の山地の緑の保全と併せて適切に管理します。
- ・道路空間における街路樹や花々は、気候の緩和等の機能を持つほか、動物の移動経路や植物の種子の伝播などに資する資源にもなることから、道路機能に応じた街路樹や花壇などを積極的に進めます。
- ・谷の出口などに分布するため池は、農地の維持管理に不可欠であり、動植物の生息環境としても重要であるため、今後とも保全を図ります。
- ・優れた緑地機能を有する市街化区域内の農地については、平成22年以降、生産緑地地区を指定しており、今後とも緑地としての機能が維持されるように適正な保全を図ります。

## (2) レクリエーション系統の緑地の配置方針

日常生活において最も身近な憩いの場となる公園・緑地を計画的に配置し、地域主体の公園・緑地の整備・充実に取り組むとともに、優れた自然環境を活かしながら、全市的な水と緑のネットワークの形成を図ります。

### ①日常的なレクリエーションの場となる緑地

- ・市街地においては、計画的な市街地整備に併せて住区基幹公園を適切に配置するとともに、公園の不足する地区については、誘致圏や市街地整備状況等を勘案しつつ、地域住民の利用に供する住区基幹公園を適切に配置します。
- ・健楽憩の園、文覚ふれあい公園、西地区コミュニティ公園は、今後とも市民の身近な憩い・レクリエーションの場として配置します。
- ・民間の住宅地開発に伴う公園・広場や寺社境内地等は、子どもたちの遊び場や最も身近な憩いの場として、所有者の理解と協力を得ながら、地域の憩いの場としての活用を図ります。
- ・野外ステージ、多目的グラウンドなどを兼ね備えた都市緑地としての整備が進められている桂川の河川敷は、市民の身近なレクリエーション拠点として、機能充実に努めます。
- ・地域に開かれた学校として、教育施設では、ビオトープ整備などを検討します。

### ②広域的なレクリエーションの場となる緑地

- ・陸上競技場、多目的グラウンドなどの体育施設も整備されている園部公園は、市民が利用したくなる公園として緑や機能の充実を図ります。
- ・市域を越えた広域的な利用を対象とした公園・緑地として、京都丹波高原国定公園、国の名勝地に指定されている府立るり溪自然公園、日吉ダムの上流に位置する府民の森ひよしを位置づけ、適切な維持管理と更なる利用促進を図ります。
- ・大野ダム公園、スプリングスひよしは、良好な自然環境を活かした体験型レクリエーションの場などとして活用します。

### ③緑地のネットワーク形成

- ・市民の身近な河川空間は、市民の日常生活に潤いや安らぎを与えてくれる貴重な場であるため、市民の意向を踏まえながら、河川空間を利用した親水空間や散策路、ビオトープなどにより、気軽に水と親しむことのできる身近なレクリエーションの場として積極的な活用を図ります。
- ・道路空間における街路樹や花壇、まちかどや空き地を利用した小公園、住宅地における生け垣等により、公園・緑地や公共施設等を結ぶ全市的なネットワークを形成します。

### (3) 防災システムの緑地の配置方針

土砂災害や水害などの自然災害を防止するため、山地・丘陵地、里地里山などを適切に保全するとともに、市街地において、災害を防止し、被害を緩和するための緑を積極的に配置します。

#### ①自然災害防止のための緑地

- ・土石流危険渓流区域や砂防指定区域、急傾斜地崩壊危険区域などに指定される山地や丘陵地は、土砂災害の防止に資する緑地として保安林区域の指定のもとで一体的に保全します。
- ・台風や大雨時における水害を防止するため、桂川、由良川、園部川などの主要な河川の改修を働きかけるとともに、中小河川や用排水路の氾濫防止に努めます。
- ・田園についても、雨水貯水機能を有する緑地として位置づけ、田園部における宅地開発を極力抑制し、河川への雨水流入の低減を図ります。
- ・市内に点在するため池は、災害時における重要な水防ため池として位置づけ、適切に保全します。

#### ②人的災害防止のための緑地

- ・国道9号や主要地方道園部平屋線など、南丹市の骨格となる幹線道路網においては、沿道における適正な土地利用形成により自動車の走行性を確保し、排気ガスの低減を図るとともに、市街地や集落への排気ガスの拡散防止、騒音の軽減化を図るため、街路樹の整備・適正な管理を促進します。
- ・市街地内や田園地域にある工業団地や大規模な工場においては、騒音や排出ガスなど周囲の環境に与える影響に配慮し、地域環境や労働環境の向上に資する敷地内緑化を推進します。

#### ③災害に強い都市整備の推進

- ・地震や火災等の災害発生時において避難場所として機能する規模の大きな公園・緑地を計画的に配置します。
- ・既存の公園・緑地や公共施設・教育施設についても、緑化を推進し、災害時における避難場所としての安全性を確保します。
- ・災害時における安全な避難路の確保や延焼の防止を図るため、特に緊急避難路・輸送路となる幹線道路を中心に街路樹の整備を促進します。
- ・特に、木造家屋が密集する園部市街地や八木市街地の中心部では、安全な避難路の確保や延焼の防止を図るため、可能な限り道路空間の緑化に努めるとともに、空き地を利用した小公園の整備などを推進し、民有地の緑化を誘導します。

## (4) 景観構成系統の緑地の配置方針

四季の変化を映し出し、まちの骨格・背景となる山並みや、市街地を取り囲む田園、山あいの里地里山等の緑は、南丹市らしい風景となる重要な景観要素として適切に保全するとともに、優れた自然環境と調和のとれた緑豊かで風格のある市街地景観を整備します。

### ①一団の緑地、オープンスペース

- ・三国岳、八ヶ峰、長老ヶ岳、深山、千歳山など、市を取り囲んでまちの背景となり、南丹市らしい景観の骨格を形成する山地を保全します。
- ・市街地を取り囲む田園は、ふるさとの原風景となる緑地として保全します。
- ・桂川、由良川をはじめ、園部川、天神川などの河川は、まちに潤いを与える重要な自然景観要素として、河川環境の保全・改善を図るとともに、水や緑に親しむ緑地として活用します。

### ②眺望の良い場所

- ・城山や紅葉峠の展望台などは、八木市街地を一望できる優れた眺望点としてその活用を図るとともに、前景となる周囲の自然環境や農地・里山環境を適切に保全します。
- ・主要地方道園部平屋線など、優れた自然環境を眺望できる幹線道路を重要な視点場として位置づけ、前景となる道路空間の緑化推進、自然環境の保全に努めます。

### ③地域のランドマーク、シンボルとなる緑地

- ・天神山、小向山、筏森山、城山などの独立丘陵地は、地形的なランドマークとなる緑、まちの近景となる緑として、風致地区の指定を検討しながら適切に保全します。
- ・坊田古墳群や黒田古墳、文化財環境保全地区に指定されている摩気神社などの歴史資源と一体となった良好な樹林や境内地、朝倉神社のスギなど、地域のランドマークやシンボルとなっている名木・巨木は、今後とも適切に保全します。

### ④市街地内の修景に寄与する緑地

- ・園部、八木、吉富などの主要駅周辺では、南丹市の都市拠点にふさわしい市街地景観の形成に向けて、駅前広場や道路空間の整備・緑化を推進することにより、訪れる人に良好なイメージを印象づけ、潤いと安らぎを与える景観づくりに努めます。
- ・園部市街地の本町地区などでは、地域住民や商店街などによる身近な緑化の推進、公共施設や民有地の緑化、都市公園等の計画的な整備、生産緑地地区の保全などにより、賑わいと潤いのある緑豊かな市街地の形成を図ります。
- ・その他の市街地では、街路樹等による道路空間の緑化、植栽やガーデニング等による公共施設や民有地の緑化、都市公園等の計画的な整備などにより、緑豊かな市街地景観の形成に努めます。

# 第5章 緑地の保全及び緑化推進のための施策

## 5-1 施設緑地の整備目標及び配置方針

### (1) 都市公園

#### ① 住区基幹公園

市民にとって最も身近な公園であり、主として市街地内において、宅地化の状況や将来の土地利用計画、市街地開発計画などを勘案しながら適正に配置を行い、整備を進めます。

公園の新設、既存の公園の再整備にあたっては、動植物の生息・生育環境に配慮するなど、生物多様性の保全に努めます。

緑地の種別	整備目標及び配置の方針
<p>街区公園</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地に生活する地域住民の身近な憩いの場となるよう、将来の土地利用計画をもとに、誘致圏、国道9号やJR山陰本線などの分断要素を考慮して適切に配置します。</li> <li>土地区画整理事業を施行中の八木駅西地区、検討中の吉富駅西地区において、面整備に併せて計画的に街区公園の確保を図ります。</li> <li>今後行われる市街地開発や宅地開発などにおいても、利用者のニーズに応じた街区公園を適正に配置します。</li> <li>既設の公園のうち、遊具や施設の老朽化、利用者のニーズに合わないなど、改善を要するものについては、マネジメント計画に基づいた計画的な再整備と適正管理に努めます。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>新町公園</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>城南町防災公園</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>公園の再整備の例 (出典：札幌市ホームページ)</p> </div>



緑地の種別	整備目標及び配置の方針
<p>近隣公園</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地に生活する地域住民の憩いの場となる公園として、また、防災機能や身近なレクリエーション機能を備えた公園として、適切に配置します。</li> <li>・<b>たのし</b>健楽憩の園は、今後とも適切な維持管理に努めるとともに、地域住民や京都新光悦村を訪れる人の憩いの場として、周辺の良い自然環境と調和した公園としての機能充実のあり方を検討します。</li> <li>・文覚ふれあい公園は、地域住民のふれあいの場として、今後とも適切な維持管理に努めます。</li> <li>・市街地が分散しており、園部市街地においては総合公園である園部公園、八木市街地においては都市緑地である大堰川緑地が近隣公園的な役割を果たしていることから、新たな近隣公園の配置は行わず、既存の近隣公園の機能の充実を図ります。ただし、有効な土地利用が一団に行われていない地区などにおいて、今後の宅地開発の状況等を勘案しながら、必要に応じて適切な配置を検討します。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>たのし 健楽憩の園</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>文覚ふれあい公園</p> </div> </div>
<p>地区公園</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様化する市民のニーズを踏まえつつ、地域における中心的なレクリエーション活動の場として適切に配置します。</li> <li>・西地区コミュニティ公園は、地域住民のレクリエーション活動の場として、今後とも適切な維持管理に努めます。</li> <li>・市街地が分散しており、園部市街地においては総合公園である園部公園、八木市街地においては都市緑地である大堰川緑地が地区公園的な役割を果たしていることから、新たな地区公園の配置は行わず、既存の西地区コミュニティ公園の機能の充実を図ります。</li> </ul> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  <p>西地区コミュニティ公園</p> </div>

②都市基幹公園

総合的なレクリエーション活動の場として市民全体の利用を対象としますが、周辺都市の住民の利用にも対応した広域的な公園として配置します。

緑地の種別	整備目標及び配置の方針
<p>総合公園</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南丹市らしさの感じられる緑豊かな自然環境のもとで、市民の休息、鑑賞、遊戯、運動など総合的なレクリエーション活動の中心となる公園として、広域的な利用も考慮して適切に配置します。</li> <li>・園部公園は、今後とも適切な維持管理に努めるとともに、市民が集うより魅力ある公園、より利用しやすい公園として、現在の利用状況や市民のニーズなどを踏まえ、既存ストックの活用を含め、新たな機能の追加・充実を図ります。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">園部公園</p>

③緑地（都市緑地）

緑地の種別	整備目標及び配置の方針
<p>都市緑地</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨格的な水辺軸である桂川（大堰川）沿いにおいて優れた都市環境の形成を図るための緑地を配置します。</li> <li>・大堰川緑地は、八木市街地における都市基幹公園の機能を補完する緑地として、また、桂川（大堰川）の水辺空間と一体となった潤いのある緑地として整備を推進します。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">大堰川緑地</p>

## (2) 公共施設緑地

### ①都市公園に準じる機能をもつ施設

緑地の種別	整備目標及び配置の方針
地域の公園・広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として、市民の身近な憩いや遊びの場となる街区公園の機能を補完する緑地として、開発行為などにより整備された地域の公園・広場を適切に配置します。</li> <li>・市街地における低未利用地を活用して行われる民間の宅地開発に対しては、可能な限り緑地面積を広く確保するよう誘導します。</li> <li>・小規模な開発による狭小な公園・広場については、近接する施設の統合・再整備や、隣接する空き地の併合など、地域住民が利用しやすい公園整備に向けて柔軟な取り組みを推進します。</li> </ul>
運動場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園に準じる機能を有し、市民の身近なレクリエーション活動の場としての利用を目的として適切に配置します。</li> <li>・園部市街地の北部にあるK P Cスポーツセンターは、京都新光悦村や健康憩の園に隣接するスポーツ施設として位置づけます。</li> </ul>

### ②公共施設における植栽等

緑地の種別	整備目標及び配置の方針
公共公益施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所や各支所をはじめとする公共施設は、多くの市民が集まる場所であり、市民に緑化の意義や素晴らしさなどが伝わるよう、花や緑が充実した施設整備に努めます。</li> <li>・小中学校や高校・大学等の教育施設のグラウンドを施設緑地として位置づけ、敷地の周囲への植栽などによる緑量の増加に努めます。</li> <li>・環境教育の場となるビオトープ（生物生息空間）の整備などを検討するとともに、地域住民と協力し合いながら花植え活動などの実践に取り組むなど、緑豊かな教育環境の整備に努めます。</li> </ul>

## (3) 民間施設緑地

緑地の種別	整備目標及び配置の方針
寺社境内地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に住む人の身近な憩いの場としても利用され、また、地域の風土・自然環境を表すものとして、指定樹木、文化財環境保全区域などにも指定されている市内に点在する神社・寺院を民間施設緑地として位置づけ、今後とも緑地として適切に配置します。</li> <li>・市内（都市計画区域内）に点在する神社・寺院を位置づけ、所有者の理解と協力を得ながら、地域の憩いの場としての活用を図ります。</li> </ul>

## 5-2 地域制緑地の指定目標及び配置方針

## (1) 保全配慮地区

緑地の種別	指定目標及び配置の方針
保全配慮地区 (都市緑地法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>天神山一帯の樹林地約 64ha については、市街地の環境形成及び都市景観形成上重要な緑地であり、南丹市のシンボリックな緑地として、都市緑地法に定める保全配慮地区（緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって、都市緑地法に基づき設定する、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区）として保全するものとし、今後、風致地区の指定、特別緑地保全地区の指定などを検討します。</li> </ul>

## (2) 生産緑地地区

緑地の種別	指定目標及び配置の方針
生産緑地地区 (生産緑地法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>優れた緑地機能を有する市街化区域内の農地については、平成 22 年以降、生産緑地地区を指定しており、今後とも緑地としての機能が維持されるように適正な保全を図ります。</li> </ul>

## (3) 緑地協定

緑地の種別	指定目標及び配置の方針
緑地協定 (都市緑地法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の緑化と優れた市街地景観の形成を図るため、緑地協定の締結を働きかけていきます。</li> <li>民間等による宅地開発に併せて新たな協定締結に努め、身近な生活環境を高める緑地を配置します。</li> </ul>

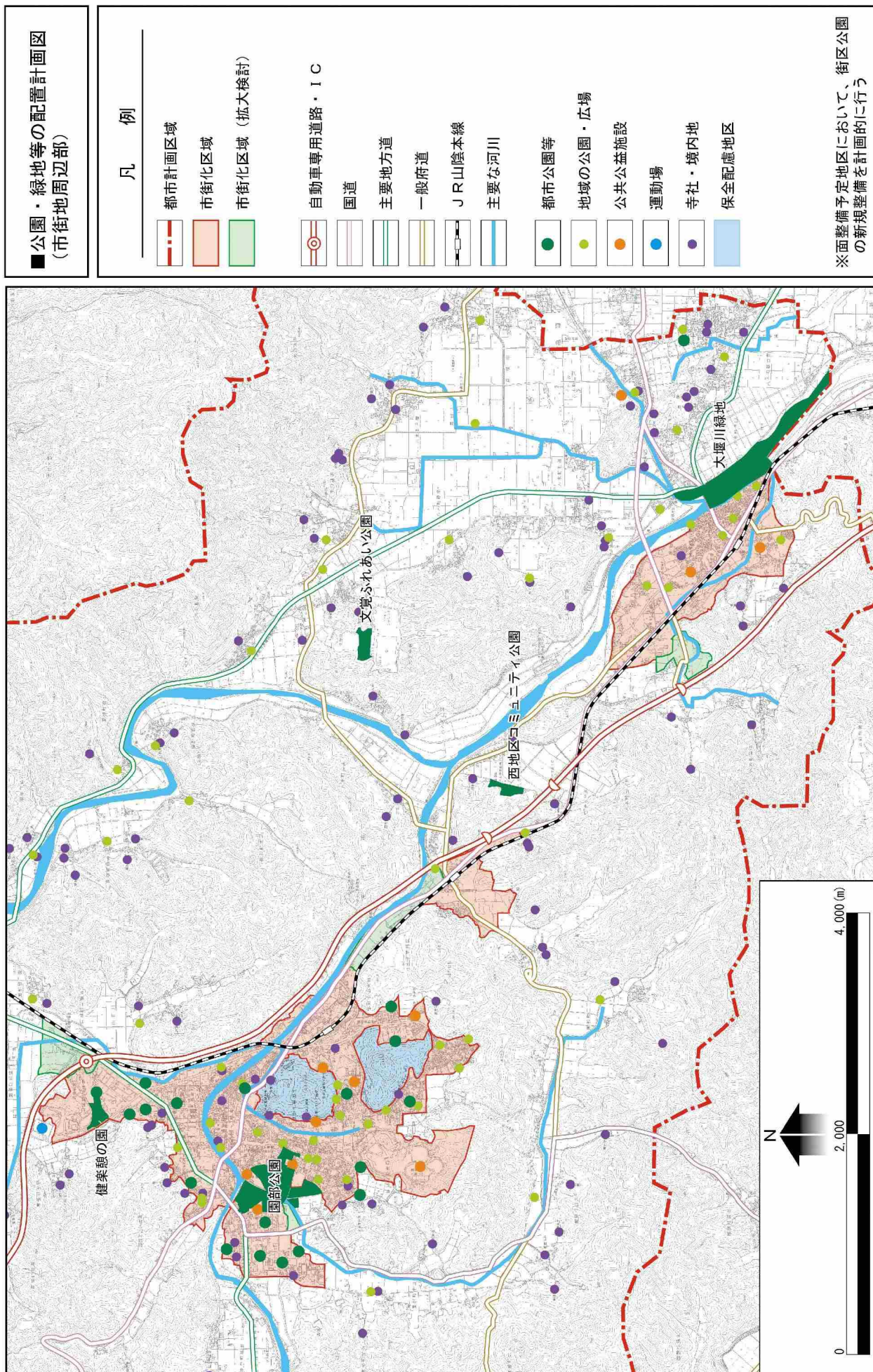
## (4) その他法によるもの

緑地の種別	指定目標及び配置の方針
保安林(森林法) 農用地区域(農振法) 河川区域(河川法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林法に基づく保安林、農振法に基づく農用地区域、河川法に基づく河川区域については、将来にわたって指定を継続し、緑地として保全していくことを基本とします。</li> </ul>

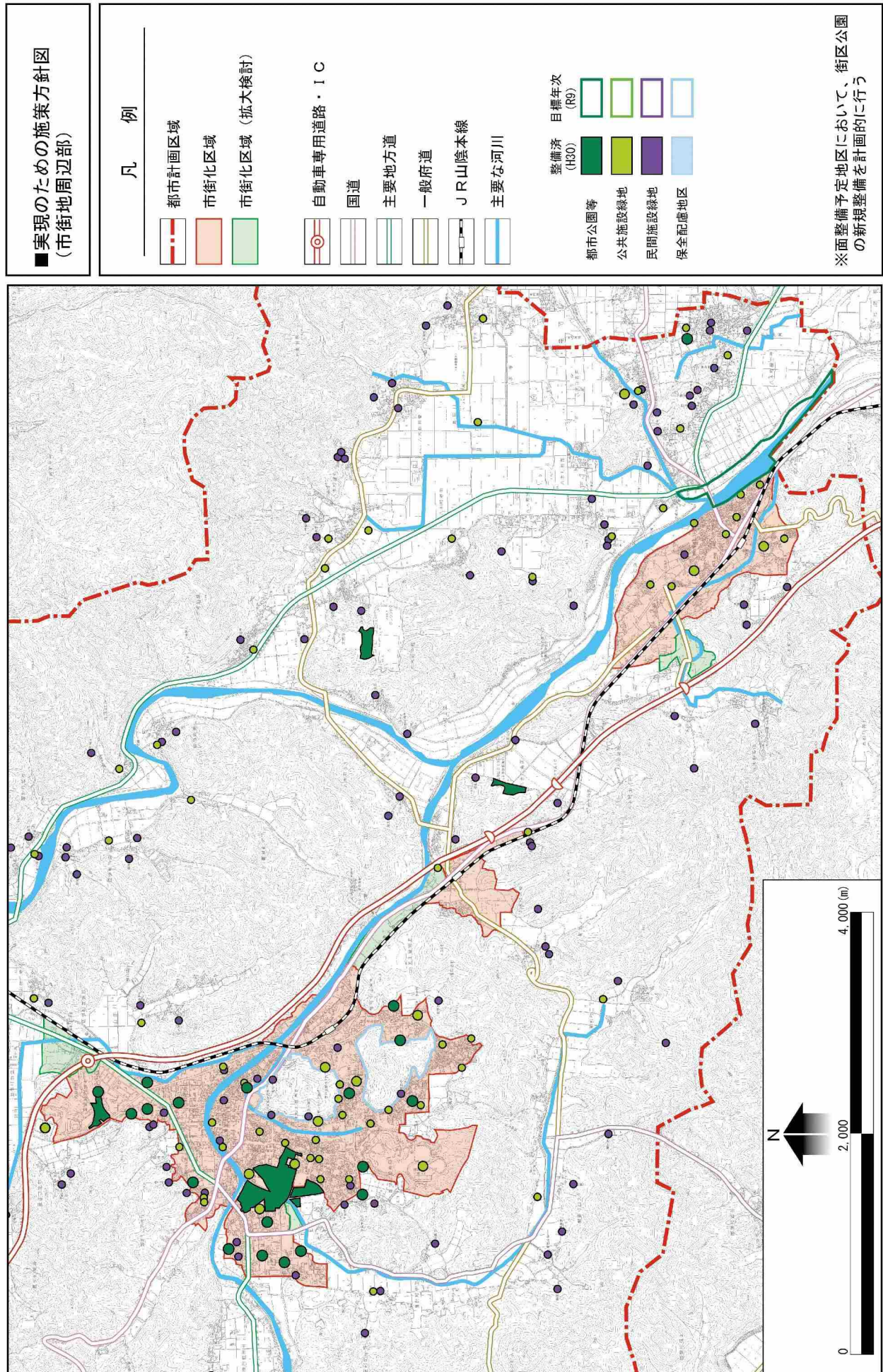
## (5) 条例等によるもの

緑地の種別	指定目標及び配置の方針
文化財環境保全地区 (京都府文化財保護 条例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域内で京都府文化財環境保全地区に指定されている摩気神社、生身天満宮、住吉神社、荒井神社の樹林地は、市街地に近接する貴重な自然林であり、今後ともその保全を図ります。</li> <li>また、市指定樹木についてもその保全に努めます。</li> </ul>











## 5-3 都市緑化の目標及び緑化推進のための施策

### (1) まちの骨格となる緑をまもり、活かす

#### ① 緑豊かな山並みの保全・活用

南丹市らしい景観の骨格を形成するとともに、希少野生生物をはじめとする多様な動植物の生息・生育地となる山地や独立丘陵地を広域的な緑地として位置づけ、近隣市町と連携を図りながら、適切な保全に取り組みます。

緑地保全の方針及び施策の例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の保安林区域は今後とも引き続き指定し、南丹市の背景となる緑地として適切に保全します。</li> <li>・市街地の背景や地形的なランドマークとなる山地・独立丘陵地については、風致地区の指定を検討しながら、今後とも良好な自然環境を保全します。</li> <li>・地域森林計画などの関連計画に基づき、森林の保全・整備に努めます。</li> <li>・ボランティア活動によるごみ拾いやパトロール活動等の森林の保全活動を推進するとともに、市民による森づくりを推進します。</li> </ul>

#### ② 田園の保全・活用

市街地を取り囲み、ふるさとの原風景となる田園、平地に点在する独立丘陵地を緑地として位置づけ、計画的な土地利用のもとに適切な保全に取り組みます。

緑地保全の方針及び施策の例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地域内の農用地区域は、農業振興地域整備計画に基づき適切に保全します。</li> <li>・優れた一団の農地については、農業従事者や関係団体等との連携を図りながら、農地の保全、維持管理に努めます。</li> <li>・市民農園や観光農園としての活用、景観作物の育成など、地権者や地域住民との連携を図りながら、田園空間の魅力と機能の向上に努めます。</li> <li>・新たな建築活動や開発事業に対しては、既存の市街地や集落とのまとまりに配慮するよう指導するとともに、地区計画制度や緑地協定などを活用した緑地の確保に努め、周囲の田園環境との調和、生態系の保全を図ります。</li> </ul>



良好な田園環境

### ③河川環境の保全・活用

桂川や園部川をはじめ、市内を流れる豊かな河川環境は、南丹市の都市環境に潤いを与える重要な資源として位置づけ、適切な環境保全に努めます。

#### 緑地保全の方針及び施策の例

- ・市内を流れる主要な河川は、市民の日常生活に潤いを与える優れた自然資源として保全に努めるとともに、地域住民や関係団体と連携して維持管理に努めます。
- ・集落内の水路やため池は、農地の維持管理だけでなく、動植物などの生息地としても重要であるため、地域固有の風景を構成する優れた資源として地域住民の意識啓発に努め、地域の主体的な環境保全の取り組みを育みます。



桂川

### ④自然と一体となった緑の拠点づくり

良好な自然環境と一体となって整備されている公園を緑の拠点として位置づけ、市民の憩いや休息、運動の場としてだけでなく、自然鑑賞や体験、環境学習の場などとして活用していきます。

#### 緑地の活用方針及び施策の例

- ・園部公園は、小向山一帯が有する良好な自然環境や周辺の自然景観との調和を図りながら、南丹市における核となる公園として機能の充実に努めます。
- ・桂川は、安全な河川づくりを促進するとともに、河川敷についても、テニスコート、多目的グラウンドなどを兼ね備えたスポーツ・レクリエーションの場として整備促進に努めます。



園部公園

## (2) 市民とともに緑を育てる

### ①緑化意識の普及・啓発

市民一人ひとりがまちに誇りと愛着をもち、主体的・積極的な緑化活動が展開されるよう、緑化に対する意識啓発に継続的に取り組み、良好な都市環境の整備・充実を図ります。

#### 緑化推進の方針及び施策の例

- ・市民の緑化意識を啓発しながら、樹木の植栽、生け垣づくり、ガーデニングなど、一人ひとりの市民が主役となった各家庭や住宅地・集落地域の緑化推進に努めます。
- ・緑に関するイベントやシンポジウムの開催などにより、樹木や草花の育成の仕方など緑化に関する知識や技術を深め、広く市民の緑に対する関心や愛着を育みます。
- ・花壇コンクールや、商業店舗や事業所などの緑化コンクールの開催など、自らの手による実践活動を通して緑化の意義や素晴らしさを体感するとともに、合わせて幅広い緑化活動に対する表彰制度を検討し、緑化意識の高揚を図ります。
- ・広報誌やホームページへの掲載、パンフレットの作成などを検討し、広く市民に緑に関する情報を提供します。
- ・学校教育の場における環境教育の一環として、ピオトープや課外授業等を通じて、自然や緑とのふれあいの場を設けます。



水辺の観察（環境教育）

### ②支援体制づくり

現に行われている地域主体の緑化活動を支援するとともに、新たなボランティア活動などを推進しながら、市民主体による緑化活動に対する技術的・財政的支援を行い、市民と行政が一体となって緑化推進に努めます。

#### 緑化推進の方針及び施策の例

- ・樹木や苗木、花の種等の配布など、市民の緑化活動を促進するための助成制度や支援体制、窓口機能の充実を図ります。
- ・景観法に基づく景観計画の策定や景観条例の制定など、関連する法制度を活用しながら、魅力と潤いのある南丹市の創出に向けて総合的に取り組みます。
- ・生物多様性の保全に向けた調査研究、地域活動への支援、市内に立地する高等教育機関などとの連携による取り組みなどを検討します。

### ③協働による緑の維持管理

緑豊かな都市環境を継続的に維持し保全していくためには、行政だけでなく、市民や企業、NPOなどの団体がそれぞれの役割分担を踏まえつつ、協働して実践することが重要です。

このため、公園の樹木の手入れや草刈り、落ち葉の清掃、森林の維持保全など、緑の多様な機能が発揮されるよう、市民と企業、団体と行政が一体となって適切な維持管理に取り組みます。

緑化推進の方針及び施策の例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な公園や生活道路の街路樹など、身近な生活環境にある緑は、市民に対する意識啓発を促しながら、地域が主体となった維持管理を進めます。</li> <li>・学校教育施設と地域、地域と企業など、身近な地域における各主体が役割分担しながら、一体となって緑の維持管理に取り組むことができる支援体制を検討します。</li> <li>・集落道路や河川・用水路等の身近な生活空間における草刈り、ごみや落ち葉の清掃など、地域住民による環境美化活動を推進します。</li> <li>・河川や山間などにおけるごみや産業廃棄物などの不法投棄に対しては、地域や企業等の協力を得ながら、管理・監視体制の強化を図ります。</li> </ul>

### ④地域主体の公園・緑地の整備

街区公園をはじめとする地域住民の身近な憩いの場となる公園や緑地は、防犯や不審者対策に配慮しつつ、地域が主体となって整備し、維持管理に取り組みます。

緑化推進の方針及び施策の例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の公園・広場や街区公園において、地域が主体となった緑化の推進を促します。</li> <li>・身近な公園などにおいては、地域住民が主体となって、安全で気軽に利用できる身近な憩いの場としての整備に取り組みます。</li> <li>・市民が安心して快適に利用できる公園づくり、市民が愛着を持って利用・管理できる公園づくりを目指すため、新しく整備する公園・緑地については、ワークショップなどによる参加・実践型の緑化推進の取り組みを検討していきます。</li> <li>・地域住民の意向を踏まえつつ、地域主体の子ども見守り隊の活動などのソフト活動を含めた、安全に利用できる身近な憩いの場の整備に関する支援の検討を行います。</li> </ul>



### ⑤地域のランドマークとなる樹木の保全

天然記念物に指定（府：1件、市：11件）されている樹木や、神社・寺院を取り囲む鎮守の森、地域のランドマークとして親しまれている民家の屋敷林や樹木などについては、所有者に対する保存意識の高揚を図りながら、適切な保全に努めます。

#### 緑地保全の方針及び施策の例

- ・地域のランドマークとなる寺社林や屋敷林、巨木・名木等の分布について、広く市民から情報を収集しながら、的確な把握に努めます。
- ・所有者に対する保存意識の高揚を図るとともに、法制度を活用しながら適切に保存し、資源マップの作成、標識の設置等と併せて、愛着心の向上を図ります。
- ・宅地開発などに際しては、地域に親しまれている樹木を可能な限り残すよう努めるとともに、他の場所へ移設するなど、歴史や思い出のある樹木を後世に伝えていきます。

### ⑥都市農地の保全・活用

優れた緑地機能を有する市街化区域内の農地については、今後とも緑地としての機能が維持されるように、適正な保全と活用を図ります。

#### 緑化推進の方針及び施策の例


- ・市街化区域内の農地のうち、一定の要件を満たす農地は、生産緑地法に基づく生産緑地地区の指定、適正な管理を行います。
- ・その他の残存する農地については、市街地内の身近なオープンスペースとしての活用を図ります。

### (3) 身近な緑の空間を整え、適正に管理する

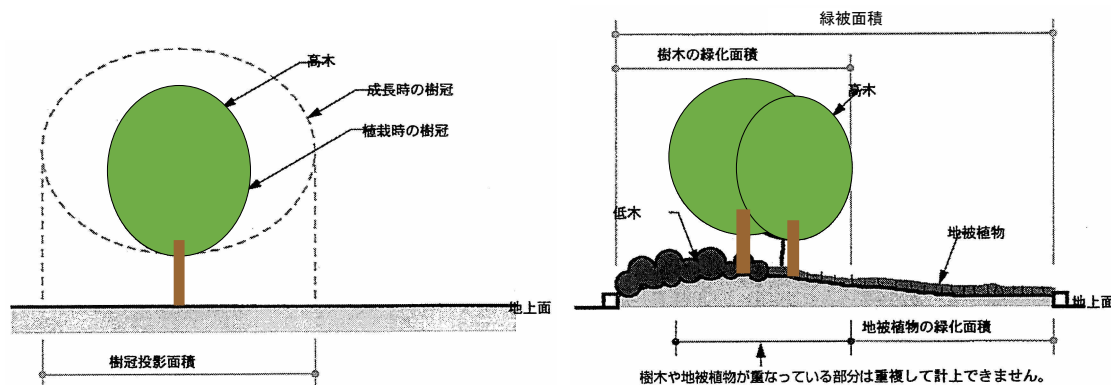
#### ① 緑豊かな公園・緑地の整備

公園・緑地の緑は、木陰による利用者の休息をはじめ、気候の緩和、小動物の身近な生息域、自然とのふれあいの場など、様々な機能を有しています。

このため、既存の公園においては、緑の整備・拡充を推進するとともに、新しく整備する公園については、利用者が多様な緑の機能を体感できる適切な配置に努めます。

緑化の目標及び緑化推進の施策の例	
緑化の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街区公園は、緑被率 30%以上を確保します。</li> <li>・近隣公園、地区公園、総合公園は、緑被率 50%以上を確保します。</li> <li>・地域の公園・広場については、地域の実情を踏まえた上で、可能な限り街区公園に準じた緑被率の確保に努めます。</li> </ul>
緑化推進の施策の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の公園については、花植えや植栽など地域が主体となった取り組みを推進します。</li> <li>・公園の芝生化のほか、植栽に当たっては、利用者の安全性、地域本来の植生等に配慮しつつ、木陰のできる大木や市の木、地域ごとに決めた木や花などを用いながら、個性が感じられる公園となるよう努めます。</li> </ul>  <p style="text-align: center;">街区公園の緑化の事例</p>

#### 〈参考〉 緑被面積・緑化面積算定の考え方



緑被率：敷地面積に対する緑被面積（樹木による緑化面積＋地被植物による緑化面積）の割合  
 緑化率：敷地面積に対する緑化面積（樹木による緑化面積）の割合

#### ② 既存の公園・緑地の適正管理

既設の公園・緑地については、計画的な再整備と適正管理に努めます。

緑化推進の施策の例	
緑化推進の施策の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既設の公園のうち、改善を要するものについては、マネジメント計画に基づいた計画的な再整備と適正管理に努めます。</li> <li>・再整備にあたっては、動植物の生息・生育環境に配慮するなど、生物多様性の保全に努めます。</li> </ul>

③公共公益施設の緑化

市役所や支所をはじめとする公共公益施設は、市民が日常的に訪れる場所、市民のまちづくり活動の拠点となる場所であり、市民に対する緑化意識の高揚を図り、都市緑化推進の先導的役割を担うものとして、積極的な緑化推進に努めます。

緑化の目標及び緑化推進の施策の例	
緑化の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑被率 20%以上を確保します。</li> </ul>
緑化推進の施策の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地の外周などは、周辺の状況を踏まえて安全性に配慮した上で、高木や大きく成長する木を植栽します。</li> <li>・市の木（ぶな）や市の花（さくら）、地域や集落ごとに決めた木や花を用いるなど、個性が感じられる植栽を行います。</li> <li>・地球温暖化対策の観点からも、敷地や駐車場の芝生化、壁面緑化や屋上緑化を含め、総合的な緑化推進を検討します。</li> <li>・市民に身近な施設として、市民の手作りによる花壇やプランター・花鉢などの設置に努めます。</li> </ul>



公共公益施設の緑化の事例

④学校教育施設の緑化

小中学校、高校・大学などの学校教育施設の緑は、心豊かな人間性を育む環境教育の一環として、緑化推進に努めます。

緑化の目標及び緑化推進の施策の例	
緑化の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑被率 20%以上（グラウンド以外）を確保します。</li> </ul>
緑化推進の施策の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地やグラウンド外周など、周辺の状況を踏まえて安全性に配慮したうえで緑豊かな植栽帯を確保します。</li> <li>・市の木（ぶな）や市の花（さくら）など個性のある多様な樹種の植栽、学校ビオトープの整備推進に努めます。</li> <li>・日陰のできる大木や大きく成長する木を植栽するなど、心象風景に残るような植栽に努めます。</li> <li>・グラウンドの芝生化については、維持管理に係る費用や地域住民の協力体制などを総合的に勘案した上で、導入を検討します。</li> <li>・地球温暖化対策の観点からも、壁面緑化や屋上緑化に努めます。</li> </ul>



学校教育施設の緑化の事例

⑤住宅地の緑化

住宅地の緑は、地域住民の最も身近にある緑として心にやすらぎやうるおいを与えるとともに、住宅地全体の緑豊かな景観形成やグレードアップに繋がる要素であるため、市民の主体的な活動のもと緑化の推進に努めます。

緑化の目標及び緑化推進の施策の例	
緑化の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標となる数値は特に定めませんが、可能な限り緑化を誘導します。</li> </ul>
緑化推進の施策の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の住宅は、生け垣の設置や玄関先を花で飾るなど、積極的な緑化推進に努めます。</li> <li>・ 緑化スペースが十分に確保できない場所では、歩行者の安全性に配慮しながら歩道や側溝にプランターを設置します。</li> <li>・ 中高層マンションなど一定規模以上の建築物については、屋上緑化や壁面緑化を促進するとともに、必要となる助成制度などを検討します。</li> <li>・ 住宅地・集落地域全体については、空き地やまちかどを活用したポケットパークの整備や花壇づくりなどを行い、市民主体のもとで適切な維持管理に努めます。</li> <li>・ 地区計画制度や緑地協定の活用など、地域住民の主体的なルールによる緑化推進を促すとともに、新たな住宅地開発に際しては、緑化スペースを確保するためにゆとりある敷地規模の誘導に努めます。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">住宅地の緑化の事例</p>



⑥商業地の緑化

商業地の緑は、地域や施設のイメージアップにつながり、多くの人を惹きつける魅力となります。特に、国道9号や主要地方道園部平屋線などの幹線道路沿道に立地する店舗などは、良好な道路景観の形成にも影響を与えることから、積極的に緑化を誘導します。また、園部市街地の本町地区や八木駅周辺などの商業地では、地域住民による身近な緑化を促進します。

緑化の目標及び緑化推進の施策の例	
緑化の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標となる数値は特に定めませんが、可能な限り緑化を誘導します。</li> </ul>
緑化推進の施策の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店舗と前面道路等との間にはゆとり空間を設け、四季を彩る花や樹容が美しい樹木等の植栽を推進します。</li> <li>・ 前面道路側にゆとりを設けることが困難な場合は、店先にプランターや花鉢を設置するなどにより、訪れる人をもてなします。</li> <li>・ 安全性に配慮した駐車場の植栽を推進します。</li> <li>・ 屋上や壁面の緑化、採光部やテラスを花で飾ることなどにより、店舗の個性を演出します。</li> <li>・ 地域住民や商店街が主体となった緑化を促進します。</li> </ul>

⑦工業地の緑化

工業地の緑は、騒音や環境汚染などの環境負荷の低減、地域環境の向上、労働者に安らぎや潤いを与えるなどの効果が期待されるため、積極的に緑化推進に努めます。

緑化の目標及び緑化推進の施策の例	
緑化の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場立地法及び企業立地促進法に基づくものは、各々に定められた緑地率を確保します。</li> <li>・ その他の工場についても、可能な限り緑化を誘導します。</li> </ul>
緑化推進の施策の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高木による敷地周囲の植栽、駐車場や敷地の緑化・芝生化、屋上緑化や壁面緑化など、工場敷地における総合的な緑化推進を図り、緑豊かな工業地景観の形成に努めます。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">工業地の緑化の事例</p>




(4) 広がりのある緑をつなぐ

①道路空間を活かしたネットワーク



道路空間における緑のネットワーク形成にあたっては、単に木を植えるだけでなく、人々が歩いてみたくなるような、快適で緑豊かな道路空間づくりを進めます。

動物の生息域の分断の防止や、植物の生育環境の保全を図る観点から、豊かな自然を保全できるような路線の選定や、地形・植生の大きな改変を避けるための構造形式の採用に努めるなど、生態系や生物多様性に配慮した道路の整備に努めます。

緑化推進の方針及び施策の例	
<p>道路 (街路樹)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統一された樹種による一体性や連続性の創出、路線や地区ごとに異なる樹種を用いたテーマ性の創出など、個性的で魅力ある街路樹の整備に努めます。</li> <li>・特に、国道9号や主要地方道園部平屋線などの骨格道路網、シンボルロードとして整備された(都)上本町佛大線など、多くの市民や来訪者が行き交う通りでは、南丹市のイメージアップを図る観点からも、街路樹や花などによる良好な道路景観の形成を図ります。</li> <li>・道路の愛称募集や街路樹整備に際しての市民意見の募集、街路樹のサポーター制度の検討などにより、緑に関する意識や愛着心の向上を図るなど、市民と行政が協力し合いながら街路樹の整備推進に努めます。</li> <li>・土壌や植樹柵の改良などにより、街路樹が大きく育つ環境を整備するとともに、剪定方法の工夫により、一年を通して木陰ができる道路環境の創出に努めます。</li> <li>・沿道に位置する民地では、道路に面して高木を植栽するなど、道路空間と一体となった潤いのあるまちなみづくりに取り組みます。</li> </ul> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  <p style="text-align: center;">道路空間を活かした 緑のネットワークの事例</p> </div>
<p>道路 (花壇、花)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道幅員が狭い生活道路など、現実的に街路樹を整備することが困難な道路では、路肩に花を植える、プランターを設置するなど、地域住民の主体による道路空間の緑化を推進します。</li> </ul>

②水辺空間を活かしたネットワーク

桂川や園部川、天神川などの河川は、水質環境を保全・改善しつつ、堤防や河川敷を利用した散策路、親水空間の整備などにより、水と緑のネットワークづくりに努めます。

緑化推進の方針及び施策の例	
河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>桂川では、河川敷を利用した大堰川緑地を適切に管理するとともに、園部川、天神川、陣田川などの市街地を流れる区間については、河川敷を利用した親水空間の確保に努めます。</li> <li>桂川、園部川、天神川などの主要な河川は、地域全体の水と緑のネットワークを構成する主要要素であり、可能な限り河川本来の自然環境の保全・再生に努めるとともに、改修に当たっては、多自然型工法を用いて自然豊かな川づくりに努めます。</li> <li>中小河川、水路、ため池などにおいても、生物の生息環境として、また、散策・レクリエーションの場として貴重であるため、多自然型工法の活用、樹木などによる緑化を推進します。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">水辺空間を活かした緑のネットワークの事例</p>

③生態系や生物多様性に配慮したネットワーク

将来にわたって生物多様性を確保していくため、生態系や生物多様性に配慮したネットワークの形成を図ります。

緑化推進の方針及び施策の例	
<ul style="list-style-type: none"> <li>行政、NPO、地域住民、企業などの多様な主体の連携により、動植物の生息・生育環境となる緑地の有機的なネットワークの形成を図ります。</li> <li>身近な緑化空間における生物多様性に配慮した緑化方法などの普及啓発を図ります。</li> <li>生物多様性基本法において、地方公共団体の策定が努力義務とされている生物多様性地域戦略の策定を検討します。</li> </ul>	

## 第6章 緑化重点地区における緑化の推進に関する事項

### 6-1 緑化重点地区の設定

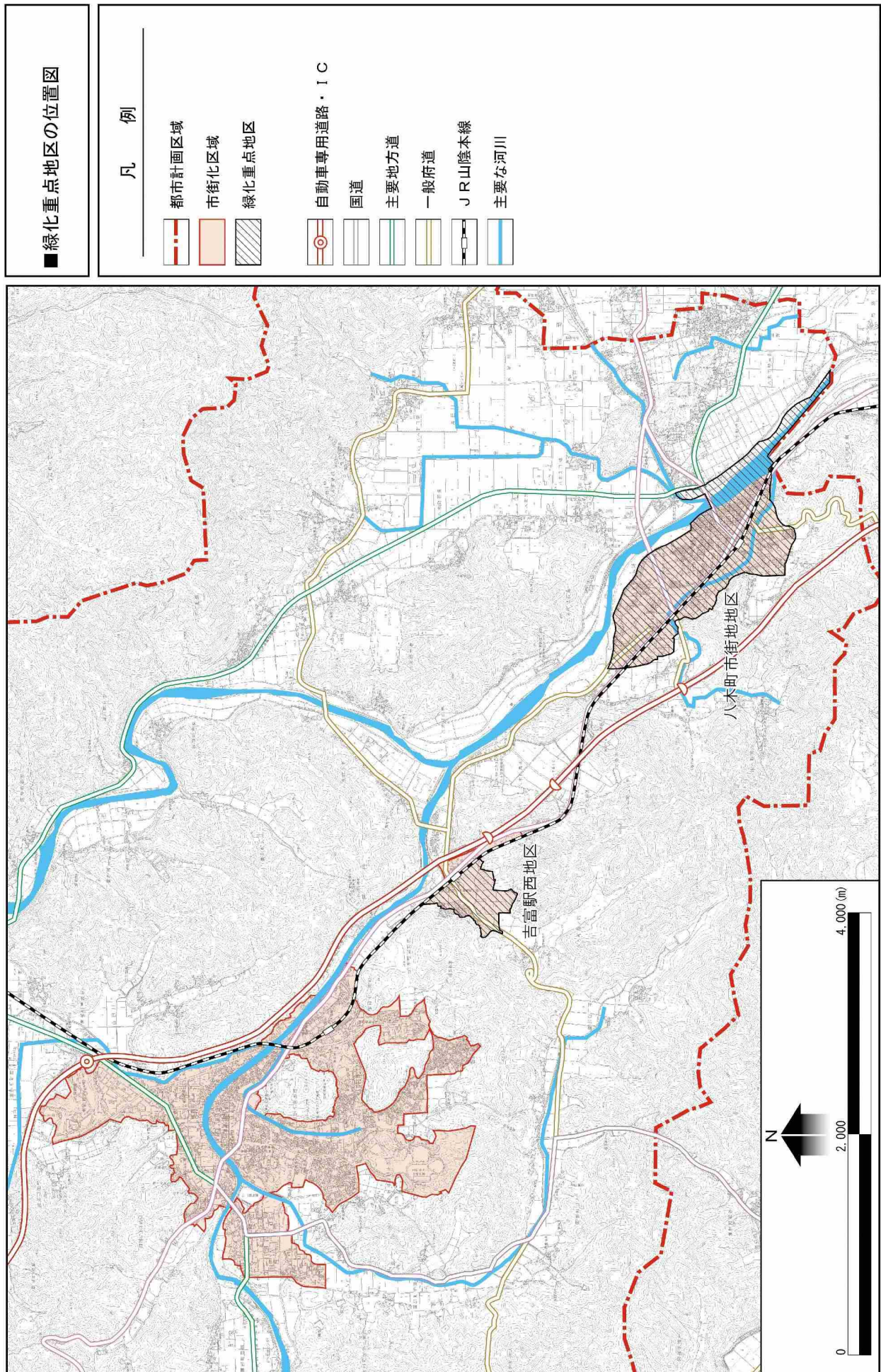
#### (1) 緑化重点地区とは

緑化重点地区とは、緑の基本計画の創設に伴い設けられた制度で、比較的緑が少なく重点的に緑化の推進に配慮を加えるため緑化推進施策を定める地区とされています。

本計画では、これまでの緑化施策や都市計画事業の進捗、南丹市都市計画マスタープランにおける土地利用の方針などを踏まえて、以下の2地区を設定します。

緑化重点地区名	設 定 根 拠
八木町市街地地区	八木駅や八木支所などの公共施設が集積しており、八木地域の日常生活の場となっているが、地区内に農地が多く残存しており、市街地内に都市公園が整備されておらず、園部市街地に比べて公園・緑地の整備が遅れている。 八木駅西地区では、駅周辺の整備に併せて、土地区画整理事業による環境良好な住宅地の形成が進められている。
吉富駅西地区	平成19年に市街化区域に編入されたが、現在までに市街化が進んでおらず、南丹市都市計画マスタープランでは、「土地区画整理事業による基盤整備を検討し、周辺環境と調和した職住近接の住宅地づくりを進める地区」と位置づけられている。



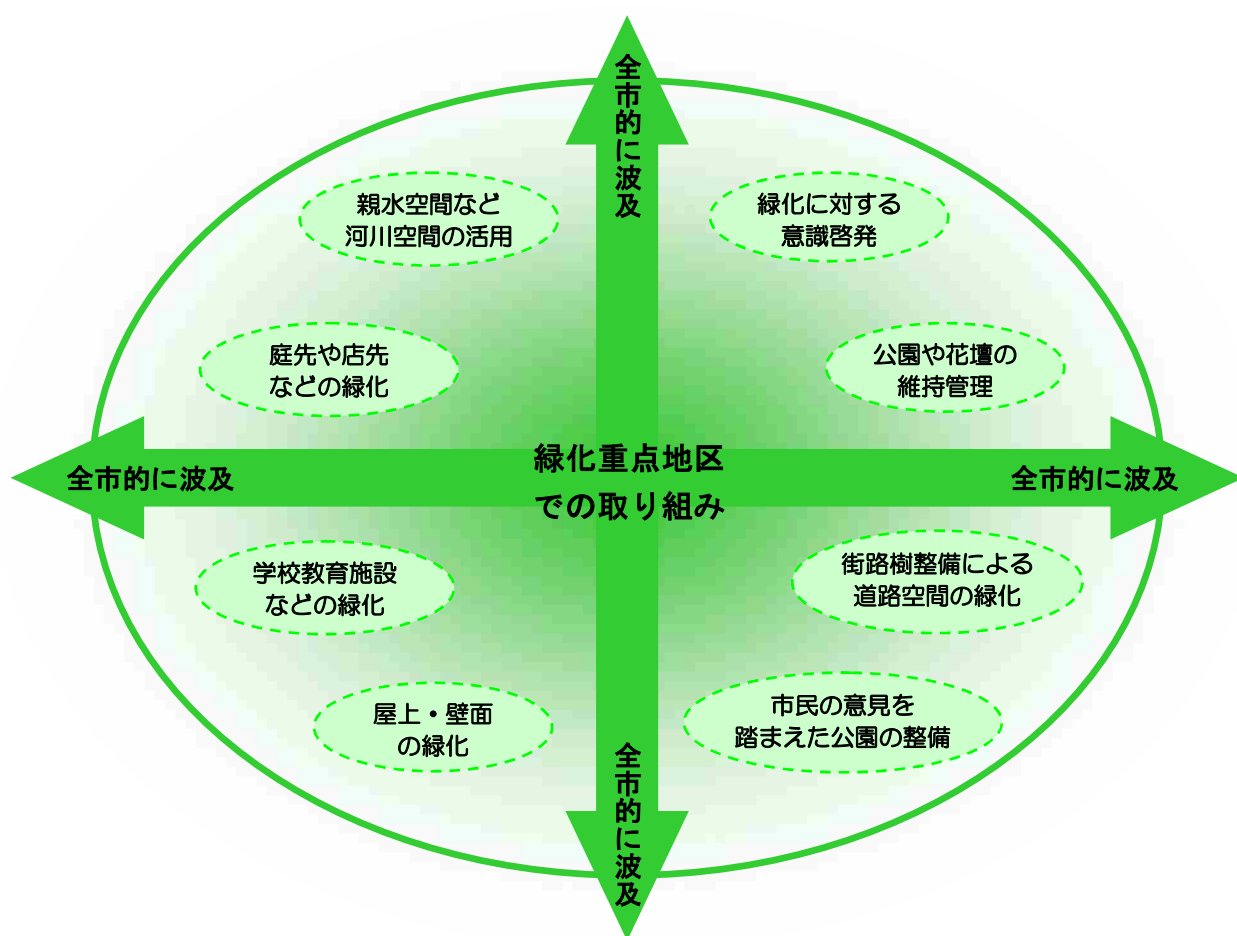


## 6-2 緑化重点地区の緑化推進による波及効果（ねらい）

緑化重点地区における緑化推進の取り組みを計画的・継続的に実践し、市民の緑化に関する意識を啓発し、市民主体の緑化活動の取り組みの輪を広げていきます。

緑化重点地区の取り組みを全市的に広げ、市街地からのランドマークとなる丘陵地や一団の農地、河川環境などの優れた自然環境を活かした水と緑のネットワークづくりに取り組みます。

また、緑化重点地区における取り組みを踏まえつつ、花や緑の専門家の派遣や地域での活動を支える緑に関するまちづくり条例など、必要となる支援制度や仕組みについて検討を行いながら、全市的に普及していくこととします。



■ 緑化重点地区での取り組みによる波及効果のイメージ ■



## 6-3 八木町市街地地区

### (1) 地区の現況と課題

八木駅を中心として、八木支所・八木市民センター、京都中部総合医療センター、小中学校、郵便局、金融機関、商工会など、市民の日常生活に必要なサービスを提供する施設が集積しており、八木地域の中で中心的な役割を果たしています。

八木駅前には密集市街地が形成されており、狭小な幅員の道路が多くなっている一方で、駅の西部では、土地区画整理事業による計画的な市街地の整備が進められています。

地区の北部には比較的まとまった農地があり、これらの一部は生産緑地地区に指定されています。

市街地内に都市公園が整備されておらず、園部市街地に比べて公園・緑地の整備が遅れています。

地区内の公共施設については一定の緑化が行われていますが、八木駅前商店街などの密集市街地を中心として、身近な緑が不足しています。

### (2) 地区緑化の基本方針

(整備テーマ)

～ 新たな緑の創出、身近な緑化推進による 潤いのあるまちづくり ～

八木駅周辺の整備や八木駅西地区での土地区画整理事業などに併せて、緑化の推進や新たな公園・緑地の確保を図るとともに、公共公益施設や商店街・住宅地などの身近な生活空間での緑化を促進し、豊かな緑による潤いのあるまちづくりを進めます。

### (3) 地区緑化計画

#### ■八木駅前の景観形成、緑化推進

駅舎の整備を働きかけるとともに、駅前広場や道路空間の整備・緑化を推進することにより、地域住民だけでなく、訪れる人にも良好なイメージを印象づけ、地域のシンボル空間としての景観づくりに努めます。

駅周辺の整備、緑化にあたっては、八木駅西地区で施行中の土地区画整理事業との整合性を図ります。

#### ■土地区画整理事業実施地区（八木駅西地区）での緑化推進

現在施行中の土地区画整理事業における緑地の配置計画に基づいて、街区公園や緑地などの整備を進めます。

#### ■公共公益施設の緑化推進

地区内の主要な公共公益施設については、外構部の緑化やプランターの設置などによる緑化を推進し、市街地における景観向上と住民の緑化意識の啓発を図ります。

外構部の植栽は、緑化可能なスペースを最大限活用し、高木や低木、草花などを組み合わせることにより、表情豊かで生活に潤いを与える景観形成を目指します。

#### ■工業地の緑化推進

準工業地域内に立地する既存工場については、敷地周囲の植栽、駐車場や敷地の緑化・芝生化、壁面緑化など、工場敷地における総合的な緑化推進を図り、緑豊かな工業地景観の形成に努めます。

#### ■地域住民が主体となった身近な緑化推進

既存の商店街や住宅地では、建替えにあわせた前面道路からのセットバックによる緑化スペースの確保、プランターや生け垣の設置など、住民が主体となった緑化推進を図り、緑豊かで快適な居住環境の形成に取り組みます。

住宅地に残る空き地などの低未利用地は、地域住民の主体的な活動を促し、身近な地域の憩いの場としてのポケットパークの整備、個性的な花壇づくりなどに取り組みます。

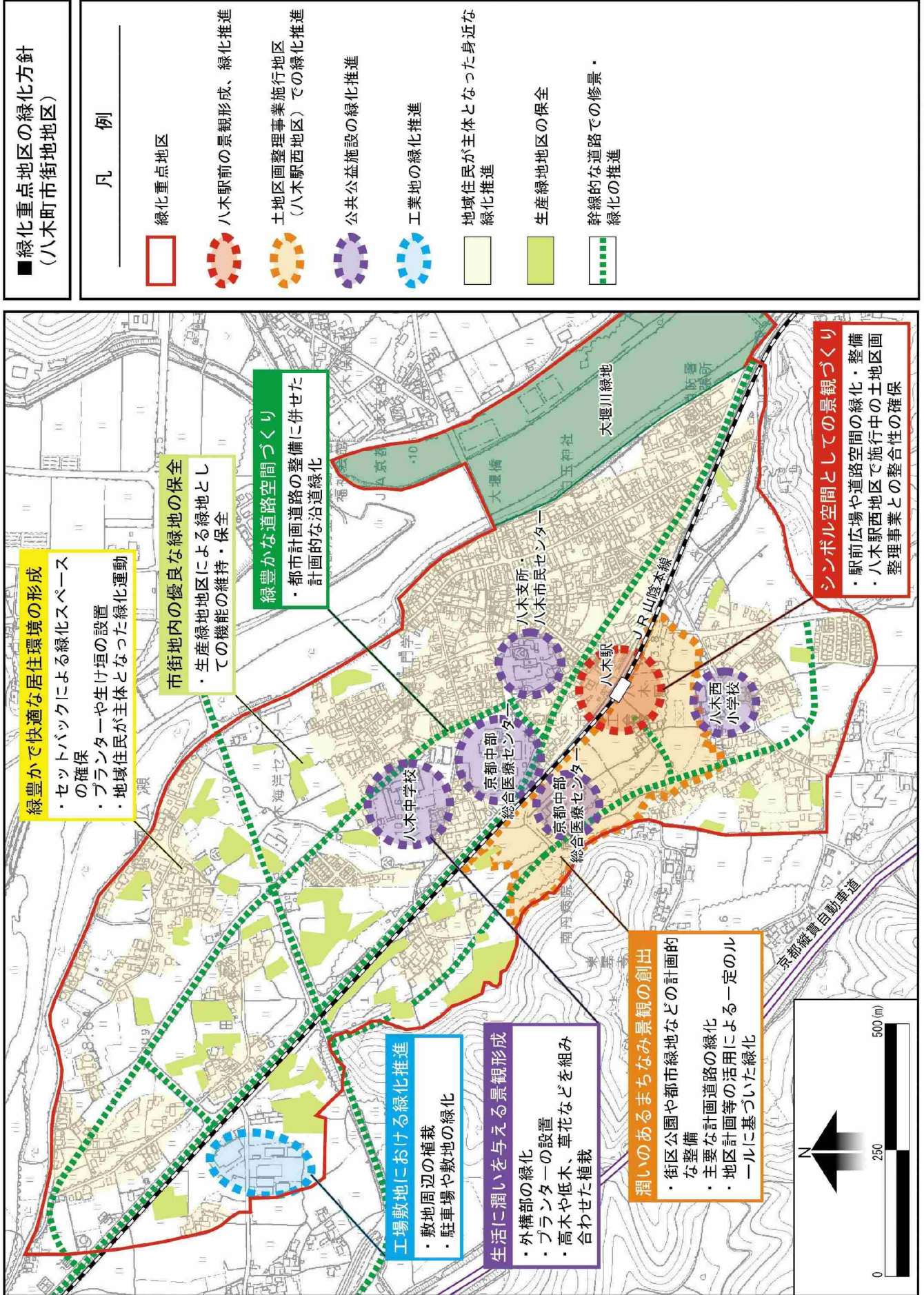
町内会や商工会等に働きかけ、地域住民が主体となったまちなみ緑化運動を進めることにより、緑を介した地域の活性化やコミュニケーションの創出を図ります。また、住民が主体となった活動を育成・支援するための緑化助成制度の制定を検討します。

#### ■生産緑地地区の保全

生産緑地地区については、今後とも緑地としての機能が維持されるように適正な保全を図ります。

#### ■幹線的な道路での修景・緑化の推進

未整備の都市計画道路については、整備に併せて計画的な沿道緑化を図り、緑豊かな道路空間づくりを進めます。



## 6-4 吉富駅西地区

### (1) 地区の現況と課題

吉富駅の西側に位置し、平成19年に編入された市街化区域の一部です。

地区計画による制限のため、地区の北西部に既存集落が形成されている他は農地が広がっています。

土地区画整理事業による基盤整備が予定されており、現在事業化に向けた検討が進められています。

### (2) 地区緑化の基本方針

(整備テーマ)

～ 計画的な緑地の確保による 緑豊かで住みやすいまちづくり ～

吉富駅西地区の土地区画整理事業の実施に併せて、計画的に公園・緑地の整備、主要な計画道路の緑化などを図るとともに、地区計画等を活用し、緑豊かで住みやすい住宅地の形成を進めます。

### (3) 地区緑化計画

#### ■吉富駅西側の景観形成、緑化推進

吉富駅西側は、地域の玄関口にふさわしい緑を活かした景観整備を図ります。

駅周辺の整備、緑化にあたっては、吉富駅西地区で検討が進められている土地区画整理事業との整合を図ります。

#### ■土地区画整理事業検討地区（吉富駅西地区）での緑化推進

現在検討されている土地区画整理事業における緑地の配置計画に基づいて、街区公園や緑地などの整備、主要な計画道路の緑化を進めます。

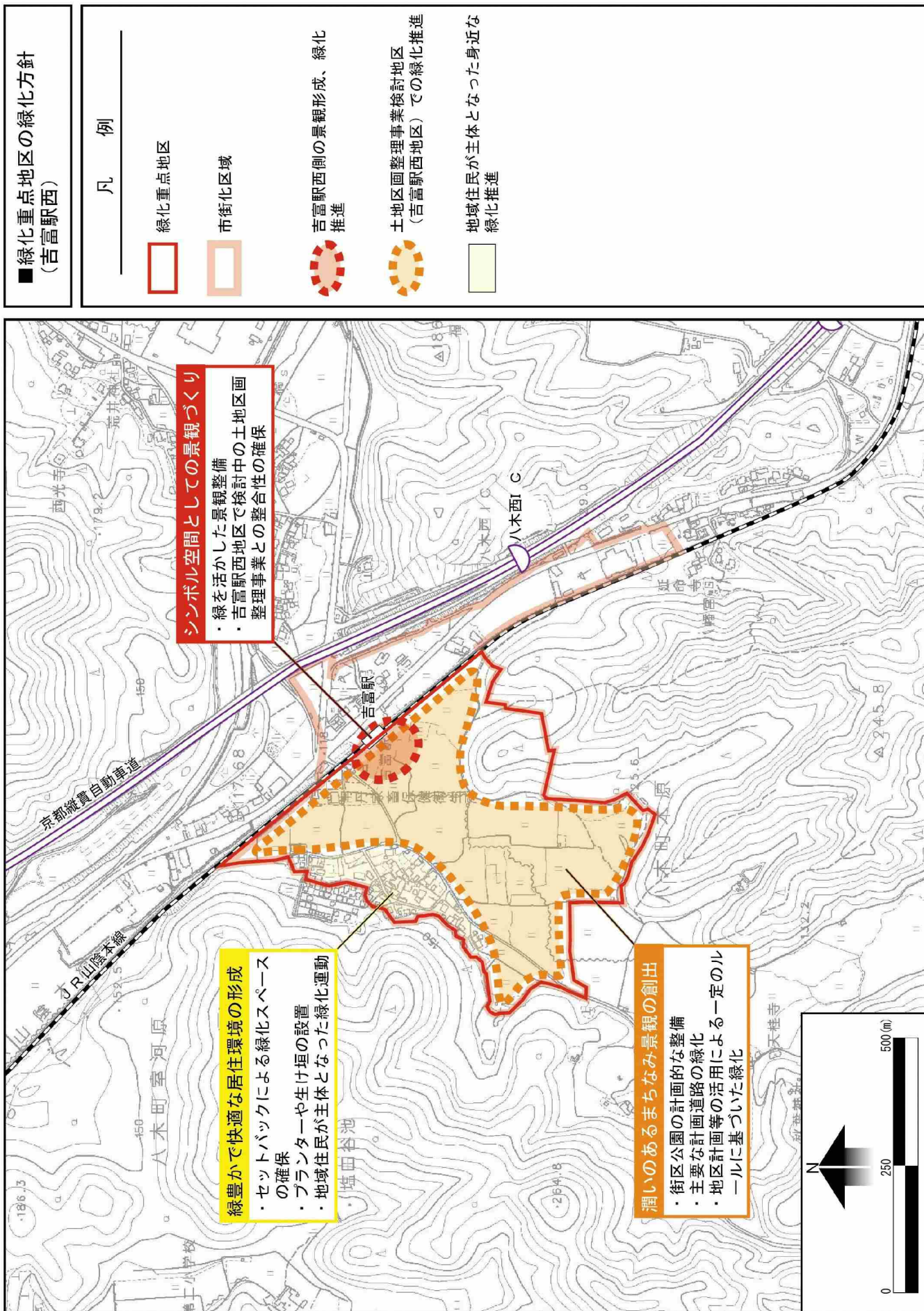
地区計画等の活用により、一定のルールに基づいた緑化、潤いのあるまちなみ景観の創出を図ります。

#### ■地域住民が主体となった身近な緑化推進

既存の集落では、建替えにあわせた前面道路からのセットバックによる緑化スペースの確保、プランターや生け垣の設置など、住民が主体となった緑化推進を図り、緑豊かで快適な居住環境の形成に取り組みます。

地域住民が主体となったまちなみ緑化運動を進めることにより、緑を介した地域の活性化やコミュニケーションの創出を図ります。また、住民が主体となった活動を育成・支援するための緑化助成制度の制定を検討します。





南丹市緑の基本計画

緑地の整備目標総括表

様式-1

年次	【参考】当初計画基準年(平成22(2010)年度末)						基準年(平成30(2018)年度末)						目標年次(令和9(2027)年度末)						備考		
	市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域					
	整備量	m <sup>2</sup> /人		整備量	m <sup>2</sup> /人		整備量	m <sup>2</sup> /人		整備量	m <sup>2</sup> /人		整備量	m <sup>2</sup> /人		整備量	m <sup>2</sup> /人				
公園等種別	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人			
住区基幹公園	16	7.67	5.40	21	12.99	5.70	17	7.76	5.21	22	13.09	5.98	21	8.72	6.17	26	14.05	6.90	(1)~(3)の計		
街区公園	15	5.37	3.78	18	6.52	2.86	16	5.46	3.66	19	6.62	3.02	20	6.42	4.54	23	7.58	3.72	(1)		
近隣公園	1	2.30	1.62	2	4.66	2.04	1	2.30	1.54	2	4.66	2.13	1	2.30	1.63	2	4.66	2.29	(2)		
地区公園	-	-	-	1	1.81	0.79	-	-	-	1	1.81	0.83	-	-	-	1	1.81	0.89	(3)		
都市基幹公園	1	10.50	7.39	1	19.00	8.33	1	10.50	7.05	1	19.00	8.68	1	10.50	7.43	1	19.00	9.33	(4)~(5)の計		
総合公園	1	10.50	7.39	1	19.00	8.33	1	10.50	7.05	1	19.00	8.68	1	10.50	7.43	1	19.00	9.33	(4)		
運動公園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(5)		
(基幹公園計)	17	18.17	12.80	22	31.99	14.03	18	18.26	12.26	23	32.09	14.65	22	19.22	13.60	27	33.05	16.23	(1)~(5)の計		
凡例	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(6)~(10)の計		
風致公園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(6)		
動植物公園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(7)		
歴史公園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(8)		
墓園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(9)		
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(10)		
広場公園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(11)		
広域公園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(12)		
緩衝緑地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(13)		
都市緑地	-	-	-	1	5.24	2.30	-	-	-	1	5.24	2.39	-	-	-	1	13.50	6.63	(14)		
緑道	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(15)		
都市林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(16)		
国の設置によるもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(17)		
(都市公園計)	17	18.17	12.80	23	37.23	16.33	18	18.26	12.26	24	37.33	17.05	22	19.22	13.60	28	46.55	22.86	(1)~(17)の計		
地域の広場	32	1.10	0.77	68	7.48	3.28	32	1.10	0.74	68	7.48	3.42	32	1.10	0.78	68	7.48	3.67	(18)		
運動場	-	-	-	1	1.60	0.70	-	-	-	1	1.60	0.73	-	-	-	1	1.60	0.79	(19)		
公共公益施設	10	13.92	9.80	15	16.80	7.37	11	14.50	9.73	16	17.38	7.94	11	14.50	10.26	16	17.38	8.54	(20)		
(公共施設緑地計)	42	15.02	10.58	84	25.88	11.35	43	15.60	10.47	85	26.46	12.08	43	15.60	11.04	85	26.46	13.00	(18)~(20)の計		
(都市公園等合計)	59	33.19	23.37	107	63.11	27.68	61	33.86	22.72	109	63.79	29.13	65	34.82	24.64	113	73.01	35.86	(1)~(20)の計		
(民間施設緑地計)	14	1.55	1.09	128	15.65	6.86	14	1.55	1.04	128	15.65	7.15	14	1.55	1.10	128	15.65	7.69	(21)		
(施設緑地合計)	73	34.74	24.46	235	78.76	34.54	75	35.41	23.77	237	79.44	36.27	79	36.37	25.74	241	88.66	43.55	(22)=(1)~(21)の計		
緑地保全配慮地区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	64.00	31.43	(23)		
風致地区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(24)		
生産緑地地区	-	9.90	6.97	-	9.90	4.34	-	10.05	6.74	-	10.05	4.59	-	9.64	6.82	-	9.64	4.73	(25)		
農振農用地区域	-	-	-	-	1,528.50	670.39	-	-	-	-	1,509.59	689.31	-	-	-	-	1,509.59	741.45	(26)		
河川区域	-	13.90	9.79	-	129.44	56.77	-	13.90	9.79	-	129.44	56.77	-	13.90	9.79	-	129.44	56.77	(27)		
保安林区域	-	-	-	-	952.45	417.74	-	-	-	-	857.97	391.77	-	-	-	-	857.97	421.40	(28)		
その他法によるもの	-	-	-	2	0.34	0.15	-	-	-	2	0.34	0.16	-	-	-	2	0.34	0.17	(29)		
(法によるもの計)	-	23.80	16.76	2	2,620.63	1,149.40	-	23.95	16.07	2	2,507.39	1,144.93	-	23.54	16.66	3	2,570.98	1,262.76	(23)~(29)の計		
(緑地協定)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(30)		
(条例等によるもの)	-	-	-	1	6.00	2.63	-	-	-	1	6.00	2.74	-	-	-	1	6.00	2.95	(31)		
(小計)	-	23.80	16.76	3	2,626.63	1,152.03	-	23.95	16.07	3	2,513.39	1,147.67	-	23.54	16.66	4	2,576.98	1,265.71	(32)=(23)~(31)の計		
地域制緑地間の重複	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(33)		
(地域制緑地計)	-	23.80	16.76	3	2,626.63	1,152.03	-	23.95	16.07	3	2,513.39	1,147.67	-	23.54	16.66	4	2,576.98	1,265.71	(34)=(32)-(33)		
施設-地域制緑地間の重複	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(35)		
緑地総計	73	58.54	41.23	238	2,705.39	1,186.58	75	59.36	39.84	240	2,592.83	1,183.94	79	59.91	42.40	245	2,665.64	1,309.26	(36)=(22)+(34)-(35)		
人口	市街化区域人口	14,200人						市街化区域人口	14,900人						市街化区域人口	14,130人					
	都市計画区域人口	22,800人						都市計画区域人口	21,900人						都市計画区域人口	20,360人					
面積	市街化区域面積	566ha						市街化区域面積	566ha						市街化区域面積	566ha					
	都市計画区域面積	9,415ha						都市計画区域面積	9,415ha						都市計画区域面積	9,415ha					
緑地の確保目標水準	市街化区域面積に対する割合	10.35%						市街化区域面積に対する割合	10.49%						市街化区域面積に対する割合	10.59%					
	都市計画区域面積に対する割合	28.73%						都市計画区域面積に対する割合	27.54%						都市計画区域面積に対する割合	28.31%					
都市公園等の目標水準 (住民1人当たり面積)	都市公園	16.33m <sup>2</sup> /人						都市公園	17.05m <sup>2</sup> /人						都市公園	22.86m <sup>2</sup> /人					
	都市公園等	27.68m <sup>2</sup> /人						都市公園等	29.13m <sup>2</sup> /人						都市公園等	35.86m <sup>2</sup> /人					

図面 対象 番号	種別	都決 番号	名称	都市計画 決定面積 平成30年度末 (ha) (A)	整備現況 平成30年度末 (ha) (B)	整備目標 目標年次 令和9年度末 (ha) (C)	新規拡大 (ha) (D=C-B)	5年以内 に重点的 に整備す るもの	緑地の位置 (目標年次)		備 考
									市街化 区域内面積 (ha)	市街化調整 区域内面積 (ha)	
街区1	街区公園	2・2・101	木崎町公園	0.69	0.69	0.69	-	(整備済)	0.69	-	
街区2	"	2・2・102	城南町公園	0.27	0.27	0.27	-	(整備済)	-	0.27	
街区3	"	2・2・103	小山西町公園	0.30	0.30	0.30	-	(整備済)	0.30	-	
街区4	"	2・2・105	上木崎町公園	0.20	0.20	0.20	-	(整備済)	0.20	-	
街区5	"	2・2・106	横田1号公園	0.20	0.20	0.20	-	(整備済)	0.20	-	
街区6	"	2・2・107	横田2号公園	0.20	0.20	0.20	-	(整備済)	0.20	-	
街区7	"	2・2・108	横田3号公園	0.15	0.15	0.15	-	(整備済)	0.15	-	
街区8	"	2・2・109	横田4号公園	0.62	0.62	0.62	-	(整備済)	0.62	-	
街区9	"	2・2・110	横田5号公園	0.20	0.20	0.20	-	(整備済)	0.20	-	
街区10	"	2・2・111	小山東町1号公園	0.89	0.89	0.89	-	(整備済)	0.89	-	
街区11	"	2・2・112	二本松公園	0.29	0.29	0.29	-	(整備済)	0.29	-	
街区12	"	2・2・113	内林町1号公園	0.27	0.27	0.27	-	(整備済)	0.27	-	
街区13	"	2・2・114	内林町2号公園	0.10	0.10	0.10	-	(整備済)	0.10	-	
街区14	"	2・2・115	内林町3号公園	0.22	0.22	0.22	-	(整備済)	0.22	-	
街区15	"	2・2・116	内林町4号公園	0.10	0.10	0.10	-	(整備済)	0.10	-	
街区16	"	2・2・201	八木東公園	0.36	0.36	0.36	-	(整備済)	-	0.36	
街区17	"		新町公園		0.80	0.80	-	(整備済)	0.80	-	
街区18	"		城南町防災公園		0.53	0.53	-	(整備済)	-	0.53	
街区19	"		小山東町2号公園		0.23	0.23	-	(整備済)	0.23	-	
街区20	"	新規1	(仮称)八木西1号公園		-	0.16	0.16		0.16	-	八木駅西土地区画整理事業
街区21	"	新規2	(仮称)八木西2号公園		-	0.16	0.16		0.16	-	"
街区22	"	新規3	(仮称)吉富1号公園		-	0.32	0.32		0.32	-	吉富駅西土地区画整理事業検討地区
街区23	"	新規4	(仮称)吉富2号公園		-	0.32	0.32		0.32	-	"
街区公園 計 (23箇所)				5.06	6.62	7.58	0.96	-	6.42	1.16	
近隣1	近隣公園	3・3・101	健楽憩の園	2.30	2.30	2.30	-	(整備済)	2.30	-	
近隣2	"		文覚ふれあい公園		2.36	2.36	-	(整備済)	-	2.36	
近隣公園 計 (2箇所)				2.30	4.66	4.66	-		2.30	2.36	
地区1	地区公園		西地区コミュニティ公園		1.81	1.81	-	(整備済)	-	1.81	
地区公園 計 (1箇所)				-	1.81	1.81	-		-	1.81	
住区基幹公園 計 (26箇所)				7.36	13.09	14.05	0.96		8.72	5.33	
総合1	総合公園	5・5・1	園部公園	19.00	19.00	19.00	-	(整備済)	10.50	8.50	
総合公園 計 (1箇所)				19.00	19.00	19.00	-		10.50	8.50	
都市基幹公園 計 (1箇所)				19.00	19.00	19.00	-		10.50	8.50	
公園 計 (27箇所)				26.36	32.09	33.05	0.96		19.22	13.83	
緑地1	都市緑地		第1号大堰川緑地	13.50	5.24	13.50	8.26		-	13.50	
緑地 計 (1箇所)				13.50	5.24	13.50	8.26		-	13.50	
都市公園 計 (28箇所)				39.86	37.33	46.55	9.22		19.22	27.33	

図面 対象 番号	種別	都決 番号	名称	都市計画 決定面積 平成30年度末 (ha) (A)	整備現況 平成30年度末 (ha) (B)	整備目標 目標年次 令和9年度末 (ha) (C)	新規拡大 (ha) (D=C-B)	5年以内 に重点的 に整備す るもの	緑地の位置 (目標年次)		備 考
									市街化 区域内面積 (ha)	市街化調整 区域内面積 (ha)	
広場1	地域の広場		美園町 公園		0.02	0.02	-	(整備済)	0.02	-	
広場2	〃		木崎町 公園		0.04	0.04	-	(整備済)	0.04	-	
広場3	〃		上木崎町 ゲートボール場		0.04	0.04	-	(整備済)	0.04	-	
広場4	〃		上木崎町 公園		0.01	0.01	-	(整備済)	0.01	-	
広場5	〃		上木崎町 B公園		0.01	0.01	-	(整備済)	0.01	-	
広場6	〃		若松町 こども遊園地		0.05	0.05	-	(整備済)	0.05	-	
広場7	〃		新町 公園		0.01	0.01	-	(整備済)	0.01	-	
広場8	〃		小桜町 蓮池公園		0.06	0.06	-	(整備済)	0.06	-	
広場9	〃		小桜町 A公園		0.01	0.01	-	(整備済)	0.01	-	
広場10	〃		小桜町 B公園		0.01	0.01	-	(整備済)	0.01	-	
広場11	〃		小桜町 C公園		0.01	0.01	-	(整備済)	0.01	-	
広場12	〃		栄町 公園		0.01	0.01	-	(整備済)	0.01	-	
広場13	〃		栄町 児童公園		0.01	0.01	-	(整備済)	0.01	-	
広場14	〃		栄町 チビッコ広場		0.01	0.01	-	(整備済)	0.01	-	
広場15	〃		小山西町 A公園		0.01	0.01	-	(整備済)	0.01	-	
広場16	〃		小山西町 B公園		0.03	0.03	-	(整備済)	0.03	-	
広場17	〃		小山西町 C公園		0.01	0.01	-	(整備済)	0.01	-	
広場18	〃		小山西町 春日団地公園A		0.16	0.16	-	(整備済)	0.16	-	
広場19	〃		小山西町 春日団地公園B		0.03	0.03	-	(整備済)	0.03	-	
広場20	〃		小山西町 春日団地公園C		0.03	0.03	-	(整備済)	0.03	-	
広場21	〃		横田 公園		0.02	0.02	-	(整備済)	0.02	-	
広場22	〃		上本町 上本町公園		0.07	0.07	-	(整備済)	0.07	-	
広場23	〃		城南町 城南町公園		0.02	0.02	-	(整備済)	0.02	-	
広場24	〃		小桜町 城南町テニスコート		0.20	0.20	-	(整備済)	0.20	-	
広場25	〃		半田 広場		0.44	0.44	-	(整備済)	-	0.44	
広場26	〃		口人 広場		0.16	0.16	-	(整備済)	-	0.16	
広場27	〃		口司 広場		0.17	0.17	-	(整備済)	-	0.17	
広場28	〃		黒田 広場		0.07	0.07	-	(整備済)	-	0.07	
広場29	〃		大西 広場		0.10	0.10	-	(整備済)	-	0.10	
広場30	〃		穴人 広場		0.22	0.22	-	(整備済)	-	0.22	
広場31	〃		船阪 広場		0.15	0.15	-	(整備済)	-	0.15	
広場32	〃		船阪 親水広場		1.40	1.40	-	(整備済)	-	1.40	
広場33	〃		仁江 広場		0.09	0.09	-	(整備済)	-	0.09	
広場34	〃		竹井 広場		0.54	0.54	-	(整備済)	-	0.54	
広場35	〃		熊崎 広場		0.06	0.06	-	(整備済)	-	0.06	
広場36	〃		新堂 広場		0.14	0.14	-	(整備済)	-	0.14	
広場37	〃		千妻 広場		0.18	0.18	-	(整備済)	-	0.18	
広場38	〃		曾我谷 広場		0.22	0.22	-	(整備済)	-	0.22	
広場39	〃		船岡 広場		0.04	0.04	-	(整備済)	-	0.04	



図面 対象 番号	種別	都決 番号	名称	都市計画 決定面積 平成30年度末 (ha) (A)	整備現況 平成30年度末 (ha) (B)	整備目標 目標年次 令和9年度末 (ha) (C)	新規拡大 (ha) (D=C-B)	5年以内 に重点的 に整備す るもの	緑地の位置 (目標年次)		備 考
									市街化 区域内面積 (ha)	市街化調整 区域内面積 (ha)	
広場40	地域の広場		高屋 広場		0.03	0.03	-	(整備済)	-	0.03	
広場41	"		大戸 広場		0.08	0.08	-	(整備済)	-	0.08	
広場42	"		熊原 広場		0.18	0.18	-	(整備済)	-	0.18	
広場43	"		越方 広場		0.10	0.10	-	(整備済)	-	0.10	
広場44	"		佐切 広場		0.07	0.07	-	(整備済)	-	0.07	
広場45	"		八木広場 鹿草		0.01	0.01	-	(整備済)	0.01	-	
広場46	"		八木広場 東所		0.02	0.02	-	(整備済)	0.02	-	
広場47	"		八木広場 西町裏		0.06	0.06	-	(整備済)	0.06	-	
広場48	"		八木広場 本町5丁目		0.04	0.04	-	(整備済)	0.04	-	
広場49	"		八木広場 河原		0.01	0.01	-	(整備済)	0.01	-	
広場50	"		八木広場 東久保		0.03	0.03	-	(整備済)	0.03	-	
広場51	"		南広瀬 広場		0.03	0.03	-	(整備済)	0.03	-	
広場52	"		大藪 広場		0.02	0.02	-	(整備済)	0.02	-	
広場53	"		船枝 広場		0.21	0.21	-	(整備済)	-	0.21	
広場54	"		室橋 広場		0.09	0.09	-	(整備済)	-	0.09	
広場55	"		諸畑 広場		0.08	0.08	-	(整備済)	-	0.08	
広場56	"		室河原 広場		0.11	0.11	-	(整備済)	-	0.11	
広場57	"		野条 広場		0.06	0.06	-	(整備済)	-	0.06	
広場58	"		氷室の郷 広場		0.32	0.32	-	(整備済)	-	0.32	
広場59	"		氷所 広場		0.26	0.26	-	(整備済)	-	0.26	
広場60	"		玉ノ井 広場		0.03	0.03	-	(整備済)	-	0.03	
広場61	"		池上 広場		0.15	0.15	-	(整備済)	-	0.15	
広場62	"		北広瀬 広場		0.13	0.13	-	(整備済)	-	0.13	
広場63	"		西田井尻 広場		0.02	0.02	-	(整備済)	-	0.02	
広場64	"		西田 広場		0.10	0.10	-	(整備済)	-	0.10	
広場65	"		青戸 広場		0.07	0.07	-	(整備済)	-	0.07	
広場66	"		観音寺 広場		0.10	0.10	-	(整備済)	-	0.10	
広場67	"		北屋賀 広場		0.15	0.15	-	(整備済)	-	0.15	
広場68	"		屋賀 広場		0.06	0.06	-	(整備済)	-	0.06	
地域の広場 計			68箇所	-	7.48	7.48	-		1.10	6.38	
運動場1	運動場		KPCスポーツセンター		1.60	1.60	-	(整備済)	-	1.60	
運動場 計			(1箇所)	-	1.60	1.60	-		-	1.60	

図面 対象 番号	種別	都決 番号	名称	都市計画 決定面積 平成30年度末 (ha) (A)	整備現況 平成30年度末 (ha) (B)	整備目標 目標年次 令和9年度末 (ha) (C)	新規拡大 (ha) (D=C-B)	5年以内 に重点的 に整備す るもの	緑地の位置 (目標年次)		備 考
									市街化 区域内面積 (ha)	市街化調整 区域内面積 (ha)	
公共1	公共公益施設		園部小学校		0.94	0.94	-	(整備済)	0.94	-	グラウンド等面積
公共2	〃		園部第二小学校		0.64	0.64	-	(整備済)	0.64	-	〃
公共3	〃		八木西小学校		0.48	0.48	-	(整備済)	0.48	-	〃
公共4	〃		八木東小学校		0.94	0.94	-	(整備済)	-	0.94	〃
公共5	〃		園部中学校		0.36	0.36	-	(整備済)	0.36	-	〃
公共6	〃		八木中学校		0.96	0.96	-	(整備済)	0.96	-	〃
公共7	〃		桜が丘中学校		0.58	0.58	-	(整備済)	0.58	-	〃
公共8	〃		園部高等学校		1.28	1.28	-	(整備済)	1.28	-	〃
公共9	〃		京都聖カタリナ高等学校		0.58	0.58	-	(整備済)	0.58	-	〃
公共10	〃		京都医療科学大学		0.34	0.34	-	(整備済)	0.34	-	〃
公共11	〃		京都建築大学校・ 京都伝統工芸大学校		1.34	1.34	-	(整備済)	1.34	-	〃
公共12	〃		佛教大学園部キャンパス		7.00	7.00	-	(整備済)	7.00	-	〃
公共13	〃		旧川辺小学校		0.32	0.32	-	(整備済)	-	0.32	〃
公共14	〃		旧摩気小学校		0.44	0.44	-	(整備済)	-	0.44	〃
公共15	〃		旧新庄小学校		0.59	0.59	-	(整備済)	-	0.59	〃
公共16	〃		旧吉富小学校		0.59	0.59	-	(整備済)	-	0.59	〃
公共公益施設 計 (16箇所)				-	17.38	17.38	-		14.50	2.88	
公共施設緑地 計 (85箇所)				-	26.46	26.46	-		15.60	10.86	
都市公園等 計 (113箇所)				39.86	63.79	73.01	9.22		34.82	38.19	
民間1	神社・寺院		福泉寺		0.15	0.15	-	(整備済)	-	0.15	
民間2	〃		妙楽寺		0.04	0.04	-	(整備済)	-	0.04	
民間3	〃		摩気神社		0.25	0.25	-	(整備済)	-	0.25	
民間4	〃		蛭子神社		0.06	0.06	-	(整備済)	-	0.06	
民間5	〃		龍穩寺		0.33	0.33	-	(整備済)	-	0.33	
民間6	〃		安養寺		0.10	0.10	-	(整備済)	-	0.10	
民間7	〃		興禅寺		0.15	0.15	-	(整備済)	-	0.15	
民間8	〃		九品寺		0.30	0.30	-	(整備済)	-	0.30	
民間9	〃		八幡宮		0.07	0.07	-	(整備済)	-	0.07	
民間10	〃		菅原神社		0.18	0.18	-	(整備済)	-	0.18	
民間11	〃		昌林寺		0.24	0.24	-	(整備済)	-	0.24	
民間12	〃		八幡宮		0.23	0.23	-	(整備済)	-	0.23	
民間13	〃		八幡宮		0.10	0.10	-	(整備済)	-	0.10	
民間14	〃		熊野神社		0.02	0.02	-	(整備済)	-	0.02	
民間15	〃		観景寺		0.20	0.20	-	(整備済)	-	0.20	
民間16	〃		法積寺		0.18	0.18	-	(整備済)	-	0.18	
民間17	〃		大森神社		0.11	0.11	-	(整備済)	-	0.11	
民間18	〃		都々古和気神社		0.07	0.07	-	(整備済)	-	0.07	
民間19	〃		医昌寺		0.10	0.10	-	(整備済)	-	0.10	

図面 対象 番号	種別	都決 番号	名称	都市計画 決定面積 平成30年度末 (ha) (A)	整備現況 平成30年度末 (ha) (B)	整備目標 目標年次 令和9年度末 (ha) (C)	新規拡大 (ha) (D=C-B)	5年以内 に重点的 に整備す るもの	緑地の位置 (目標年次)		備 考
									市街化 区域内面積 (ha)	市街化調整 区域内面積 (ha)	
民間20	神社・寺院		普賢寺		0.05	0.05	-	(整備済)	-	0.05	
民間21	〃		日向神社		0.08	0.08	-	(整備済)	-	0.08	
民間22	〃		旭照寺		0.10	0.10	-	(整備済)	-	0.10	
民間23	〃		大乘寺		0.07	0.07	-	(整備済)	-	0.07	
民間24	〃		春日神社		0.11	0.11	-	(整備済)	-	0.11	
民間25	〃		香林寺		0.18	0.18	-	(整備済)	-	0.18	
民間26	〃		城崎神社		0.20	0.20	-	(整備済)	0.20	-	
民間27	〃		若宮神社		0.08	0.08	-	(整備済)	0.08	-	
民間28	〃		西福寺		0.09	0.09	-	(整備済)	0.09	-	
民間29	〃		三輪神社		0.06	0.06	-	(整備済)	0.06	-	
民間30	〃		青松寺		0.11	0.11	-	(整備済)	-	0.11	
民間31	〃		本福寺		0.16	0.16	-	(整備済)	0.16	-	
民間32	〃		加茂神社		0.06	0.06	-	(整備済)	-	0.06	
民間33	〃		元興寺		0.15	0.15	-	(整備済)	-	0.15	
民間34	〃		龍眼院		0.12	0.12	-	(整備済)	-	0.12	
民間35	〃		吉備神社		0.11	0.11	-	(整備済)	-	0.11	
民間36	〃		清源寺		0.30	0.30	-	(整備済)	-	0.30	
民間37	〃		長徳寺		0.11	0.11	-	(整備済)	-	0.11	
民間38	〃		春日神社		0.16	0.16	-	(整備済)	-	0.16	
民間39	〃		日吉神社		0.04	0.04	-	(整備済)	-	0.04	
民間40	〃		正福寺		0.15	0.15	-	(整備済)	-	0.15	
民間41	〃		西林寺		0.05	0.05	-	(整備済)	-	0.05	
民間42	〃		常昌寺		0.03	0.03	-	(整備済)	-	0.03	
民間43	〃		八幡神社		0.02	0.02	-	(整備済)	0.02	-	
民間44	〃		宝福寺		0.09	0.09	-	(整備済)	0.09	-	
民間45	〃		浄教寺		0.13	0.13	-	(整備済)	0.13	-	
民間46	〃		教泉寺		0.17	0.17	-	(整備済)	0.17	-	
民間47	〃		妙光寺		0.16	0.16	-	(整備済)	0.16	-	
民間48	〃		教伝寺		0.18	0.18	-	(整備済)	-	0.18	
民間49	〃		南陽寺		0.25	0.25	-	(整備済)	0.25	-	
民間50	〃		生身天満宮		0.69	0.69	-	(整備済)	-	0.69	
民間51	〃		春日神社		0.01	0.01	-	(整備済)	0.01	-	
民間52	〃		願正寺		0.09	0.09	-	(整備済)	0.09	-	
民間53	〃		大国玉神社		0.08	0.08	-	(整備済)	-	0.08	
民間54	〃		林松寺		0.15	0.15	-	(整備済)	-	0.15	
民間55	〃		治宮神社		0.07	0.07	-	(整備済)	-	0.07	
民間56	〃		朝倉神社		0.10	0.10	-	(整備済)	-	0.10	
民間57	〃		一原神社		0.28	0.28	-	(整備済)	-	0.28	
民間58	〃		大蔵寺		0.13	0.13	-	(整備済)	-	0.13	

図面 対象 番号	種別	都決 番号	名称	都市計画 決定面積 平成30年度末 (ha) (A)	整備現況 平成30年度末 (ha) (B)	整備目標 目標年次 令和9年度末 (ha) (C)	新規拡大 (ha) (D=C-B)	5年以内 に重点的 に整備す るもの	緑地の位置 (目標年次)		備 考
									市街化 区域内面積 (ha)	市街化調整 区域内面積 (ha)	
民間59	神社・寺院		徳雲寺		0.25	0.25	-	(整備済)	-	0.25	
民間60	〃		佛名寺		0.12	0.12	-	(整備済)	-	0.12	
民間61	〃		鏡神社		0.05	0.05	-	(整備済)	-	0.05	
民間62	〃		月読神社		0.21	0.21	-	(整備済)	-	0.21	
民間63	〃		地藏院		0.05	0.05	-	(整備済)	-	0.05	
民間64	〃		平伝寺		0.05	0.05	-	(整備済)	-	0.05	
民間65	〃		若宮神社		0.12	0.12	-	(整備済)	-	0.12	
民間66	〃		春日神社		0.11	0.11	-	(整備済)	-	0.11	
民間67	〃		蟠根寺		0.08	0.08	-	(整備済)	-	0.08	
民間68	〃		住頭神社		0.02	0.02	-	(整備済)	-	0.02	
民間69	〃		禅福寺		0.09	0.09	-	(整備済)	-	0.09	
民間70	〃		武尾神社		0.13	0.13	-	(整備済)	-	0.13	
民間71	〃		玉泉寺		0.05	0.05	-	(整備済)	-	0.05	
民間72	〃		太神宮社		0.13	0.13	-	(整備済)	-	0.13	
民間73	〃		永昌寺		0.08	0.08	-	(整備済)	-	0.08	
民間74	〃		慈久神社		0.08	0.08	-	(整備済)	-	0.08	
民間75	〃		康安寺		0.06	0.06	-	(整備済)	-	0.06	
民間76	〃		八幡宮		0.05	0.05	-	(整備済)	-	0.05	
民間77	〃		天桂寺		0.05	0.05	-	(整備済)	-	0.05	
民間78	〃		春日神社		0.05	0.05	-	(整備済)	-	0.05	
民間79	〃		八幡宮		0.04	0.04	-	(整備済)	-	0.04	
民間80	〃		延命寺		0.07	0.07	-	(整備済)	-	0.07	
民間81	〃		鳥羽田神社		0.02	0.02	-	(整備済)	-	0.02	
民間82	〃		福田寺		0.12	0.12	-	(整備済)	-	0.12	
民間83	〃		福寿寺		0.09	0.09	-	(整備済)	-	0.09	
民間84	〃		船井神社		0.21	0.21	-	(整備済)	-	0.21	
民間85	〃		長安寺		0.07	0.07	-	(整備済)	-	0.07	
民間86	〃		野家守神社		0.25	0.25	-	(整備済)	-	0.25	
民間87	〃		八幡神社		0.03	0.03	-	(整備済)	-	0.03	
民間88	〃		春日神社		0.04	0.04	-	(整備済)	-	0.04	
民間89	〃		久昌寺		0.14	0.14	-	(整備済)	-	0.14	
民間90	〃		三輪神社		0.02	0.02	-	(整備済)	-	0.02	
民間91	〃		山神神社		0.05	0.05	-	(整備済)	-	0.05	
民間92	〃		如城寺		0.11	0.11	-	(整備済)	-	0.11	
民間93	〃		林泉寺		0.07	0.07	-	(整備済)	-	0.07	
民間94	〃		八幡神社		0.10	0.10	-	(整備済)	-	0.10	
民間95	〃		池上院		0.28	0.28	-	(整備済)	-	0.28	
民間96	〃		巖島神社		0.01	0.01	-	(整備済)	-	0.01	
民間97	〃		龍興寺		0.24	0.24	-	(整備済)	-	0.24	



図面 対象 番号	種別	都決 番号	名称	都市計画 決定面積 平成30年度末 (ha) (A)	整備現況 平成30年度末 (ha) (B)	整備目標 目標年次 令和9年度末 (ha) (C)	新規拡大 (ha) (D=C-B)	5年以内 に重点的 に整備す るもの	緑地の位置 (目標年次)		備 考
									市街化 区域内面積 (ha)	市街化調整 区域内面積 (ha)	
民間98	神社・寺院		東雲寺		0.07	0.07	-	(整備済)	-	0.07	
民間99	〃		本能寺妙徳教会		0.04	0.04	-	(整備済)	0.04	-	
民間100	〃		春日神社		0.35	0.35	-	(整備済)	-	0.35	
民間101	〃		阿弥陀寺		0.12	0.12	-	(整備済)	-	0.12	
民間102	〃		岡神社		0.32	0.32	-	(整備済)	-	0.32	
民間103	〃		八幡神社		0.09	0.09	-	(整備済)	-	0.09	
民間104	〃		久留守神社		0.15	0.15	-	(整備済)	-	0.15	
民間105	〃		政徳寺		0.10	0.10	-	(整備済)	-	0.10	
民間106	〃		清源寺		0.13	0.13	-	(整備済)	-	0.13	
民間107	〃		泉谷寺		0.03	0.03	-	(整備済)	-	0.03	
民間108	〃		蔭涼寺		0.13	0.13	-	(整備済)	-	0.13	
民間109	〃		稲荷神社		0.05	0.05	-	(整備済)	-	0.05	
民間110	〃		護国寺		0.18	0.18	-	(整備済)	-	0.18	
民間111	〃		水上院		0.04	0.04	-	(整備済)	-	0.04	
民間112	〃		大送神社		0.36	0.36	-	(整備済)	-	0.36	
民間113	〃		幡日佐神社		0.23	0.23	-	(整備済)	-	0.23	
民間114	〃		瑞雲寺		0.17	0.17	-	(整備済)	-	0.17	
民間115	〃		住吉神社		0.12	0.12	-	(整備済)	-	0.12	
民間116	〃		智恵寺		0.12	0.12	-	(整備済)	-	0.12	
民間117	〃		大辻神社		0.20	0.20	-	(整備済)	-	0.20	
民間118	〃		大日寺		0.21	0.21	-	(整備済)	-	0.21	
民間119	〃		金乃比羅神社		0.02	0.02	-	(整備済)	-	0.02	
民間120	〃		西来寺		0.07	0.07	-	(整備済)	-	0.07	
民間121	〃		住吉神社		0.07	0.07	-	(整備済)	-	0.07	
民間122	〃		興禅寺		0.07	0.07	-	(整備済)	-	0.07	
民間123	〃		道永寺		0.04	0.04	-	(整備済)	-	0.04	
民間124	〃		八幡神社		0.05	0.05	-	(整備済)	-	0.05	
民間125	〃		安楽寺		0.09	0.09	-	(整備済)	-	0.09	
民間126	〃		宗神社		0.07	0.07	-	(整備済)	-	0.07	
民間127	〃		西光寺		0.06	0.06	-	(整備済)	-	0.06	
民間128	〃		荒井神社		0.06	0.06	-	(整備済)	-	0.06	
神社・寺院 計			(128箇所)	-	15.65	15.65	-		1.55	14.10	
民間施設緑地 計			(128箇所)	-	15.65	15.65	-		1.55	14.10	

図面 対象 番号	種別	名称	都市計画 決定面積		指定目標		新規拡大 (ha) (D=C-B)	5年以内 に重点的 に指定す るもの	緑地の位置 (目標年次)		備 考
			平成30年度末 (ha) (A)	平成30年度末 (ha) (B)	目標年次 令和9年度末 (ha) (C)	市街化 区域内面積 (ha)			市街化調整 区域内面積 (ha)		
その他法1	法によるもの	(仮称)天神山緑地保全配慮地区		-	64.00	64.00			-	64.00	
その他法2	〃	生産緑地地区	10.05	10.05	10.05	-			9.64	-	
その他法3	〃	農業振興地域農用地区域		1,509.50	1,509.50	-			-	1,509.50	
その他法4	〃	河川区域		129.44	129.44	-			13.90	115.54	
その他法5	〃	保安林区域		857.97	857.97	-			-	857.97	
その他法6	〃	天然記念物 朝倉神社の大スギ		0.04	0.04	-			-	0.04	
その他法7	〃	黒田古墳		0.30	0.30	-			-	0.30	
法によるもの 計 (7箇所)			10.05	2,507.30	2,507.30	-			23.54	2,483.35	
条例等1	条例等によるもの	京都市文化財環境保全地区		6.00	6.00	-			-	6.00	
条例等によるもの 計 (1箇所)			-	6.00	6.00	-			-	6.00	